

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令 新旧対照表目次

○	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	1
	（第一条関係）	
○	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）（抄）	282
	（第二条関係）	
○	社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）（抄）	290
	（第三条関係）	
○	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百四十五号）（抄）	339
	（第四条関係）	
○	国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七七号）（抄）	342
	（第五条関係）	
○	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）	343
	（第六条関係）	
○	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）（抄）	358
	（第七条関係）	
○	地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）（抄）	363
	（第八条関係）	
○	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）	373
	（第九条関係）	
○	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）（抄）	375
	（第十条関係）	
○	国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）（抄）	398
	（第十一条関係）	
○	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（抄）	402
	（第十二条関係）	

○	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）	（抄）	408
	（第十三条関係）		
○	地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）	（抄）	414
	（第十四条関係）		
○	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）	（抄）	428
	（附則第二項関係）		

◎ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条の二）</p> <p>第二章 組合及び連合会</p> <p>第一節 組合（第六条―第十七条）</p> <p>第二節 市町村連合会（第十七条の二―第二十条）</p> <p>第三節 地方公務員共済組合連合会（第二十一条―第二十一条の三）</p> <p>第三章 給付</p> <p>第一節 通則（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第二節 短期給付（第二十三条の二―第二十四条）</p> <p>第三節 長期給付（第二十五条―第二十五条の十二）</p> <p>第四節 給付の制限（第二十六条・第二十七条）</p> <p>第四章 実施機関積立金及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用（第二十七条の二・第二十七条の三）</p> <p>第五章 費用の負担（第二十八条―第三十条の二の二）</p> <p>第六章 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第三十条の三―第三十条の六）</p> <p>第七章 地方公務員共済組合審査会（第三十一条―第三十八条）</p> <p>第八章 継続長期組合員等の特例（第三十九条―第五十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条の二）</p> <p>第二章 組合及び連合会</p> <p>第一節 組合（第六条―第十七条）</p> <p>第二節 市町村連合会（第十七条の二―第二十条）</p> <p>第三節 地方公務員共済組合連合会（第二十一条―第二十一条の四）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章 給付（第二十三条―第二十七条）</p> <p>第五章 費用の負担（第二十八条―第三十条の二の二）</p> <p>第五章の二 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第三十条の三―第三十条の六）</p> <p>第六章 地方公務員共済組合審査会（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章 継続長期組合員等の特例（第三十九条―第五十二条）</p>

第九章 団体組合員の特例（第五十三条―第六十五条）

第十章 雑則（第六十六条―第六十八条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」若しくは「期末手当等」、「組合」、「厚生年金保険給付組合積立金」、「退職等年金給付組合積立金」、「市町村連合会」、「厚生年金保険給付調整積立金」、「退職等年金給付調整積立金」、「受給権者」、「標準期末手当等の額」、「短期給付」、「標準報酬の月額」若しくは「標準報酬の月額」、「国の組合」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「掛金等」、「継続長期組合員」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「主務大臣」若しくは「主務省令」若しくは「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の新法」、「国の旧法」、「国の旧法等」、「国の旧長期組合員」、「国の更新組合員」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第二条第一項各号、第三条第一項、第二十四条、第

第九章 団体組合員の特例（第五十三条―第六十六条）

第十章 雑則（第六十六条の二―第六十八条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「給料」若しくは「期末手当等」、「組合」、「市町村連合会」、「災害給付積立金」、「長期給付積立金」、「国の組合」、「受給権者」、「地方公共団体の長」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「団体職員」若しくは「団体組合員」、「主務大臣」若しくは「主務省令」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」、「警察職員」若しくは「特例継続組合員」若しくは「特例退職掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「障害共済年金」若しくは「遺族共済年金」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の旧法」若しくは「国の新法」、「国の旧法等」、「国の旧長期組合員」、「国の旧長期組合員」、「国の長期組合員」、「国の更新組合員」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第二条第一項各号、第三条第一項、第二十七条第一項、第三十六条第一項、第三十八条の八第一項、第四十条第二項ただし書、第四十三条第一項、第四百条、第四百四

二十四条の二、第二十七条第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の八の二第一項、第四十二条第一項、第四十四条第一項、第五十四条の二、第五十七条第一項第二号、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第一百四十四条第一項、第四百零二条第二項、第四百零二条第一項、第四百零四条の二第二項、第四百零四条の二十九第一項若しくは附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号以下「施行法」という。）第二条第一項第二号、第三号、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十五号の二から第三十七号まで、第三十九号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、報酬若しくは期末手当等、組合、厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金、市町村連合会、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金、受給権者、標準期末手当等の額、短期給付、標準報酬の月額若しくは標準報酬の月額、国の組合、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、掛金等、継続長期組合員、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、主務大臣若しくは主務省令若しくは特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の新法、国の旧法、国の旧法等、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済法、沖縄の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

(報酬)

十二条第一項、第四百零二条の二第二項、第四百零二条の三第一項若しくは第三項、第四百零二条の二十九第一項、附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項、附則第二十八条の四第一項若しくは附則第二十八条の七第四項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）第二条第一項第二号、第三号、第四号の二、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十六号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、給料若しくは期末手当等、組合、市町村連合会、災害給付積立金、長期給付積立金、国の組合、受給権者、地方公共団体の長、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、団体職員若しくは団体組合員、主務大臣若しくは主務省令、特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金、警察職員若しくは特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、障害共済年金若しくは遺族共済年金、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の旧法若しくは国の新法、国の旧法等、国の旧長期組合員、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済法、沖縄の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

(給料)

第五条 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法（昭和二十二年法

律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、次に掲げる手当とする。

- 一 特定任期付職員業績手当
- 二 任期付研究員業績手当
- 三 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）
- 四 退職手当
- 五 三月を超える期間ごとに支給される手当（前各号に掲げる手当を除く。）

2 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る同条第一項に規定する給料（以下「給料」という。）及び報酬に含まれる同条第二項に規定する手当（以下「報酬に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める報酬又は給与のうち同条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

- 一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条（地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七条第一項及び附則第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員
地方公営企業法第三十八条第一項に規定する給与

- 二 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員 同法第四十八条第一項に規定する報酬

第五条

法第二条第一項第五号に規定する給与で政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与とする。

- 一 地方公務員法第三条第三項に掲げる特別職の職員（第三号に掲げる者を除く。） その支給を受ける給料につき、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給料として総務大臣の定める方法により算定した金額

- 二 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規

三 特定地方独立行政法人の職員 地方独立行政法人法第五十一条第一項に規定する給与

四 第二条第三号に掲げる者 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第七条に規定する給与

五 第二条第四号の二に掲げる者 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する報酬及び同法第六条第二項に規定する給与

六 第二条第五号に掲げる者 地方自治法第二百三条の二第一項に規定する報酬

(期末手当等)

第五条の二 第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、前条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる手当とする。

2 第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる同条第二項に規定する手当(以下「期末手当等に含まれる手当」という。)に準ずるものとして政令で定めるものは、

定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員(これらの職員のうち前号及び次号に掲げる者を除く。)その支給を受ける給与のうち地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

三 第二条第五号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与として総務大臣の定める方法により算定した金額

(期末手当等)

第五条の二 第二条第一項第六号に規定する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とする。

2 第二条第一項第六号に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものは、地方公営企業法第三十八条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人の職員が支給を受ける給与のうち、地方自治法第二百四条第二項

前条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる職員の区分に応じ、当該各号（第六号を除く。）に定める報酬又は給与のうち同法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

第二章 組合及び連合会

第一節 組合

（定足数）

第十一条 組合会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める組合会の議員及び当該各号に定める組合会の議員以外の組合会の議員が、それぞれの議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた議員がなおそれぞれの議員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた議員がそれぞれの議員の定数の半数に達しても出席議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した議員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

一（三）（略）

（厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て）

第十五条 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、毎事業年度、当該組合の厚生年金保険給付（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金（第二十一条の二

に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与とする。

第二章 組合及び連合会

第一節 組合

（定足数）

第十一条 組合会は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員が、それぞれの議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた議員がなおそれぞれの議員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた議員がそれぞれの議員の定数の半数に達しても出席議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した議員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

一（三）（略）

（長期給付に充てるべき積立金の積立て）

第十五条 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度の末日において、当該組合の当該事業年度における長期給付（国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金

第一項及び第三十条の五において「厚生年金拠出金」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）を含む。次項及び次条第一項において同じ。）に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を厚生年金保険給付組合積立金として積み立てるものとする。

2 組合は、毎事業年度、当該組合の厚生年金保険給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の厚生年金保険給付組合積立金を取り崩すものとする。

3 組合は、毎事業年度、当該組合の退職等年金給付に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を退職等年金給付組合積立金として積み立てるものとする。

4 組合は、毎事業年度、当該組合の退職等年金給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の退職等年金給付組合積立金を取り崩すものとする。

（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用）

第十六条 組合は、業務上の余裕金（厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金（以下「厚生年金保険給付組合積立金等資金」という。）及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金（以下「退職等年金給付組合積立金等資金」という。）を除く。以下この条において同じ。）の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 銀行その他主務省令で定める金融機関への預金又は貯金
- 二 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担を含む。以下この条及び第二十一条の二において同じ。）に係る業務上の余裕金を、長期給付に充てるべき積立金として積み立てなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（資金の運用）

第十六条 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。

- 一 銀行その他主務省令で定める金融機関への預金
- 二 地方公共団体の一時借入れに対する貸付け

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第一項第三号において同じ。）又は信託業務を営む金融機関への信託

四 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）の取得

五 不動産の取得、譲渡又は貸付け

六 組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。次条第一項第四号において同じ。）の保険料の払込み

七 当該組合の経理単位（主務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十一号において同じ。）に対する資金の貸付け

2 (略)

3 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）は、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第四号に規定する有価証券（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得、譲渡若しくは貸付け又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

(削除)

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託

四 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券の取得

五 不動産の取得

六 組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

(新設)

2 (略)

3 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。次項及び第五項において同じ。）は、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第四号に規定する有価証券（国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

4 組合は、業務上の余裕金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針につき主務大臣の承認を受けた場合において、当該基本方針に

(削除)

4 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第五号に掲げる不動産の取得、譲渡若しくは貸付け又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（総務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合にはあらかじめ総務大臣の承認を、その業務上の余裕金を同項第四号に規定する有価証券（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得に運用しようとする場合にはあらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、組合の業務上の余裕金の運用に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）

第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から

に基づいて、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（前項の規定により主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による主務大臣の承認を受けることを要しない。

5 組合は、前項の規定による承認を受けた基本方針を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

6 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第五号に掲げる不動産の取得又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（総務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合にはあらかじめ総務大臣の承認を、その業務上の余裕金を同項第四号に規定する有価証券（国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得に運用しようとする場合にはあらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、法第二十五条の規定による組合の業務上の余裕金の運用については、主務大臣が定める。

(新設)

- 第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買
- 二 預金又は貯金（年積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣が定めるものに限る。）
- 三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。
- イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法
- ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号口に規定する契約をいう。）であつて組合が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結
- 四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み
- 五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫

、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。））、同法第二條第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一條の二三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二條第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同法第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間におい

て外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 前項の規定により同項第一号に掲げる有価証券（国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

3 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（資金の運用に関する契約）

第十六条の三 組合は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のた

（新設）

め忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

- 一 第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約
- 二 前条第一項第三号に規定する投資一任契約
- 三 第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

(厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金以外の資金の運用計画)

第十七条 法第二十五条後段の規定による地方職員共済組合等（法第五条第二項に規定する地方職員共済組合等をいう。以下同じ。）の業務上の余裕金（厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金を除く。）の運用計画の作成は、総務省令で定める支部（定款で定めるところにより設けられる従たる事務所をいう。）についてしなければならない。

第二節 市町村連合会

(構成組合に行わせることができる業務)

第十七条の二 法第二十七条第四項の規定により市町村連合会が構成組合（同条第二項に規定する構成組合をいう。以下同じ。）に行わせることができる業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 厚生年金保険給付を受ける権利の裁定又は退職等年金給付を受ける権利の決定の請求の受理及びこれらの請求に係る事実についての審査を行うこと。

二 厚生年金保険給付又は退職等年金給付の額の改定の請求の受理及

第十七条 法第二十五条後段の規定による地方職員共済組合等（法第五条第二項に規定する地方職員共済組合等をいう。以下同じ。）の業務上の余裕金の運用計画の作成は、総務省令で定める支部（定款で定めるところにより設けられる従たる事務所をいう。）についてしなければならない。

第二節 市町村連合会

(構成組合に行わせることができる業務)

第十七条の二 法第二十七条第四項の規定により市町村連合会が構成組合（同条第二項に規定する構成組合をいう。以下この節において同じ。）に行わせることができる業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 法による長期給付を受ける権利の決定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査を行うこと。

二 法による年金である給付の額の改定の請求の受理及びその請求に

びこれらの請求に係る事実についての審査を行うこと。

三 法第四十二条第二項の規定により退職等年金給付を受ける権利の決定に関し公務上の災害に対する補償の実施機関の意見を聴くこと。

四 厚生年金保険法第九十六条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受ける者に対し、又は法第八十五条第一項の規定により退職等年金給付の支給を受ける者に対し、書類その他の物件の提出を求めること。

五 厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金及び退職等年金給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用を行うこと（組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資する方法として総務大臣が定める方法によるものに限る。）。

六（略）

254（略）

（構成組合に業務の一部を行わせる場合の技術的読替え）

第十七条の三 法第二十七条第四項の規定により市町村連合会が同条第二項に規定する業務の一部を構成組合に行わせる場合における法第十二条第一項、第三十四条第一項、第四十二条第二項、第八十五条第一項及び第四百四十四条の二十五の規定並びに第十六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十二 条第一項	業務	業務（第二十七条第二項に規定する構成組合） （以下この項において「構成組合」という。） にあつては、同条第四項の規定により当該 構成組合が行うこととされた業務を含む。以

係る事実についての審査を行うこと。

三 法第四十三条第二項の規定により公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴くこと。

四 法第七十七条第一項の規定により法による年金である給付の支給を受ける者に対して書類その他の物件の提出を求めること。

五 長期給付に係る業務上の余裕金を管理すること（組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資する方法として総務大臣が定める方法によるものに限る。）。

六（略）

254（略）

（構成組合に業務の一部を行わせる場合の技術的読替え）

第十七条の三 法第二十七条第四項の規定により市町村連合会が業務の一部を構成組合に行わせる場合における法第十二条、第三十四条及び第四百四十四条の二十五の規定の適用については、法第十二条第一項中「業務」とあるのは「業務（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、第二十七条第四項の規定によりこれらの組合が行うこととされた業務を含む。以下この条において同じ。）」と、法第三十条第一項中「業務」とあるのは「業務（第二十七条第四項の規定により構成組合に行わせることとされた業務を除く。以下この条において同じ。）」と、法第四百四十四条の二十五中「組合又は」とあるのは「組合若しくは市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合又は」

法第三十 四 条第一 項	業務	下この条において同じ。） 業務（第二十七条第四項の規定により構成組 合に行わせることとされた業務を除く。次項 及び第三項において同じ。）
法第四十 二 条第二 項	組合	構成組合（第二十七条第二項に規定する構成 組合をいう。第八十五条第一項及び第四百十 四条の二十五において同じ。）
法第八十 五 条第一 項	組合	構成組合
法第四十 四 条の 二十五	組合又は	市町村連合会若しくは構成組合又は
第十六 条の二 の見 出し	厚生年金 保険給付 組合積立 金等資金 及び退職 等年金給 付組合積 立金等資 金	厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金及び 退職等年金給付に係る業務上の余裕金
第十六 条の二 第一 項	組合（指 定都市職 員共済組 合、市町	構成組合（法第二十七条第二項に規定する構 成組合をいう。以下この条において同じ。）

とする。

<p>第十六条 の二第三 項</p>	<p>組合は、 厚生年金 保険給付 組合積立 金等資金 退職等年</p>	<p>を、次に 掲げる方 法として</p>	<p>を、次に掲げる方法（組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資する方法として総務大臣が定めるものに限る。）</p>	<p>を、次に掲げる方法（組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資する方法として総務大臣が定めるものに限る。）</p>	<p>厚生年金 保険給付 組合積立 金等資金 退職等年 金給付組 合積立金 等資金</p>	<p>村職員共 済組合及 び都市職 員共済組 合を除く 。以下こ の条にお いて同じ 。）</p>	<p>厚生年金 保険給付に 係る業務上 の余裕金</p>	<p>厚生年金 保険給付に 係る業務上 の余裕金</p>	<p>厚生年金 保険給付に 係る業務上 の余裕金</p>	<p>厚生年金 保険給付に 係る業務上 の余裕金</p>	<p>厚生年金 保険給付に 係る業務上 の余裕金</p>	<p>厚生年金 保険給付に 係る業務上 の余裕金</p>
----------------------------	--	-------------------------------	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--

第十六条 の二第四 項	組合の厚 生年金保 険給付組 合積立金 等資金	構成組合の厚生年金保険給付に係る業務上の 余裕金
	退職等年 金給付組 合積立金 等資金	退職等年金給付に係る業務上の余裕金

(災害給付積立金の払込み)

第十八条 構成組合は、災害給付積立金（法第三十六条第一項に規定する災害給付積立金をいう。附則第三条及び第五十条の二第四項において同じ。）に充てるため、毎年一月、四月、七月及び十月の十日までに、それぞれの月の前三月の組合員の標準報酬等合計額（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額をいう。以下同じ。）の総額の千分の〇・六に相当する金額を市町村連合会に払い込まなければならない。

(災害給付積立金の払込み)

第十八条 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、災害給付積立金に充てるため、毎年一月、四月、七月及び十月の十日までに、それぞれの月の前三月の組合員の給料（法第一百零四条第三項及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた給料をいい、任意継続組合員にあつては、当該前三月の任意継続掛金の標準となつた額（第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額をいう。）をいう。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等（地方公務員法第三条第三項に規定する特別職の職員、組合の役員、連合会（法第四百四十一条第二項に規定する連合会をいう。）の役員並びに職員引継一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。））、定款変更一般地方独立行政法人及び職員

(災害給付に要する資金の交付)

第十九条 市町村連合会は、構成組合の請求に基づき、当該構成組合が災害給付（これに係る法第五十四条に規定する短期給付を含む。）を行う必要があるときは、必要な資金を当該構成組合に交付する。

(準用規定)

第二十条 第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の総会について、第十五条の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立てについて、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は市町村連合会の業務上の余剰金の管理及び運用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条各号列記以外	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める組合会の議員及び	議員
の部分		

引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員をいう。以下同じ。）である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とそれぞれの月の前三月の組合員の期末手当等（法第一百四十三条及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額の千分の〇・六に相当する金額を、市町村連合会に払い込まなければならない。

(災害給付に要する資金の交付)

第十九条 市町村連合会は、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の請求に基づき、当該組合が災害給付（これに係る法第五十四条に規定する短期給付を含む。）を行う必要があるときは、必要な資金を当該組合に交付する。

(準用規定)

第二十条 第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の総会について、第十五条の規定は市町村連合会の長期給付に充てるべき積立金の積立てについて、第十六条第一項から第五項まで及び第七項の規定は市町村連合会の資金の運用について準用する。この場合において、第十一条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員」とあり、及び「それぞれの議員」とあるのは「議員」と、第十三条中「他の議員」とあるのは「他の議員（当該出席することができない議員が指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長である議員である場合には、他の議員又は法第十二条第一項の規定に

	当該各号に定める組合会の議員以外の組合会の議員	
第十三条	それぞれの議員 他の議員	議員 他の議員（当該出席することとができない議員が法第二十七条第二項に規定する構成組合（以下この節において「構成組合」という。）の理事長である議員である場合には、他の議員又は法第十二条第一項の規定により当該組合の理事長が指定した者）
第十四条第三項	組合	市町村連合会
第十五条第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	市町村連合会
第十五条第二項から第四項まで	当該組合 組合は	市町村連合会 市町村連合会 市町村連合会
第十六条第一項	組合は	市町村連合会

より当該組合の理事長が指定した者」と、第十四条第三項中「組合の事務所」とあるのは「市町村連合会の事務所」と、第十五条中「組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）」とあり、及び第十六条第一項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、同項第二号中「地方公共団体の一時借入れ」とあるのは「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の借入れ」と、同項第六号中「組合員」とあるのは「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員」と、同条第二項、第四項及び第五項中「組合」とあり、並びに同条第三項中「組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。次項及び第五項において同じ。）」とあるのは「市町村連合会」と、同条第七項中「法第二十五条」とあるのは「法第三十八条第一項において準用する法第二十五条」と、「組合」とあるのは「市町村連合会」と読み替えるものとする。

第十号	第十六条の 二第一項第 四号	組合員	地方公共団体の一時借 入れ	構成組合の借入れ
	第十六条の 二第一項第 三号ロ	組合	の条において同じ。）	市町村連合会
	第十六条の 二第一項	組合（指定都市職員共 済組合、市町村職員共 済組合及び都市職員共 済組合を除く。以下こ の条において同じ。）	市町村連合会	市町村連合会
	第十六条第 三項	組合を除く。）		
	第十六条第 二項	組合	市町村連合会	市町村連合会
	第十六条第 一項第七号	主務省令	総務省令	市町村連合会
	第十六条第 一項第六号	当該組合		
	第十六条第 一項第二号	組合員	構成組合の組合員	
	第十六条第 一項	地方公共団体の一時借 入れ	構成組合の借入れ	

第十六条の 二第一項第 十一号	当該組合	市町村連合会
第十六条の 二第三項	組合は	市町村連合会は
第十六条の 二第四項	組合の	市町村連合会の
第十六条の 三	組合	市町村連合会

第三節 地方公務員共済組合連合会

(厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の払込み)

第二十一条 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この節において同じ。）は、厚生年金保険給付調整積立金に充てるため、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、厚生年金保険給付組合積立金のうちから、当該事業年度中における厚生年金保険給付組合積立金の増加見込額に百分の三十を乗じて得た金額に相当するものを地方公務員共済組合連合会に払い込まなければならない。

2 組合は、退職等年金給付調整積立金に充てるため、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、法第百十三条第二項第三号に規定する掛金及び負担金の見込額の百分の五に相当する金額を地方公務員共済組合連合会に払い込まなければならない。

第三節 地方公務員共済組合連合会

(長期給付積立金の払込み)

第二十一条 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この節において同じ。）は、長期給付積立金に充てるため、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、当該事業年度の末日において第十五条（前条において準用する場合を含む。）以下この節において同じ。）の規定により積み立てるべき積立金の当該事業年度中における増加見込額に、百分の三十を乗じて得た金額に相当する金額を、地方公務員共済組合連合会に払い込まなければならない。

2 前項に定めるもののほか、組合は、長期給付積立金に充てるため、総務省令で定めるところにより、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十九号。以下「昭和五十八年法律第五十九号」という。）の施行の日の前日における地方公務員等共済

(厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに退職等年金給付に要する資金の交付)

第二十一条の二 地方公務員共済組合連合会は、組合の請求に基づき、当該組合の厚生年金拠出金又は基礎年金拠出金に要する資金が不足していると認められるときは、総務省令で定めるところにより、必要な資金を当該組合に交付する。

2 地方公務員共済組合連合会は、組合の請求に基づき、当該組合の退職等年金給付に要する資金が不足していると認められるときは、総務省令で定めるところにより、必要な資金を当該組合に交付する。

(準用規定)

第二十一条の三 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の見出し	厚生年金保険給付組合 積立金等資金及び退職 等年金給付組合積立金 等資金	厚生年金保険給付調整積立 金等資金及び退職等年金給 付調整積立金等資金
----------	---	---

組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（以下「昭和六十一年改正前の令」という。）第十五条の規定による責任準備金の積立額に、百分の三十を乗じて得た金額に相当する金額を、地方公務員共済組合連合会に払い込まなければならない。

(長期給付に要する資金の交付)

第二十一条の二 地方公務員共済組合連合会は、組合の請求に基づき、当該組合の長期給付に要する資金が不足していると認められるときは、総務省令で定めるところにより、必要な資金を当該組合に交付する。

(新設)

(長期給付積立金の運用)

第二十一条の三 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、その前事業年度の決算につき法第三十八条の九第一項において準用する法第二十二條第二項の報告をした後二月以内に、長期給付積立金として積み立てられた額のうち、警察共済組合に係る前事業年度の末日における第十五条の規定による積立金のうち国の職員である組合員の長期給付に充てるべきものとして積み立てられた金額（以下この項において「国の職員である組合員に係る積立金」という。）と前事業年度の末日における長期給付積立金のうち当該組合から払い込まれた金額に係る部分で国の職員である組合員に係る積立金に係るもの額との合算額

第十六条第一項	組合は	地方公務員共済組合連合会
	(厚生年金保険給付組合積立金 厚生年金保険給付組合積立金等資金 及び退職等年金給付組合積立金 退職等年金給付組合積立金等資金 地方公共団体の一時借入れ	(厚生年金保険給付調整積立金 厚生年金保険給付調整積立金等資金 及び退職等年金給付調整積立金 退職等年金給付調整積立金等資金 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。))又は市町村連合会の借入れ
第十六条第一項第六号	組合員	全ての組合の組合員
	当該組合 主務省令	地方公務員共済組合連合会 総務省令
第十六条第二項	組合	地方公務員共済組合連合会
	組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。)	地方公務員共済組合連合会
第十六条第三項	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給
	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給
二の見出し		

に百分の三十を乗じて得た金額に相当する金額を、財政融資資金に預託して運用しなければならない。

2 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、長期給付積立金として積み立てられた額のうち、すべての組合に係る当該事業年度の末日における第十五条の規定による積立金の見込額と長期給付積立金の見込額との合算額に百分の三十を乗じて得た金額から前項の規定により財政融資資金に預託して運用すべき金額を控除した金額に相当する金額を、地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得により運用するように努めなければならない。

	<p>等年金給付組合積立金等資金</p>	<p>付調整積立金等資金</p>
<p>第十六条の二第一項</p>	<p>組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p>
<p>第十六条の二第一項第三号ロ</p>	<p>組合</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p>
<p>第十六条の二第一項第四号</p>	<p>組合員</p>	<p>全ての組合の組合員</p>
<p>第十六条の二第一項第十号</p>	<p>地方公共団体の一時借入れ</p>	<p>組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ</p>
<p>第十六条の二第一項第十一号</p>	<p>当該組合</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p>
<p>第十六条の二第三項</p>	<p>組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金</p>	<p>地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金</p>
<p>第十六条の</p>	<p>組合の厚生年金保険給</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p>

二第四項	付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	の厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
三 第十六条の	組合	地方公務員共済組合連合会

(削除)

第三章 給付
第一節 通則

(組合員の資格取得時における標準報酬の特例)

(準用規定)

第二十一条の四 第十六条第一項から第五項まで及び第七項の規定は、地方公務員共済組合連合会の資金の運用について準用する。この場合において、同条第一項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、同項第二号中「地方公共団体の一時借入れ」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ」と、同項第六号中「組合員」とあるのは「全ての組合の組合員」と、同条第二項、第四項及び第五項中「組合」とあり、並びに同条第三項中「組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。次項及び第五項において同じ。）」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、同条第七項中「法第二十五条」とあるのは「法第三十八条の九第一項において準用する法第二十五条」と、「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と読み替えるものとする。

第三章 削除

(新設)

第二十二條 法第四十三條第八項後段の規定により定める報酬月額は、組合員の資格を取得した日の現在の報酬が日により支給されるものであるときは、当該組合員の資格を取得した日の属する月前一月間に同様の職務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した金額とし、当該組合員の資格を取得した日の現在の報酬が週その他日及び月以外の一定期間により支給されるものであるときは、その報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する金額とする。

(削除)

(支払未済の給付を受けるべき者の順位)

第二十三條 法第四十七條第三項に規定する同條第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子(死亡した者が法第七十六條第三号に規定する公務遺族年金(以下「公務遺族年金」という。))の受給権者である夫であつた場合における組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものを含む。)、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第二十二條 削除

第四章 給付

(平均給与月額額の算定における政令で定める数値)

第二十三條 法第四十四條第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三條第二項に規定する一般職の職員(以下単に「一般職の職員」という。)である組合員の給料の額に対する給与の月額額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。

2| 前項の給料の額に対する給与の月額額の平均的な割合は、最近の統計法(平成十九年法律第五十三号)第二條第六項に規定する基幹統計調査で地方公務員の給与に係るもの又はこれに準ずる総務大臣が行う調査に基づき、すべての地方公共団体の一般職の職員である組合員の給料の総額と地方自治法第二百四條第二項に規定する手当(期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態

第二節 短期給付

(一部負担金の割合が百分の三十となる場合)

第二十三条の三 法第五十七条第二項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受ける月の標準報酬の月額とし、同号に規定する政令で定める額は二十八万円とする。

2 (略)

(高額療養費算定基準額)

第二十三条の三の四 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 (略)

二 療養のあつた月の標準報酬の月額が八十三万円以上の組合員又はその被扶養者 二十五万二千六百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円)から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満

派遣手当を含む。)及び退職手当を除く。)の総額との合計額を当該給料の総額で除して得た割合とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特別職の職員等である組合員であつた期間に係る法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、一とする。

(新設)

(一部負担金の割合が百分の三十となる場合)

第二十三条の三 法第五十七条第二項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した給料の額は、療養の給付を受ける月の給料の額とし、同号に規定する政令で定める額は、二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)で除して得た額とする。

2 (略)

(高額療養費算定基準額)

第二十三条の三の四 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 (略)

二 療養のあつた月の給料の額が八十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一。次号及び第四号において同じ。)で除して得た額以上である組合員又はその被扶養者 二十五万二千六百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(

の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三 療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員又はその被扶養者 十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十八万円未満の組合員又はその被扶養者(次号に掲げる者を除く。) 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五 (略)

2 〵 9 (略)

その額が八十四万二千元に満たないときは、八十四万二千元)から八十四万二千元を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三 療養のあつた月の給料の額が五十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員又はその被扶養者 十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四 療養のあつた月の給料の額が二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員又はその被扶養者(次号に掲げる者を除く。) 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五 (略)

2 〵 9 (略)

(介護合算算定基準額)

第二十三条の三の七 前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 (略)

二 基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上の組合員
二百十二万円

三 基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員 百四十一万円

四 基準日が属する月の標準報酬の月額が二十八万円未満の組合員（次号に掲げる者を除く。） 六十万円

五 (略)

2～6 (略)

(削除)

(傷病手当金と退職老齢年金給付との調整)

第二十三条の六 (略)

(介護合算算定基準額)

第二十三条の三の七 前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 (略)

二 基準日が属する月の給料の額が八十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一。次号及び第四号において同じ。）で除して得た額以上の組合員 二百十二万円

三 基準日が属する月の給料の額が五十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員 百四十一万円

四 基準日が属する月の給料の額が二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員（次号に掲げる者を除く。） 六十万円

五 (略)

2～6 (略)

(傷病手当金の算定における政令で定める数値)

第二十三条の五の二 法第六十八条第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一。）とする。

(傷病手当金と退職老齢年金給付との調整)

第二十三条の六 (略)

2 法第六十八条第六項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）とする。

一 国民年金法による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三 （略）

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を

2 法第六十八条第六項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）とする。

一 国民年金法による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三 （略）

四 国の新法による退職共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号。以下「昭和六十年の改正法」という。）第一条の規定による改正前の国の新法（以下「昭和六十年改正前の国の新法」という。）及び昭和六十年国の改正法第二条の規定による改正前の国の施行法（第二十五条の六第四号において「昭和六十年改正前の国の施行法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

（新設）

五 退職共済年金（法第七十八条、附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は附則第二十六条の規定による退職共済年金をいう。第二十五条の四から附則第三十条の五までにおいて同じ

給付事由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給付事由とするもの及び特例年金給付（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由とするもの

八・九 （略）

（削除）

。並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の法（以下「昭和六十年改正前の法」という。）及び昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の施行法（第二十五条の六第五号において「昭和六十年改正前の施行法」という。）による年金である給付のうち退職を給付事由とするもの

（新設）

六 私立学校教職員共済法による退職共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給付事由とするもの及び特例年金給付（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由とするもの

八・九 （略）

（出產手当金の算定における政令で定める数値）

第二十三条の六の二 法第六十九条第一項に規定する政令で定める数値

(削除)

(削除)

(傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額)

第二十四条 法第七十一条に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、その者が支給を受ける報酬の額

は、第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）とする。

(育児休業手当金の額の算定における政令で定める数値)

第二十三条の七 法第七十条の二第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値とする。

(介護休業手当金の額の算定における政令で定める数値)

第二十三条の八 法第七十条の三第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値とする。

(傷病手当金等と給料との調整に係る基準額)

第二十四条 法第七十一条に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける給料の全部又は一部の金額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た金額（休業手当金の給付を受ける者にあつては、給料の全部又は一部の金額）以下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、その者が支給を受ける給料の全部又は一部の金額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た金額（休業手当金の給付を受ける者にあつては、給料の全部又は一部の金額）

2 傷病手当金の額が法第六十八条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものである場合における前項の規定の適用については、同項各号中「報酬の額」とあるのは、「報酬の額から法第六十八条第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額（当該差額が当該報酬の額を超えるときは、当該報酬の額）を控除した額」とする。

第三節 長期給付

（付与率を定める際に勘案する事情）

第二十五条 法第七十七条第二項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法による退職等年金給付が国の組合の組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額（同号に規定する地方の積立基準額をいう。以下同じ。）と国の積立基準額（国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額をいう。以下同じ。）との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。以下同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

2 傷病手当金の額が法第六十八条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものである場合における当該傷病手当金については、前項中「（休業手当金の給付を受ける者にあつては、給料の全部又は一部の金額）」とあるのは、「から法第六十八条第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額（当該差額が当該乗じて得た金額を超えるときは、当該乗じて得た金額）を控除した額」として、同項の規定を適用する。

（新設）

（併給の調整の対象とならない金額の特例）

第二十五条 法第七十六条第二項（法第百三条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する法第八十七条第四項若しくは第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第百三条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で定める金額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 法第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第百三条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金 当該障害共済年金の額からこれらの規定の適用がないものとした場合に算定されるべき法第八十七条第二項第一号に掲げる金額を控除した金額

二 法第九十条第二項本文（同条第四項において準用する場合を含む）

。の規定によりその額が算定される障害共済年金又は第百三条第二項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で法第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病（法第八十七条第二項に規定する公務等傷病をいう。以下同じ。）によるものであるもの
当該障害共済年金の額から、当該障害共済年金の受給権者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定されるべき法第八十七条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額

三 法第百三条第一項又は第二項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金（前号に掲げるものを除く。） 当該障害共済年金の額からこれらの規定の適用がないものとした場合に算定されるべき法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる金額を控除した金額

2 法第七十六条第二項に規定する法第九十九条の二第四項に定める金額のうち政令で定める金額は、同項に定める金額から同項の規定の適用がないものとした場合に算定されるべき同条第一項第一号イ(1)又はロ(1)に掲げる金額を控除した金額とする。

（併給の調整における他の法令の支給停止解除の規定の範囲）

第二十五条の二 法第七十六条第四項ただし書に規定する他の法令の規定で同条第三項又は第五項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項（昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）
- 二 厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項（同法第五十四

（基準利率を定める際に勘案する事情）

第二十五条の二 法第七十七条第四項に規定する政令で定める事情は、国の退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他総務大臣が定める事情とする。

(受給権者の申出による支給停止を撤回した場合における終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算)

第二十五条の三 法第八十一条第二項の規定により退職年金(法第七十六条第一号に規定する退職年金をいう。第二十五条の十一を除き、以下同じ。)の受給権者が法第八十一条第一項の申出を撤回した場合には、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該受給権者の法第八十九条第一項に規定する終身退職年金算定基礎額は、当該申出による終身退職年金(法第八十七条第一項に規定する終身退職年金をいう。第二十七条第一項において同じ。)の支給の停止がなかつたものとして法第八十九条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とし、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該受給権者の法第九十条第一項に規定する有期退職年金算定基礎額は、当該申出による有期退職年金(法第八十七条第一項に規定する有期退職年金をいう。第二十五条の五及び第二十五条の九第二項において同じ。)の支給の停止がなかつたものとして法第九十条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とする。

条の二第二項及び第六十四条の二第二項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)

三 国の新法第七十四条第三項及び第五項(昭和六十年国の改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。)

四 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国の新法第七十四条第三項及び第五項並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第十一条第三項において準用する国の新法第七十四条第三項及び第五項

(受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止させていないものとみなす法令の規定の範囲)

第二十五条の三 法第七十六条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次に掲げる法令の規定とする。

一 法第八十一条第七項(法第九十二条第四項において準用する場合を含む。)

二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書

四 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十四条の二第一項

五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)第十六条ただし書

六 健康保険法施行令第三十八条ただし書(同条第五号に係る部分に

限る。)

七 船員保険法施行令第五条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

八 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）及び私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の四（同条第五号に係る部分に限る。）

九 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七ただし書（同条第四号に係る部分に限る。）

十 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）及び第十一条の七の四（同条第五号に係る部分に限る。）

十一 第二十三条の六第二項（同項第五号に係る部分に限る。）

十二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第二十八条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

十三 平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）第二条第七項（同項第三号に係る部分に限る。）

十四 平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十二年政令第三百四十一号）第三条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）

（退職共済年金の加給年金額に係る生計維持要件）

（地方公共団体の長の退職の取扱いに関する特例）

第二十五条の四 地方公共団体の長が退職した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職の前後の地方公共団体の長であつた期間は、引き続きいたものとみなし、当該退職に係る退職等年金給付は、支給しない。

一 任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二 退職の申立てを行つたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

第二十五条の四 法第七十八条の規定による退職共済年金、法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金、法附則第十九条の規定による退職共済年金、法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金又は法附則第二十六条第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について法第八十条第一項（法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項（同条第十二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における当該退職共済年金の受給権者によつて生計を維持していた者は、当該退職共済年金の受給権者について次の各号に掲げる退職共済年金の区分に応じ当該各号に定める当時その者と生計を共にしていた者のうち総務大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として総務大臣が定める者とする。

一 法第七十八条の規定による退職共済年金、法附則第二十条の三第一項及び第二項、附則第二十五条の二第二項及び第三項、附則第二十五条の三第二項及び第三項若しくは附則第二十五条の四第二項及び第三項の規定によりその額が算定される法附則第十九条の規定による退職共済年金又は法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金 当該退職共済年金の受給権者とその権利を取得した当時

二 法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金又は法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金（第五号に掲げる

ものを除く。) 当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達した
当時

三 法附則第二十条の第二項及び第三項の規定によりその額が算定
される法附則第十九条の規定による退職共済年金 法附則第二十
条の第二項の請求があつた当時

四 法附則第二十条の第三項及び第五項の規定によりその額が算定
される法附則第十九条の規定による退職共済年金 法附則第二十
条の第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職が
あつた当時

五 法附則第二十四条の第三項に規定する繰上げ調整額が加算され
た法附則第二十四条の第二第三項の規定による退職共済年金 当該退
職共済年金の受給権者が法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げ
る年齢に達した当時

六 法附則第二十五条の第三項及び第六項の規定によりその額が算
定される法附則第十九条の規定による退職共済年金又は法附則第二
十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算された法附則第十
九条の規定による退職共済年金(その受給権者が法附則第十八条の
二第一項第一号に規定する特定警察職員等(次号において「特定警
察職員等」という。)以外の者であるものに限る。) 当該退職共
済年金の受給権者が法附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げ
る年齢に達した当時

七 法附則第二十五条の四第五項及び第六項の規定によりその額が算
定される法附則第十九条の規定による退職共済年金又は法附則第二
十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算された法附則第十
九条の規定による退職共済年金(その受給権者が特定警察職員等で
ある者であるものに限る。) 当該退職共済年金の受給権者が法附

則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時

2| その額の算定について法第八十条第一項の規定の適用を受けたこと
があり、かつ、その後再び同項の規定の適用を受けるに至つた退職共
済年金の受給権者について前項の規定を適用する場合には、同項中「
次項」とあるのは「以下この項」と、「当該退職共済年金の受給権者
について次の各号に掲げる退職共済年金の区分」とあるのは「その額
の算定について初めて法第八十条第一項の規定の適用を受けたとき
における当該退職共済年金の次の各号に掲げる区分」と、「その者」と
あるのは「から引き続きその受給権者」とする。

3| 法第八十条第四項（法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三
第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三
第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二
十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項（同条第十
二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。
）の規定の適用については、配偶者（届出をしていないが、事実上婚
姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子が第一項の規定に該当
する者でなくなつた時に退職共済年金の受給権者によつて生計を維持
されている状態でなくなつたものとする。

（退職共済年金の支給の繰下げの申出をした場合において加算する金
額）

第二十五条の四の二 法第八十条の二第四項に規定する政令で定める額
は、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月（以下この項から
第三項までにおいて「受給権取得月」という。）の前月までの組合員
期間（以下この項及び次項において「受給権取得月前組合員期間」と
いう。）を基礎として法第七十九条第一項第一号の規定により算定し

た金額に次項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額（昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た金額に受給権取得月前組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額を加算した金額）と法第七十九条第一項第二号及び第二百二条第一項の規定により算定した金額に第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額との合算額に、増額率（千分の七に受給権取得月から法第八十条の二第一項の申出をした日（次項及び第三項において「申出日」という。）の属する月の前月までの月数（当該月数が六十月を超えるときは、六十月）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。

2 法第七十九条第一項第一号の規定により算定した金額に係る平均支給率は、受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が五年を超える場合にあつては、当該申出日の五年前の日の属する月）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、その月が次の各号のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に定める率とし、その月が当該各号のいずれにも該当しない場合にあらつては一とする。）を合算して得た率を当該受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率をいう。

一 退職共済年金の受給権者が組合員である場合 法第八十一条第二項各号に定める金額に相当する金額を受給権取得月前組合員期間を基礎として法第七十九条第一項第一号の規定の例により算定した金額で除して得た率

二 退職共済年金の受給権者が法第八十二条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である場合 同項に規定する支給停止額を受給権取得月前組合員期間を基礎として法第七十九条第一項第一号の規定の例により算定した金額で除して得た率を一から控除して得た率

3 法第七十九条第一項第二号及び第一百零二条第一項の規定により算定した金額に係る平均支給率は、受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が五年を超える場合にあつては、当該申出日の五年前の日の属する月）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、その月が前項第一号に該当する場合にあつては零とし、その月が同号に該当しない場合にあつては一とする。）を合算して得た率を受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率とする。

4 退職共済年金の受給権者が法第八十条の二第一項に規定する支給繰下げの申出をした場合における法第七十六条第二項並びに第一百一十一条第一項及び第三項の規定並びに第二十七条第一項から第四項までの規定の適用については、法第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」と当該金額に地方公務員等共済組合法施行令第二十五条の四の二第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額と同条第一項に規定する増額率を乗じて得た金額に相当する金額との合算額」とする。

（停止解除調整開始額に係る再評価率の改定の基準となる率）

第二十五条の四の三 法第八十一条第三項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、当該年度における法第四十条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（次項並びに附則第五十三条の十六の三第一項第一号及び第二項第二号から第五号までにおいて「名目手取り賃金変動率」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。

一 法第四十四条の二第三項本文の規定が適用される年度 同条第一

（削除）

項に規定する物価変動率（次項並びに附則第五十三条の十六の三第一項及び第二項において「物価変動率」という。）

2) 前項の規定にかかわらず、法第四十四条の四第一項に規定する調整期間（附則第五十三条の十六の三第二項において「調整期間」という。）における法第八十一条第三項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、当該年度における名目手取り賃金変動率に法第四十四条の四第四項第一号に規定する調整率（附則第五十三条の十六の三第二項において「調整率」という。）を乗じて得た率とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。

- 一 法第四十四条の四第四項第一号又は第二号の規定が適用される年度 | 名目手取り賃金変動率
- 二 法第四十四条の四第四項第三号の規定が適用される年度 | 物価変動率（物価変動率が一を上回る場合にあっては、一）

（組合員である間の退職共済年金の支給停止の特例）

第二十五条の五 退職共済年金の受給権者が再び組合員となつたもの、法第七十八条第二項、附則第十八条の二第三項、附則第十九条若しくは附則第二十四条の二第三項の規定により退職共済年金を受ける権利を取得した組合員又は退職共済年金（法第八十一条第一項の規定によりその全額につき支給を停止されているものに限る。）の受給権者である組合員でその掛金の標準となる給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となる給料をいう。以下同じ。）の額が著しく変動し総務省令で定める場合に該当する程度に達したものに對

（有期退職年金の受給権が消滅した後に再び就職した者に係る有期退職年金）

第二十五条の五 法第九十六条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者に法第八十八条第二項前段の規定により有期退職年金を支給する場合における法第七十七条第一項及び第九十三条第一項の規定の適用については、法第七十七条第一項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第八十八条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。第九十条第二項及び第九十条第一項第一号において同じ。）」と、法第九十三条第一項第一号中「金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求を

した者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは「金額」とする。

する法第八十一条第二項の規定の適用については、当該組合員となつた月、当該権利を取得した月又は当該著しく変動した月（以下この項において「当該組合員となつた月等」という。）の翌月から当該組合員となつた月等の属する年の八月（当該組合員となつた月等が六月から十二月までの間である場合には、当該組合員となつた月等の属する年の翌年の八月）までの各月については、当該組合員となつた月等におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額を法第八十一条第二項第一号に規定する基準給与月額相当額とみなす。

2 退職共済年金の受給権者である組合員で、法第八十一条第二項の規定により退職共済年金の一部の支給が行われている間に、その掛金の標準となる給料の額が著しく変動し総務省令で定める場合に該当する程度に達したものに對する同項（前項の規定の適用がある場合を含む。）の規定の適用については、当該著しく変動した月の翌月から当該著しく変動した月の属する年の八月（当該著しく変動した月が六月から十二月までの間である場合には、当該著しく変動した月の属する年の翌年の八月）までの各月については、当該著しく変動した月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額を法第八十一条第二項第一号に規定する基準給与月額相当額とみなす。

（終身年金現価率を定める際に勘案する事情）

（退職共済年金の加給年金額等に関する調整）

第二十五条の六 法第八十九条第五項に規定する政令で定める事情は、
国家公務員共済組合法第七十五条第四項に規定する基準利率（次条及び
第四十五条第二項において「国の基準利率」という。）、同法第七
十八条第五項に規定する死亡率の状況及びその見通し、法第一百十三
条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、
地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組
合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給
付積立金の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができ
るように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情と
する。

第二十五条の六 法第八十一条第七項（法第九十二条第四項において準
用する場合を含む。）に規定する政令で定める年金である給付は、次
に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているもの
を除く。）とする。

一 国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金
二 厚生年金保険法による老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎と
なる被保険者期間の月数が二百四十日以上であるもの又は昭和六十
年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのい
ずれかに該当する者に支給されるものに限る。）及び障害厚生年金
並びに旧厚生年金保険法による老齢年金及び障害年金

三 旧船員保険法による老齢年金及び障害年金

四 国の新法による退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組
合員期間が二十年以上であるもの又は昭和六十年国の改正法附則第
十四条第一項に規定する特例受給資格を有する者（国の新法附則第
十三条の五の規定の適用を受ける者を除く。）に支給されるもの
に限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年改正前の国の新法によ
る退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年改正前の
国の施行法による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由と
するもの

五 昭和六十年改正前の法（第十一章を除く。）による退職年金、減
額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年改正前の施行法（第十三
章を除く。）による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由
とするもの（通算退職年金を除く。）

六 私立学校教職員共済法による退職共済年金（その年金額の算定の
基礎となる加入者期間が二十年以上であるもの又は私立学校教職員
共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号

（附則第十項（同法附則第十八項又は沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び障害年金

七 移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第二十五条の十五第一項第五号及び第二十六条の六第三号において同じ。）のうち退職共済年金（第二十六条の二第五号において「移行退職共済年金」といい、その年金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）が二十年以上であるもの又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第二十九条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金（第二十五条の十五第二項第一号ホ及び附則第三十条の二の十六の二第七号において「移行障害共済年金」という。）並びに特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号

に掲げる特例障害農林年金をいう。第二十五条の十五第一項第五号及び第二項第一号ホ並びに附則第三十条の二の十六の二第七号において同じ。）並びに移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。第二十五条の十五第一項第五号及び第二項第二号へ並びに附則第三十条の二の十六の二第七号において同じ。）のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金

八 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの

九 地方公務員の退職年金に関する条例による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの（通算退職年金を除く。）

十 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの

十一 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号）附則第十三条の規定による年金である給付

十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの

十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による障害年金

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止）

第二十五条の七 法第九十条第五項に規定する政令で定める事情は、国の基準利率、法第十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合

第二十五条の七 法第八十二条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 法第八十二条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である

計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

日の属する月における次のイからハまでに掲げる額の合計額（その額が六十二万円を超えるときは六十二万円とし、九万八千円を下るときは九万八千円とする。）

イ 厚生年金保険の被保険者（法第八十二条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下この条、第二十六条の十二及び第二十六条の十七において同じ。）若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（以下この条において「私学長期給付適用者」という。）若しくは同法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等（以下この条において「特定教職員等」という。）である日のうち最も遅い日における、厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額若しくは七十歳以上の使用される者の同法第四十六条第二項において準用する同法第二十条に規定する標準報酬月額又は私学長期給付適用者の標準給与の月額（私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準給与の月額をいい、長期給付に係るものに限る。イにおいて同じ。）若しくは特定教職員等の私立学校教職員共済法第三十九条の規定の適用がないとしたならば求められることとなる標準給与の月額に相当する額

ロ 国会議員の歳費月額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第一条の規定により受ける歳費月額をいう。）に相当する額

ハ 地方公共団体の議会の議員の地方自治法第二百三条第一項に規

定する議員報酬の月額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 前号と同一の月以前の一年間の各月における次のイからトまでに掲げる額の各月ごとの合計額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円とする。）の総額を十二で除して得た額

イ 組合員であつた者の法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額

ロ 厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者の厚生年金保険法第二十四条の三第一項に規定する標準賞与額に相当する額

ハ 七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の厚生年金保険法第四十六条第二項において準用する同法第二十四条の三第一項に規定する標準賞与額に相当する額

ニ 私学長期給付適用者又は私学長期給付適用者であつた者の標準賞与の額（私立学校教職員共済法第二十三条第一項に規定する標準賞与の額をいい、長期給付に係るものに限る。ホにおいて同じ。）に相当する額

ホ 特定教職員等又は特定教職員等であつた者の私立学校教職員共済法第三十九条の規定の適用がないとしたならば求められることとなる標準賞与の額に相当する額

ヘ 国会議員又は国会議員であつた者の期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。）の額に相当する額

ト 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の額に相当する額

2| 厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者（七十歳以上の使用される者を除く。）であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるものについて法第八十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者」とあるのは、「厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者（同法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を除く。）であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるもの」とする。

3| 前項の規定を適用する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）」とあるのは「厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者（同法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を除く。イにおいて同じ。）であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるもの」と、「七十歳以上の使用される者の同法第四十六条第二項において準用する同法第二十条に規定する」とあるのは「同法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるものに対し同法第二十条の規定を適用する」としたならば求められることとなる」と、同項第二号ハ中「七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の厚生年金保険法第四十六条第二項において準用する同法第二十四条の三第一項に規定する」とあるのは「厚生年金

(整理退職の場合の一時金に相当する一時金等)

第二十五条の八 法第九十二条第三項に規定する他の法令の規定で同条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、国家公務員共済組合法第七十九条の三第一項の規定とする。

2 法第九十二条第三項に規定する他の法令の規定で同条第二項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、国家公務員共済組合法第七十九条の三第二項の規定とする。

3 法第九十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する他の退職に関し同条第二項又は国家公務員共済組合法第七十九条の三第二項の規定により支給すべき一時金の額に、当該他の退職をした日の前日の属する月の翌月から法第九十二条第一項に規定する退職をした日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率（法第七十七条第四項に規定する基準利率をいう。以下同じ。）を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

(遺族に対する一時金に係る給付算定基礎額から控除すべき金額等)

保険法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者又は当該適用事業所に使用されていた当時七十歳以上の者であつた者（同法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者を除く。）であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるもの又は七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であつたものに対し同法第二十四条の三第一項の規定を適用するとしたならば求められることとなる」とする。

(障害共済年金を支給すべき障害の状態)

第二十五条の八 障害共済年金を支給すべき一級、二級及び三級の障害等級（法第八十四条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の障害の状態は、別表第一に定めるところによる。

(障害共済年金の加給年金額に係る生計維持要件)

第二十五条の九 法第九十三条第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる場合に該当する者が法第九十二条第二項又は第三項の規定により支給を受けた一時金の額に、同条第一項に規定する退職をした日の前日の属する月の翌月からその者の死亡した日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

2 法第九十三条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる場合に該当する者が最後に組合員となつた日（以下この項において「最終資格取得日」という。）の前日における有期退職年金の額に二百四十月（法第八十七条第二項の申出をしていた場合には、百二十月）から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月からその者の死亡した日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額及び死亡した日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして法第九十条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

（支給の繰下げの申出があつた場合における法第八十九条等の規定の適用）

第二十五条の十 法第九十四条第一項の申出があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第二項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用につ

第二十五条の九 第二十五条の四第一項及び第三項の規定は、法第八十八条第一項に規定する障害共済年金の受給権者によつて生計を維持している者について準用する。この場合において、第二十五条の四第一項中「次の各号に掲げる退職共済年金の区分に応じ当該各号に定める当時その者」とあるのは「その者」と、「共にしていた」とあるのは「共にしている」と、「将来にわたつて有する」とあるのは「有する」と読み替えるものとする。

（障害を併合しない場合の障害共済年金の特例）

第二十五条の十 法第九十条第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金でその併合される障害のうちいずれかの障害が国民年金法による障害基礎年金の給付事由となつた障害に該当しな

いは、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十九条第二項	給付事由が生じた日から	第九十四条第一項の申出をした日（以下「繰下げ申出日」という。）から
第八十九条第三項及び第四項並びに第九十条第二項から第四項まで	給付事由が生じた日	繰下げ申出日
第九十一条第二項	支給の請求	第九十四条第一項の申出
第九十一条第三項及び第九十三条第一項	給付事由が生じた日	繰下げ申出日
第二号		

（厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付）

いことにより法第七十六条第一項第二号に定める場合に該当してその支給が停止されることとなるものについては、法第九十条第一項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないものとする。

- 2 前項の場合において、国民年金法による障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、当該障害共済年金の額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した金額とする。
- 一 前項の規定を適用しないものとして法第九十条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度に応じ算定されるべき障害共済年金（次項において「併合障害共済年金」という。）の額

- 二 この項の規定による加算がないものとして算定されるべき当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額は、当該加算額のうち、第一号に掲げる金額は法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる金額の一部であるものと、第二号に掲げる金額は同条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額の一部であるものとそれぞれみなして、法及びこの政令の規定を適用する。
- 一 併合障害共済年金に係る法第八十七条第一号又は第二項第一号に掲げる金額から国民年金法による障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金に係る前項の規定を適用しないものとして算定されるべきこれらの規定に掲げる金額を控除した金額に相当する金額

- 二 前号に掲げる金額以外の金額

（組合員である間の障害共済年金の支給停止の特例等）

第二十五条の十一 法第九十八条第七項及び第四百四条第七項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる給付とする。

一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）による退職共済年金（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法（以下この条において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十年国の改正法」という。）附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される金額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、「障害共済年金（なお

第二十五条の十一 第二十五条の五第一項の規定は障害共済年金の受給権者で再び組合員となつたもの、障害共済年金を受ける権利を取得した組合員又は障害共済年金（法第九十二条第一項の規定によりその全額につき支給を停止されているものに限る。）の受給権者である組合員でその掛金の標準となる給料の額が著しく変動し総務省令で定める場合に該当する程度に達したものに對する障害共済年金の支給の停止について、第二十五条の五第二項の規定は障害共済年金の受給権者である組合員で、法第九十二条第二項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間に、その掛金の標準となる給料の額が著しく変動し総務省令で定める場合に該当する程度に達したものに對する障害共済年金の支給の停止について準用する。

効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。
。又は遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十条の規定により加算される金額並びになお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により加算される金額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

二 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百分の十に相当する額及び国民年金法による老齢基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「老齢基礎年金相当額」という。）を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）
、障害年金（当該障害年金の額（なお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組

合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令」という。）第四十二条第二項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百十分の十に相当する額及び国民年金法による障害基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「障害基礎年金相当額」という。）を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額がなお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百十分の十に相当する額及び国民年金法による遺族基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「遺族基礎年金相当額」という。）を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額、同法第四十四条の三第四項の規定により加算されることとなる額、同法附則第九条の二第二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、同法附則第十三条の五第一項及び第四項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除いた額に相

当する部分に限る。）、障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

四 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年一元化法改正前の法」という。）による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額（以下この号において「旧職域加算額」という。）のうち退職共済年金に係るものに相当する金額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前の法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法」という。）第八十条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第八十条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の

規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十年改正法」という。）附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、「障害共済年金（旧職域加算額のうち障害共済年金に係るものに相当する金額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第八十八条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（旧職域加算額のうち遺族共済年金に係るものに相当する金額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第九十九条の三の規定により加算される金額並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）」

五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十八条第三項の規定を適用する場合（同条第一項の規定により算定した障害年金の額について適用する場合に限る。）は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の

規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組
合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百
四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等
の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六
十一年政令第五十八号。以下この号において「なお効力を有する昭
和六十一年経過措置政令」という。）第四十四条第三項の規定の適
用がないものとした場合の同条第二項各号に定める金額。以下この
号において同じ。）の百分の十に相当する額及び障害基礎年金相
当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又
は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の
額（遺族年金にあつては、その額がなお効力を有する昭和六十一年
経過措置政令第四十九条第三項の規定によるものであるときは、同
項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規
定による額）の百分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を
当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限
る。）

六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共
済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第
四十四条第一項の規定により加算されることとなる額、同法第四十
四条の三第四項の規定により加算されることとなる額、同法附則第
九条の二第二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第
一号に掲げる額、同法附則第十三条の五第一項及び第四項の規定に
より加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附
則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定により加算されるこ
ととなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除いた額に相
当する部分に限る。）、障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適

用することとしたならば同法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

七 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされ

るなお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される金額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第九十条の規定により加算される金額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により加算される金額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）。

八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、私立学

校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令第四十二条第二項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百分の十に相当する額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に限る。）

九 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法（以下この号において「なお効力を有する旧厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項に規定する加給年金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、「障害年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第五十条第一項第一号及び第二号に規定する加給年金額並びに障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第六十条第一項に規定する加給年金額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十 旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法（以下この号において「なお効力を有する旧船員保険法」という。）第三十六条第一項の規定により加給される金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）
、障害年金（なお効力を有する旧船員保険法第四十一条の二第一項の規定により加給される金額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧船員保険法第五十条の三及び第五十条の三の二の規定により加給される金額並びに遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十一 平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。以下この号において「なお効力を有する廃止前農林共済法」という。）第三十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号に掲げる額並びになお効力を有する廃止前農林共済法附則第十一条の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する年齢到達時繰上げ調整追加額並びに平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号。以下この号において「なお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十五条

第一項及び第四項並びに第十六条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十八条の規定により加算される額及びなお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十二 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

（公務障害年金の併給の調整）

第二十五条の十二 公務障害年金（法第七十六条第二号に規定する公務障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたとき（法第百条第一項の規定が適用される場合を除く。）は、法第八十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「退職年金」とあるのは、「退職年金、公務障害年金」と読み替えるものとする。

2 公務障害年金の受給権者が国家公務員共済組合法による公務遺族年金を受けるときは、法第八十条の規定を準用する。この

第二十五条の十二 法第九十二条第二項及び第九十三条第一項（法第百三条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する法第八十七条第四項若しくは第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第百三条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で定める金額は、第二十五条第一項各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

場合において、同条第一項第二号中「又は公務遺族年金」とあるのは、「公務遺族年金又は国家公務員共済組合法による公務遺族年金」と読み替えるものとする。

(削除)

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整の特例)
第二十五条の十三 法第九十五条に規定する政令で定める場合は、法第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりその額が算定された障害共済年金(同条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度が障害等級の一級に該当する場合に限る。)の受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の二級に該当する場合とする。

2 法第九十五条に規定する政令で定める金額は、同条に規定する障害共済年金の額の算定の基礎となつた平均給与月額額の千分の〇・二七四に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額とする。
3 法第九十五条の規定は、法第九十二条第二項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間は、適用しないものとする。

(削除)

(障害一時金を支給すべき障害の状態)
第二十五条の十四 法第九十六条第一項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定める障害の状態とする。

(削除)

(障害一時金に関する調整)
第二十五条の十五 法第九十七条第二号に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。
一 国民年金法による年金である給付
二 厚生年金保険法による年金である保険給付(旧船員保険法による

年金である保険給付を含む。)

三 国の新法による年金である給付

四 私立学校教職員共済法による年金である給付

五 移行農林共済年金、特例障害農林年金若しくは特例遺族農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）又は移行農林年金

2 法第九十七条第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる給付の受給権者のうち、最後に障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して当該障害の状態に該当することなく三年を経過した者（現に当該障害の状態に該当しない者に限る。）

イ 国民年金法による障害基礎年金

ロ 厚生年金保険法による障害厚生年金

ハ 国の新法による障害共済年金

ニ 私立学校教職員共済法による障害共済年金

ホ 移行障害共済年金又は特例障害農林年金

二 次のイからへまでに掲げる給付の受給権者のうち、その給付の区分に応じそれぞれ最後にイからへまでに定める障害の状態に該当しなくなつた日から起算して当該障害の状態に該当することなく三年を経過した者（現に当該障害の状態に該当しない者に限る。）

イ 旧国民年金法による障害年金 旧国民年金法別表に定める程度の障害の状態

ロ 旧厚生年金保険法による障害年金 旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の障害の状態

第四節 給付の制限

(掛金等を納付しない場合の給付の制限)

第二十六条 組合が第三十条第二項の規定に該当する者に対し同項の通知をした場合において、同条第一項に定める日までに払込みが行われなかつた掛金等(以下この条において「未納掛金等」という。)の金額が、当該未納掛金等について法第百十五条第一項の規定による控除(第一号において「控除」という。)が行われなかつた月の翌月の末日(当該通知に係る第三十条第二項に規定する組合の指定した日が当該末日後である場合には、当該指定した日。以下この項及び第三項において「納付期限」という。)までに完納されるときは、納付期限後に支給すべきその者に係る給付金については、当該組合は、その額(法第四十八条又は第百十一条の規定の適用後の額をいう。)から主務省令で定める金額を控除した金額のうち、納付期限の翌日から未納掛金等を完納した日の前日までの日数に応じ未納掛金等について年十

ハ 旧船員保険法による障害年金 当該障害年金を受ける程度の障害の状態

二 昭和六十年改正前の国の新法による障害年金 昭和六十年改正前の国の新法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態

ホ 旧私立学校教職員共済組合法による障害年金 旧私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する昭和六十年改正前の国の新法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態

ヘ 移行農林年金のうち障害年金 旧制度農林共済法(平成十三年統合法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法をいう。)別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態

(新設)

(遺族共済年金を受ける遺族)

第二十六条 組合員について法第九十九条の遺族共済年金の支給事由が生じた場合には、その遺族は、法第四十五条及び第四十六条に定めるところに従い、すべて遺族共済年金を受けることができるものとする。ただし、法第九十九条の七又は第百八条第二項の規定に該当した者については、この限りでない。

四・六パーセントの割合で計算した金額（以下この条において「給付制限額」という。）に達するまでの金額は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は納付期限までに完納しなかつたことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 未納掛金等について控除が行われなかつた月分のその者の掛金等の額が千円未満であるとき。

二 その者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその者の住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて当該通知をしたとき。

三 給付制限額が十円未満であるとき。

2 前項本文の場合において、未納掛金等の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る給付制限額の計算の基礎となる未納掛金等は、その納付のあつた金額を控除した金額とする。

3 第一項本文の規定により支給しない金額がある場合において、その時までに組合が納付期限後に支給すべきその者に係る給付金について同項本文の規定により支給しなかつた金額があるときは、当該金額に相当する部分の給付制限額は、ないものとみなす。

4 給付制限額を計算するに当たり未納掛金等に百円未満の端数があるとき、又は給付制限額に一円未満の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てる。

5 前各項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合は」とあるのは「組合又は市町村連合会は」と、第三項中「組合」とあるのは「組合又は市町村連合会」と読み替えるものとする。

(削除)

第二十六条の二 法第九十九条の二第一項第二号に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 退職共済年金
- 二 厚生年金保険法による老齢厚生年金
- 三 国の新法による退職共済年金
- 四 私立学校教職員共済法による退職共済年金
- 五 移行退職共済年金

(遺族共済年金の額から控除する額)

第二十六条の三 法第九十九条の二第一項第二号イ(2)に規定する政令で定める額は、同項第一号イ(2)又はロ(2)に掲げる金額とする。

(削除)

(退職共済年金等の額から控除する他の法令の加給年金額に関する規定の範囲)

第二十六条の四 法第九十九条の二第一項第二号ロに規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 厚生年金保険法第四十四条第一項
- 二 国の新法第七十八条第一項
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国の新法第七十八条第一項

四 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法(平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。第二十六条の十五第四号において同じ。)第三十八条第一項

(削除)

(削除)

(退職共済年金等の額の合計額から控除する額)

第二十六条の五 法第九十九条の二第一項第二号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額に相当する額から控除する政令で定める額は、同号ロに規定する遺族共済年金の受給権者が次の各号に掲げる年金である給付の受給権を有するときは、当該各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(当該各号のいずれにも該当するときは当該各号に掲げる金額の合算額とし、いずれにも該当しないときは零)とする。

一 退職共済年金又は国の新法による退職共済年金 退職共済年金の額のうち法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分(以下「退職共済年金の職域相当額」という。)に相当する金額又は国の新法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額(以下「国の退職共済年金の職域加算額」という。)に相当する金額

二 私立学校教職員共済法による退職共済年金 同法第二十五条において準用する国の新法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額(以下「私学退職共済年金の職域加算額」という。)に相当する金額

2 法第九十九条の二第一項第二号ロの規定により加算する同号ロに規定する政令で定める額は、同号ロに規定する遺族共済年金の受給権者が前項第一号に掲げる年金である給付の受給権を有するときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、その他のときは零とする。

(遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付の範囲)

第二十六条の六 法第九十九条の二第二項に規定する政令で定める年金

(削除)

である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金
- 二 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国の新法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金
- 三 旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。）第四十六条第一項第四号に該当することにより支給される移行農林共済年金のうち遺族共済年金

（合算遺族給付額に係る他の法令の遺族給付の額の算定に関する規定の範囲）

第二十六条の七 法第九十九条の二第二項第一号イに規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 厚生年金保険法第六十条第一項第一号
- 二 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国の新法第八十九条第一項第一号ロ
- 三 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法第六十条第一項第一号

（合算遺族給付額から控除する額等）

第二十六条の八 法第九十九条の二第二項第一号ロに規定する合算遺族給付額から控除する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該

（削除）

（削除）

各号に掲げる金額（当該各号のいずれにも該当するときは当該各号に掲げる金額の合算額とし、当該各号のいずれにも該当しないときは零）とする。

一 退職共済年金及び国の新法による退職共済年金のいずれの受給権も有しない者 遺族共済年金のうち法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分（以下「遺族共済年金の職域相当額」という。）に相当する金額

二 私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有しない者 同法第二十五条において準用する国の新法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額（以下「私学遺族共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額

2 法第九十九条の二第二項第一号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額から控除する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有さず、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有するときは私学退職共済年金の職域加算額に相当する金額とし、その他のときは零とする。

3 法第九十九条の二第二項第一号ロの規定により加算する同号ロに規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（当該各号のいずれにも該当するときは当該各号に掲げる金額の合算額とし、当該各号のいずれにも該当しないときは零）とする。

一 第一項第一号に掲げる者に該当する場合 同号に掲げる金額

二 第一項第二号に掲げる者に該当する場合 同号に掲げる金額

(削除)

(比率を乗じて算定する際の加算額)

第二十六条の九 法第九十九条の二第二項第二号に規定する比率を乗じて得た額に加算する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

- 一 退職共済年金及び国の新法による退職共済年金のいずれの受給権も有しない者 遺族共済年金の職域相当額に相当する金額
- 二 退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の受給権を有する者 遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額

(法第九十九条の二第二項第一号ロから控除する額)

第二十六条の十 法第九十九条の二第二項第二号イに規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(当該各号の二以上に該当するときは、当該各号に掲げる金額の合算額)とする。

- 一 退職共済年金及び国の新法による退職共済年金のいずれの受給権も有しない者 遺族共済年金の職域相当額に相当する金額
- 二 私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有しない者 私学遺族共済年金の職域加算額に相当する金額
- 三 退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の受給権を有する者 遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する

(削除)

(削除)

る金額と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額

四 私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有する者 私立遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と私学退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額

(合算遺族給付額から控除する金額)

第二十六条の十一 法第九十九条の二第二項第二号に規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有するときは遺族共済年金の職域相当額に相当する金額と私学遺族共済年金の職域加算額に相当する金額との合算額とし、同法による遺族共済年金の受給権を有しないときは遺族共済年金の職域相当額に相当する金額とする。

(削除)

(厚生年金基金の加入員であつた配偶者に支給される遺族共済年金)
第二十六条の十二 法第九十九条の二第一項第二号に規定する退職共済年金等のうち老齢厚生年金の受給権を有する六十五歳に達している配偶者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金(第二十六条の十七において「厚生年金基金」という。)の加入員であつたものに対する同項第二号の規定の適用については、同号口中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共

済年金等の額（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）とする。

（退職共済年金等の受給権を更に取得した場合の遺族共済年金の額の改定）

第二十六条の十三 法第九十九条の二第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、当該遺族共済年金の受給権者が更に同号に規定する退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、当該遺族共済年金の額を改定する。

2 法第九十九条の二の二第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

（遺族基礎年金の支給を受けている場合等の遺族共済年金の額の改定等）

第二十六条の十四 法第九十九条の二第一項第一号の規定によりその額が算定される遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者であつて当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるものが六十五歳に達した日以後に同項第二号に規定する退職共済年金等のいずれかの受給権を取得し当該遺族基礎年金の権利が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じた場合について、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を

（削除）

（削除）

(削除)

停止すべき事由が生じた日において、同号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに掲げる額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該遺族共済年金の額を改定する。

2 法第九十九条の二第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、当該遺族共済年金の受給権者について当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法により支給を受ける遺族基礎年金の権利が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じたときは、当該遺族基礎年金の権利が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日において、当該遺族共済年金の額を改定する。

3 法第九十九条の二第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

4 昭和六十年改正法附則第三十条第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、同項の規定による加算額に相当する部分は、第一項及び第二項並びに法第九十九条の二第一項ただし書の規定の適用については、国民年金法による遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

(退職共済年金等の額の改定に係る他の法令の規定の範囲)

第二十六条の十五 法第九十九条の二の二第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 厚生年金保険法第四十三条第三項
- 二 国の新法第七十七条第四項
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国の新法第七十七条第四項

(削除)

四 廃止前農林共済法第三十七条第三項

(遺族共済年金の支給停止に係る調整等)

第二十六条の十六 第二十六条の五第一項の規定は、法第九十九条の四の二第一項(同条第二項(第十項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項から第八項までにおいて同じ。)に規定する退職共済年金等の額の合計額から控除する政令で定める額について準用する。

2 法第九十九条の四の二第一項ただし書に規定する遺族共済年金の額から控除する政令で定める額は、遺族共済年金の職域相当額(法第九十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者(同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。))であつて、かつ、退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の受給権を有する者については、遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額。以下この条において同じ。)に相当する金額とする。

3 法第九十九条の四の二第一項に規定する退職共済年金等の額の合計額から控除する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一項の規定にかかわらず、当該受給権者の法第九十九条の二第一項第二号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額に相当する額とする。

4 前項の規定が適用される者に係る法第九十九条の四の二第一項ただ

し書に規定する遺族共済年金の額から控除する政令で定める額は、第二項の規定にかかわらず、零とする。

5 法第九十九条の四の二第一項に規定する遺族共済年金の受給権者が退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける場合における遺族共済年金の職域相当額に相当する金額については、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金の職域相当額に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額を限度として、当該遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の支給を停止する。

6 法第九十九条の四の二第一項に規定する遺族共済年金の受給権者が退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける場合において、当該遺族共済年金の受給権者の法第九十九条の二第二項第二号に規定する退職共済年金等の額の合計額が遺族共済年金の額（同条第二項の規定によりその額が算定されている場合は、同項第一号イ又はロに掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。以下この項から第八項までにおいて同じ。）に満たない場合であつて、かつ、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、遺族共済年金の職域相当額に相当する金額（前項の規定により既に支給を停止された金額があるときは、当該支給を停止された後の金額）のうち同号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除して得た金額に相当する金額（以下この項において「職域支給停止額」という。）の支給を停止する。ただし、当該遺族共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法による退職共済年金及び同法による遺族共済年金の受給権を有するときは、その支給を停止する金額は、職域支給停止額に、退職共済年金の額から退職共済年金の職域相当額に相当する金額を控除して得た金額と同法による退職共済年金の額から私学退職共済年金の職域加算額に相当する金額を控除して得た金額との合算額に対する退職共済年金

の額から退職共済年金の職域相当額に相当する金額を控除して得た金額の比率を乗じて得た金額とする。

一 当該遺族共済年金の受給権者の遺族共済年金の額から遺族共済年金の職域相当額に相当する金額（私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有するときは、当該遺族共済年金の職域相当額に相当する金額と私学遺族共済年金の職域加算額に相当する金額との合算額）を控除して得た金額

二 当該遺族共済年金の受給権者の法第九十九条の二第一項第二号口に規定する退職共済年金等の額の合計額から退職共済年金の職域相当額に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額（私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権を有するときは、当該退職共済年金の職域相当額に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額と、私学退職共済年金の職域加算額に相当する金額との合算額）を控除して得た金額

7 法第九十九条の四の二第一項に規定する遺族共済年金の受給権者が退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける場合において、当該遺族共済年金の受給権者の遺族共済年金の額が法第九十九条の二第一項第二号口に規定する退職共済年金等の額の合計額に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の受給権者の遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の支給を停止する。

8 法第九十九条の四の二第一項に規定する遺族共済年金の受給権者が退職共済年金の支給を受ける場合において、当該遺族共済年金の受給権者の法第九十九条の二第一項第二号口に規定する退職共済年金等の額の合計額が遺族共済年金の額に満たない場合であつて、かつ、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、当該退職共済年金の職域相当額に相当する金額のうち同号に掲げる金額から第一

号に掲げる金額を控除して得た金額に相当する金額の支給を停止する。⁹⁾

一 当該遺族共済年金の受給権者の遺族共済年金の職域相当額に相当する金額

二 当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金の職域相当額に相当する金額

9) 国の新法第九十一条の二第二項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国の新法による遺族共済年金（以下この項において「国の遺族共済年金」という。）の受給権者が退職共済年金の支給を受ける場合において、当該国の遺族共済年金の受給権者の国の新法第八十九条第一項第二号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額が国の遺族共済年金の額（同条第二項の規定によりその額が算定されている場合は、同項第一号イ又はロに掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。以下この項において同じ。）に満たない場合であつて、かつ、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、当該退職共済年金の職域相当額に相当する金額のうち同号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除して得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 当該国の遺族共済年金の受給権者の国の遺族共済年金のうち国の新法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額（国の新法第八十九条第一項第二号又は第二項第二号の規定により国の遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。）については、当該遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額）に相当する金額

(削除)

二 国の遺族共済年金の受給権者の退職共済年金の職域相当額に相当する金額

10) 法第九十九条の四の二第二項の規定は、法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者（六十五歳に達している配偶者以外の者であつて第二十六条の六各号に掲げる年金である給付の受給権を有するものに限る。）の当該遺族共済年金の支給の停止について準用する。

（厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される遺族共済年金）

第二十六条の十七 六十五歳に達している配偶者以外の者であつて法第九十九条の二第一項第二号に規定する退職共済年金のうち老齢厚生年金の受給権を有する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族共済年金については、法第九十九条の四の二第一項中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）」とする。

（法第九十九条の四の二第二項の規定による遺族共済年金の支給の停止）

(削除)

第二十六条の十八 法第九十九条の四の二第一項ただし書の規定は、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定にかかわらず、法第九十九条の二第二項の規定によりその額が算定されている遺族共済年金の受給権者について準用する。

(削除)

(法第九十九条の二第一項第二号又は第二項の規定により遺族共済年金の額が算定される者に係る遺族共済年金の職域相当額の取扱い)

第二十六条の十九 法第九十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者(同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。)であつて、かつ、退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける者について法第七十六条第二項及び第七十一条第二項の規定を適用する場合には、法第七十六条第二項中「」を含む。「」とあるのは、「」を含む。)に相当する金額の三分の二に相当する金額と退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額」とする。

(削除)

1 (地方公共団体の長の平均給与月額算定における政令で定める数値
第二十六条の二十 法第二百二条第一項に規定する政令で定める数値は、
第二十三条第三項に定める数値とする。

(退職共済年金等の額を改定する場合における対象期間に係る組合員期間等)

(削除)

第二十六条の二十一 法第二百七条の四第一項に規定する政令で定める場

合は、法第五十五条第二項に規定する離婚特例適用請求（以下「離婚特例適用請求」という。）があつた日における退職共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十条の四第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例（法第五十五条第一項に規定する離婚特例をいう。以下この条において同じ。）が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

二 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（法第七十条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下この条において同じ。）

三 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

四 六十五歳に達する日前の法附則第十八条の二第三項の規定による

退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 当該受給権者がある権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

五 六十五歳に達した日以後の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

八 法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求があ

つた日の属する月の前月までの組合員期間

九 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十一 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十二 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

十三 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）これらの表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該年齢に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十四 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例

が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十七 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十八 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて六十五歳に達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に再び退職した者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（第二十号に掲げる場合を除く。）

〔 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十九 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用

された場合（第二十一号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

二十 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後これらの表の中欄に掲げる年齢（以下この号及び次号において「特例支給開始年齢」という。）に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

二十一 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の

(削除)

翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

（離婚特例が適用された者に対する長期給付の額の算定及びその支給の停止等に関する規定の読替え）

第二十六条の二十二 法第七十九条の五に規定する政令で定める規定は次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第二条 第一項第 三号	組合員であつ た者の配偶者	組合員であつた者（第九十九条第一項 第四号に該当する場合にあつては、離 婚時みなし組合員期間（第七十九条の四 第二項に規定する離婚時みなし組合員 期間をいう。第七十八条第一項におい て同じ。）を有する者を含む。以下こ の条、第四十七条第一項、第七十六条 の五、第九十九条の四第三項、第九十 九条の六第一項、第九十九条の七第一 項第四号、第八十八条第二項、第一百一 条第一項、第四百三十三條第三項及び第 五項並びに第四百四十四條の二十三第三 項第一号において同じ。）の配偶者

法第七十 八条第一 項	(組合員期間)	(組合員期間(離婚時みなし組合員期間を除く。以下この条、第九十九条の三、附則第二十条の二第五項、附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十三条第一項、附則第二十四条の三第一項及び第三項から第五項まで、附則第二十五条第一項及び第二項、附則第二十五条の六第一項、第三項及び第五項、附則第二十五条の七第一項及び第二項、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項、附則第二十八条の九、附則第二十八条の十並びに附則第二十八条の十三第三項及び第四項において同じ。)
法第九十 条第六項	額とする	退職した
	額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に第七十条の三第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係る対象期間(第二百五条第一項に規定する対象期間をいう。)が	退職した(離婚時みなし組合員期間のみを有するものにあつては、第七十条の三第一項及び第二項の規定により第二百五条第一項に規定する離婚特例が適用された)

第二十五 条の五	当該各月以前 の	含まれる場合であつて、前項の規定により消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない。
第二十五 条の七第 一項第二 号イ	額	法第百七条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の額（法第百七条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合のものとする。）
第二十五 条の七第 一項第二 号ロ	標準賞与額	標準賞与額（同法第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第二十八 条第三項 第一号	組合員期間 に規定する標 準賞与の額	に規定する標準賞与の額（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十三条の九第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により改定された標準賞与の額を除く。）
第二十八 条第三項 第一号	組合員期間	組合員期間（離婚時みなし組合員期間（法第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。第四十条の二及び第四十五条において同じ

(削除)

第四十四条の二	組合員であつた者	。) を除く。以下この条、附則第三十条の二の二十二、附則第三十条の四五、附則第五十三条の十六第一号及び附則第七十二条の三第二項において同じ。)
第四十五条	組合員であつた者が組合員となつたとき	組合員であつた者 (国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。以下この条において同じ。) が組合員となつたとき、又は国の組合の組合員であつた者が離婚時みなし組合員期間を有する者となつたとき

(対象期間に係る組合員期間の計算)

第二十六条の二十三 対象期間標準給与総額 (法第百六条第一項に規定する対象期間標準給与総額をいう。次条において同じ。) を算定する場合における対象期間 (法第百五条第一項に規定する対象期間をいう。以下同じ。) に係る組合員期間については、総務省令で定めるところにより、対象期間の初日に属する月が組合員期間であるときはその月をこれに算入し、対象期間の末日の属する月が組合員期間であるときはその月をこれに算入しない。ただし、対象期間の初日と末日が同一の月に属するときは、その月は、対象期間に係る組合員期間に算入しない。

(削除)

(平成十五年四月一日前の期間に係る対象期間標準給与総額の算定)
第二十六条の二十四 対象期間標準給与総額を算定する場合において、対象期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、当該対象期間標準給与総額は、法第百六条第一項の規定にかかわらず、同日前の対象期間に係る組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の対象期間に係る組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に、当事者(法第百五条第一項に規定する当事者をいう。第二十六条の二十六において同じ。)を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率(法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。)を乗じて得た額の総額とする。

(離婚特例適用請求の特例)

第二十六条の二十五 法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された後に、国民年金法附則第七条の三第一項に規定する当該届出が行われた場合については、当該届出を離婚特例適用請求とみなす。ただし、当該届出が法第百五条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

(削除)

第二十六条の二十六 当事者の一方が死亡した日から起算して一月以内に法第百五条第三項に規定する方法(同条第一項第一号に規定する請求すべき按分割合^{おと}について同項各号のいずれかに該当することを証明

(削除)

することができる方法として総務省令で定める方法に限る。)により当事者の他方による離婚特例適用請求があつたときは、当事者の一方が死亡した日の前日に離婚特例適用請求があつたものとみなす。

(特定離婚特例が適用された被扶養配偶者が障害共済年金の受給権者である場合の当該障害共済年金の額の改定に関する規定の読替え)

第二十六条の二十七 法第七十条の八第二項の規定により法第七十条の四第二項の規定を準用する場合には、同項本文中「障害共済年金の受給権者」とあるのは「障害共済年金の受給権者(特定組合員)第七十条の七第一項に規定する特定組合員をいう。」の被扶養配偶者(同項に規定する被扶養配偶者をいう。)に限る。)と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、「離婚特例が」とあるのは「特定離婚特例が」と、「対象期間」とあるのは「特定期間(同条第一項に規定する特定期間をいう。)」と、「離婚特例適用額」とあるのは「同条第五項に規定する特定離婚特例適用額」と、「当該離婚特例適用請求の」とあるのは「当該特定離婚特例の適用の請求が」と、同項ただし書中「同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の額の算定及びその支給停止等に関する規定の読替え)

第二十六条の二十八 法第七十条の九に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(削除)

<p>法第二条 第一項第 三号</p>	<p>組合員であつ た者の配偶者</p>	<p>組合員であつた者（第九十九条第一項 第四号に該当する場合にあつては、被 扶養配偶者みなし組合員期間（第七十 条の七第四項の規定により組合員期間 又は地方公共団体の長であつた期間と みなされた期間をいう。第七十八条第 一項において同じ。）を有する者を含 む。以下この条、第四十七条第一項、 第七十六条の五、第九十九条の四第三 項、第九十九条の六第一項、第九十九 条の七第一項第四号、第一百八条第二項 、第一百十一条第一項、第一百四十三條第 三項及び第五項並びに第四百四十四條の 二十三第三項第一号において同じ。） の配偶者</p>
<p>法第七十 八条第一 項</p>	<p>（組合員期間</p>	<p>（組合員期間（被扶養配偶者みなし組 合員期間を除く。以下この条、第九十 九条の三、附則第二十条の二第五項、 附則第二十条の三第一項及び第四項、 附則第二十三条第一項、附則第二十四 条の三第一項及び第三項から第五項ま で、附則第二十五条第一項及び第二項 、附則第二十五条の六第一項、第三項 及び第五項、附則第二十五条の七第一 項及び第二項、附則第二十六条第一項 、第二項及び第十二項、附則第二十八</p>

<p>第二十五 条の七第 一項第二</p>	<p>額</p>	<p>額（法第七 条の七第三 項の規定の 適用がなかつたものとした場合のものとする。）</p>	<p>法第九十 条第六項</p>	<p>額とする</p>	<p>額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に第七條の七第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係る特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定によりその受給権が消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該特定期間が含まれないときは、この限りでない</p>	<p>法第九十 条第六項</p>	<p>退職した</p>	<p>退職した（被扶養配偶者みなし組合員期間のみを有するものにあつては、第七條の七第二項及び第三項の規定により同条第一項に規定する特定離婚特例が適用された）</p>	<p>條の九、附則第二十八條の十並びに附則第二十八條の十三第三項及び第四項において同じ。）</p>
-------------------------------	----------	---	----------------------	-------------	--	----------------------	-------------	--	---

号イ	第二十五 条の七第 一項第二 号ロ	標準賞与額	標準賞与額（同法第七十八条の十四第 三項の規定による改定前の標準賞与額 とし、同項の規定により決定された標 準賞与額を除く。）
第二十五 条の七第 一項第二 号ニ	に規定する標 準賞与の額	に規定する標準賞与の額（同法第二十 五条において準用する国家公務員共済 組合法第九十三条の十三第三項の規定 による改定前の標準賞与額とし、同項 の規定により決定された標準賞与の額 を除く。）	に規定する標準賞与の額（同法第二十 五条において準用する国家公務員共済 組合法第九十三条の十三第三項の規定 による改定前の標準賞与額とし、同項 の規定により決定された標準賞与の額 を除く。）
第二十八 条第三項 第一号	組合員期間	組合員期間又は地方公共団体の 長であつた期間とみなされた期間をい う。第四十四条の二及び第四十五条に おいて同じ。）を除く。以下この条、 附則第三十条の二の二十二、附則第三 十条の四の五、附則第五十三条の十六 第一号及び附則第七十二条の三第二項 において同じ。）	組合員期間（被扶養配偶者みなし組合 員期間（法第七十七条の七第四項の規定 により組合員期間又は地方公共団体の 長であつた期間とみなされた期間をい う。第四十四条の二及び第四十五条に おいて同じ。）を除く。以下この条、 附則第三十条の二の二十二、附則第三 十条の四の五、附則第五十三条の十六 第一号及び附則第七十二条の三第二項 において同じ。）
第四十四 条の二	組合員であつ た者	組合員であつた者（被扶養配偶者みな し組合員期間を有する者を含む。次条 において同じ。）	組合員であつた者（被扶養配偶者みな し組合員期間を有する者を含む。次条 において同じ。）
第四十五 条	組合員であつ た者が組合員	組合員であつた者（国家公務員共済組 合法第九十三条の十三第四項の規定に	組合員であつた者（国家公務員共済組 合法第九十三条の十三第四項の規定に

となつたとき

より組合員期間であつたものとみなされた期間（以下この条において「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）を有する者を含む。以下この条において同じ。）が組合員となつたとき、又は国の組合の組合員であつた者が被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者となつたとき

（削除）

（特定期間に係る組合員期間）

第二十六条の二十九 特定組合員（法第七七条の七第一項に規定する特定組合員をいう。以下同じ。）の被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。以下同じ。）が特定離婚特例（同項に規定する特定離婚特例をいう。以下同じ。）の適用の請求（以下「特定離婚特例適用請求」という。）をする場合における特定期間（同項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間については、当該被扶養配偶者が当該特定離婚特例適用請求の事由である離婚又は婚姻の取消しその他総務省令で定めるこれらに準ずるものをした場合における特定期間に係る組合員期間とする。

（特定組合員が障害共済年金の受給権者である場合の特定期間に係る組合員期間）

第二十六条の三十 障害共済年金の受給権者である特定組合員の被扶養配偶者が特定離婚特例適用請求をする場合における特定期間に係る組合員期間については、当該障害共済年金の額の計算の基礎となつた特定期間に係る組合員期間を除くものとする。

（削除）

(削除)

(特定期間に係る組合員期間の計算)
第二十六条の三十一 特定期間に係る組合員期間については、総務省令で定めるところにより、特定期間の初日の属する月が組合員期間であるときはその月をこれに算入し、特定期間の末日の属する月が組合員期間であるときはその月をこれに算入しない。ただし、特定期間の初日と末日が同一の月に属するときは、その月は、特定期間に係る組合員期間に算入しない。

(削除)

(特定離婚特例適用請求の特例)
第二十六条の三十二 法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された後に、国民年金法附則第七条の三第一項に規定する第三号被保険者に係る届出があつた場合には、当該届出を特定離婚特例適用請求とみなす。ただし、法第七十条の七第一項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(削除)

第二十六条の三十三 特定組合員が死亡した日から起算して一月以内に被扶養配偶者から特定離婚特例適用請求があつたときは、当該特定組合員が死亡した日の前日において特定離婚特例適用請求があつたものとみなす。

2 前項の規定は、被扶養配偶者が死亡した日から起算して一月以内に特定組合員から離婚特例適用請求があつたときに法第七十条の十第一項本文の規定によりあつたものとみなされる特定離婚特例適用請求について準用する。

(刑に処せられた場合等の給付の制限)

(給付の制限)

第二十七条 組合員又は組合員であつた者が次の各号に掲げる事由に該当した場合には、当該事由に該当したとき以後、その組合員期間に係る退職年金（終身退職年金に限る。以下この条において同じ。）又は公務障害年金の額のうち、当該各号に定める金額を支給しない。

一 組合員又は組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合に、次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

二 組合員が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（以下この号及び第四項において「懲戒処分」という。）によつて退職した場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に

第二十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が法第百十一条第一項に規定する懲戒処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。以下この条において「懲戒処分」という。）を受けた場合又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分を含む。以下「退職手当支給制限等処分」に相当する処分」という。）を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の五十

二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続き組合員期間の月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当

その引き続き組合員期間の月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が組合員期間の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

三 組合員が地方公務員法第二十九条第一項に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の日数（当該日数が三百六十五日を超える場合にあつては、三百六十五日）が三百六十五日のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の二十五を乗じて得た金額

該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

三 地方公務員法第二十九条第一項に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合 当該停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の二十五を乗じて得た割合

四 組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）又は組合員であつた者が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（以下「退職手当支給制限等処分」に相当する処分」という。）を受けた場合、次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続く在職期間に係る組合員期間の月数（当該職員である組合員が当該引き続く在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が組合員期間の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該公務遺族年金の額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

四 退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合、当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続く在職期間に係る組合員期間の月数（当該職員である組合員が当該引き続く在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第百十一条第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額（法第九十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する金額

3 前二項の場合において、これらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第八十条第一項、第九十五条第一項、第一百一条、第一百五条第一項から第三項まで又は第百六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金の支給が停止されている月を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第八十条第一項、第九十五条第一項、第一百一条、第一百五条第一項から第三項まで又は第百六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額とする。)の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、年金である給付に係るこれらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項の規定、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定により退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額の支給が停止されている月(法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われている月を除く。)を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは施行法第十七条(施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第五十条(施行法第五十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条(施行法第五十九条において準用する場合を含む。)、第六十四条(施行法第六十六条において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定によりこれらの年金の額の支給が停止されている場合(法第七十六条第二項の規定によりこれらの年

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の処分若しくはこれに相当する処分を受けた期間の日数は、法第百十三条第六項に規定する職員団体（同項に規定する職員団体をいう。以下同じ。）の事務に専ら従事する職員（以下この項において「専従職員」という。）である組合員については、その専従職員であつた期間の月数又は日数を控除した月数又は日数による。

金の額の一部の支給が行われる場合を除くものとし、施行法第十八条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十八条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を含む。）にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

- 一 法第百十三条第五項に規定する職員団体の事務に専ら従事する職員である組合員 その職員団体の事務に専ら従事する職員であつた期間
- 二 旧市町村共済法附則第十六項若しくはこれに相当する共済条例、国の旧法第九十四条第二項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十三号）による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第四十七条若しくは第四十八条又は施行法による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の二第三項の規定の適用を受けた期間を有する組合員 これらの規定の

6 (略)

7 第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）の理事長がこれらの規定に定める割合によることを不適當と認めるときは、その割合の範囲内で主務大臣と協議して定めた割合によるものとする。

8 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定及び第三項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

第四章 実施機関積立金及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用

(基本指針)

第二十七条の二 総務大臣は、地方公務員共済組合連合会が行う退職等年金給付調整積立金の管理及び運用（組合（構成組合を除く。）及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、法第十二条の十第二項各号に掲げる事項に関する基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めることができる。

2 総務大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣並びに内

適用を受けた期間

6 (略)

7 第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）の理事長がこれらの規定に定める割合によることを不適當と認めるときは、その割合の範囲内で主務大臣と協議して定めた割合によるものとする。

8 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた長期給付の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定及び第三項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

(新設)

(新設)

する短期給付に要する費用（次項に規定するものを除く。）をいう。
（）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「後期高齢者支援金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 (略)

3 組合の退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項において「退職等年金給付事務に要する費用」という。）を含む。第五項及び次条第三項において同じ。）は、全ての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項、基準利率の状況及びその見通し並びに退職等年金給付事務に要する費用の額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

一 組合員のうち退職した者及び公務以外の理由により死亡した者の数の組合員の総数に対する年齢別の割合

二 退職等年金給付を受ける権利を失った者の数の退職等年金給付を受ける権利を有する者の数に対する退職等年金給付の種類別及び受給者の年齢別の割合

する短期給付に要する費用（次項に規定するものを除く。）をいう。
（）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 (略)

3 組合の長期給付に要する費用（法第百十三条第一項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

一 組合員のうち退職した者、障害の状態となつた者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合

二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者の数に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合

三 組合員の年齢別の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の平均額の上昇その他の変動の割合

(削除)

4 総務大臣は、前三項の費用の算定方法を定める場合においては、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

5 退職等年金給付に係る地方の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第百十三条第二項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、総務大臣の定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、地方公務員共済組合連合会が退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用収益の予測を勘案して総務大臣の定めるところにより合理的に定めた率とする。

三 組合員の組合員期間別及び年齢別の平均給料及び平均期末手当等の上昇その他の変動の割合

四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者のそのなつた際の年齢の平均

4 前三項の場合においては、総務大臣は、あらかじめ、財務大臣の意見を聴いて、組合の短期給付及び長期給付に要する費用の算定の方法を定めなければならない。

5 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この項において同じ。）に係る法第百十四条第三項に規定する給料と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額（同項に規定する前事業年度の各月の初日における組合員の給料（任意継続組合員にあつては第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と当該前事業年度における組合員の期末手当等の総額との合計額をいう。以下この項において同じ。）で除し、これに第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、短期給付に係る法第百十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

6 介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する給料と掛金との割合は、第二項の規定により算定した費用の額を介護標準給与総額（同項に規定する当該事業年度の前事業年度の各月の初日における

(削除)

(削除)

介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の給料（任意継続組合員にあつては第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と当該前事業年度における組合員の期末手当等の総額との合計額をいう。以下この項において同じ。）で除し、これに第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第二項の規定により算定した費用の額を介護標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

7

長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に係る法第百十四条第三項に規定する給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、総務大臣の定める基準に従つて、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を段階的に引き上げることによつて、第三項の規定により算定した費用の額及び国家公務員共済組合法施行令第十二条第二項の規定により算定した費用の額の合計額と、当該事業年度以後における法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、法第二十四条（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに国の新法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、国の新法第三十五条の二第一項の

（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法）

1 第二十八条の二 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。）に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

2 介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第二項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

3 法第百十四条第四項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第七十五条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第百十三条第一項第三号の規定

長期給付に充てるべき積立金（以下この項において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第百十三条第一項に規定する再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。

（新設）

により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように算定することとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

(育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担)

第二十九条 法第百十三条第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、当該事業年度における組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に次項に定める割合を乗じて得た額に、当該事業年度における当該組合を組織する職員(国の職員を含む。)である組合員の標準報酬等合計額の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額(当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額)との合計額の割合を乗じて得た額とする。

2 法第百十三条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十二・五とする。

(育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担)

第二十九条 法第百十三条第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、当該事業年度における組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に次項に定める割合を乗じて得た額に、当該事業年度における当該組合を組織する職員(国の職員を含む。)である組合員の標準給与(掛金の標準となる給料の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等(法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となる期末手当等をいう。以下同じ。))の額との合計額をいう。以下同じ。)の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準給与の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額(当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額)との合計額の割合を乗じて算定するものとする。

2 法第百十三条第三項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十二・五とする。

3 第一項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担)

第二十九条の二 法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。) 国民年金法第九十条の四の規定により組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における当該組合の第三号厚生年金被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。)の厚生年金保険標準報酬等合計額(標準報酬月額(厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。第四十五条第一項において同じ。))及び標準賞与額(厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第四十五条第一項において同じ。)の合計額をいう。以下同じ。)の総額に対する次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

イ 当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額

ロ 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額(当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合に

3 第一項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担)

第二十九条の二 法第百十三条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。) 国民年金法第九十四条の四の規定により組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における当該組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額(当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。)、当該地方公共団体を退職した継続長期組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額(当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該

地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等

あつては、当該特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ハ 当該地方公共団体を公庫等職員（法第四十條第一項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）となるため退職した継続長期組合員のうち第三号厚生年金被保険者であるものの厚生年金保険標準報酬等合計額の総額

ニ 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四十一條の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ホ 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ヘ 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政

を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。））、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。）の合計額の割合を乗じて得た額

法人（法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

二 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合 国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における市町村連合会を組織する全ての構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号イからへまでに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

2 前項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

二 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合 国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における市町村連合会を組織する全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体を退職した継続長期組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額の合計額の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

(地方公共団体が負担すべき組合の事務に要する費用の額)

第二十九条の三 法第百十三条第五項に規定する費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国が国家公務員共済組合法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により総務大臣が定めるところにより算定した額とする。

(削除)

(地方公共団体が負担すべき組合の事務に要する費用の額)

第二十九条の二の二 法第百十三条第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、国が国の新法第九十九条第四項の規定により負担する金額の算定方法の例により総務大臣が定めるところにより算定した額とする。

(掛金の標準となる給料の最高限度額及び最低限度額)

第二十九条の三 法第百十四条第四項に規定する政令で定める額は、一般職の職員である組合員については六十二万円又は九万八千円を、それぞれ第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額を基準として総務省令で定める金額とし、特別職の職員等である組合員については六十二万円又は九万八千円を、それぞれ同条第三項に定める数値で除して得た金額とする。

(育児部分休業の期間中に徴収しない掛金の額等)

第二十九条の五 法第百十四条の二第二項に規定する政令で定める場合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置を受けた場合とする。

2 法第百十四条の二第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、給料の一部を受ける月における給料の額(当該給料の額が、六十二万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額を基準として総務省令で定める額(以下この項において「給料上限額」という。)を超えるときは給料上限額とし、九万八千

(掛金等の払込期限)

第三十条 法第百十五条第三項の規定により掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき期限は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、同条第一項及び第二項の規定による控除が行われない場合には、その控除が行われなかつた月の末日とする。

2 法第百十五条第三項の規定により掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が前項に定める日までに当該金額を組合に払い込まなかつたときは、組合は、主務省令で定めるところにより、その者に対し当該金額を組合の指定した日までに払い込むべき旨を通知するものとする。

(市町村連合会への負担金の払込み)

第三十条の二の二 法第百十六条第三項の規定により構成組合が市町村連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

(削除)

円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額を基準として総務省令で定める額（以下この項において「給料下限額」という。）を下るときは給料下限額とする。）から当該月における当該給料の一部に相当する額（当該額が給料上限額を超えるときは給料上限額とし、給料下限額を下るときは給料下限額とする。）を控除して得た額に長期給付に係る給料と掛金との割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(掛金の払込期限)

第三十条 法第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき期限は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、同条第一項の規定による控除が行われない場合には、その控除が行われなかつた月の末日とする。

2 法第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が前項に定める日までに当該金額を組合に納付しないときは、組合は、主務省令で定めるところにより、その者に対し当該金額を組合の指定した日までに払い込むべき旨を通知するものとする。

(市町村連合会への負担金の払込み)

第三十条の二の二 法第百十六条第四項の規定により構成組合（法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）が市町村連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第百十三条第二項第二号に掲げる費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員団体（同条第五項に規定する職員団体をいう。）、公庫等（法第百四十条第一項に規定する公庫等を

一 法第百十三条第二項第三号に掲げる費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員団体、公庫等（法第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

二 法第百十三条第三項に規定する厚生年金保険給付に要する費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員団体、公庫等、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

三 法第百十三条第四項第二号に掲げる費用に充てるため地方公共団体が負担する金額

四 法第百十三条第五項に規定する費用に充てるため地方公共団体が負担する金額のうち、厚生年金保険給付及び退職等年金給付に係るものとして総務大臣が定めるところにより算定した金額

2 (略)

3 構成組合は、市町村連合会の定めるところにより、法第百四十一条第一項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第二項第三号の規定及び法第百十三条第三項の規定に基づき当該構成組合が負担すべき金額を市町村連合会に払い込まなければならない。

第六章 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金

(地方の調整対象費用の額)

いう。次号において同じ。）職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

二 法第百十三条第二項第三号に掲げる費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、公庫等、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

(新設)

(新設)

三 法第百十三条第四項に規定する費用に充てるため地方公共団体が負担する金額のうち、長期給付に係るものとして総務大臣が定めるところにより算定した金額

2 (略)

3 構成組合は、市町村連合会の定めるところにより、法第百四十一条第一項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第二項第二号及び第三号の規定に基づき当該構成組合が負担すべき金額を市町村連合会に払い込まなければならない。

第五章の二 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金

(地方の独自給付費用)

第三十条の三 法第百十六条の三第一項第一号に規定する厚生年金保険給付費のうち政令で定めるものの額は、当該事業年度における地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険法第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同項第一号に掲げる標準報酬按分率を乗じて得た額に相当する費用とする。

(地方の厚生年金保険給付等に係る収入)

第三十条の四 法第百十六条の三第二項に規定する政令で定める収入は、当該事業年度における厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の総務大臣が定めるものとする。

(地方の厚生年金保険給付等に係る支出)

第三十条の五 法第百十六条の三第三項に規定する政令で定める支出は、当該事業年度における厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の総務大臣が定めるものとする。

(国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出)

第三十条の六 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、当該事業年度における法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金(以下この条において「財政調整拠出金」という。)の見込額として法第百十六条の三第一項(第四号を除く。)の規定の例により算定した額(次項において「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」という。)

(を、総務省令で定めるところにより、国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下この条及び第四十四条の三において同じ。)に拠出するものとする。

第三十条の三 法第百十六条の三第一項第一号に規定する政令で定める費用は、当該事業年度における組合の長期給付に要する費用から法第百十三条第二項第三号に掲げる費用を控除したものとする。

(地方の長期給付に係る収入)

第三十条の四 法第百十六条の三第二項に規定する政令で定める収入は、当該事業年度における長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金その他総務大臣が定めるものとする。

(地方の長期給付に係る支出)

第三十条の五 法第百十六条の三第三項に規定する政令で定める支出は、当該事業年度における退職共済年金に係る支出その他総務大臣が定めるものとする。

(国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出)

第三十条の六 地方公務員共済組合連合会は、各事業年度における法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の見込額として法第百十六条の三第一項の規定の例により算定した額(次項において「地方の概算財政調整拠出金の額」という。)を、当該事業年度の三月三十一日までに国家公務員共済組合連合会(国の新法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下この条において同じ。)に拠出するものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額が法第百十六条の三第一項（第四号を除く。）の規定により算定した当該事業年度における地方公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額に満たないときは、その満たない額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国家公務員共済組合連合会が法施行令第二十八条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が地方公務員共済組合連合会に拠出することとなる額（以下この項及び次項において「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」という。）がある場合にあつては、当該満たない額を国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

3 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額が国家公務員共済組合法第百二条の三第一項（第四号を除く。）の規定により算定した当該事業年度における国家公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額を超えるときは、その超える額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額がある場合にあつては、当該超える額を国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。

4 前三項の規定は、法第百十六条の三第一項第四号の規定による国家公務員共済組合連合会に対する退職等年金給付に係る財政調整拠出金の拠出について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

2 地方公務員共済組合連合会は、各事業年度における地方の概算財政調整拠出金の額が法第百十六条の三第一項の規定により算定した当該事業年度における地方公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額に満たないときは、その満たない額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国家公務員共済組合法施行令第十七条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が地方公務員共済組合連合会に拠出することとなる額（以下この条において「国の概算財政調整拠出金の額」という。）がある場合にあつては、当該満たない額を国の概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

3 地方公務員共済組合連合会は、各事業年度における国の概算財政調整拠出金の額が国の新法第百二条の三第一項の規定により算定した当該事業年度における国家公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額を超えるときは、その超える額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国の概算財政調整拠出金の額がある場合にあつては、当該超える額を国の概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。

（新設）

に読み替えるものとする。

前項	第二項	地方の厚生年金保険給付概算 算財政調整拠出金の額	地方の退職等年金給付概算 財政調整拠出金の額
	地方の厚生年金保険給付概算 算財政調整拠出金の額	地方の退職等年金給付概算 財政調整拠出金の額	地方の退職等年金給付概算 財政調整拠出金の額
前項	を除外	を除外	に係る部分に限る
	国の厚生年金保険給付概算 財政調整拠出金の額	国の退職等年金給付概算財 政調整拠出金の額	国の退職等年金給付概算財 政調整拠出金の額

5 前三条及び前各項に規定するもののほか、財政調整拠出金の拠出に
関し必要な事項は、総務大臣が定める。

第七章 地方公務員共済組合審査会

(削除)

第八章 継続長期組合員等の特例

(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第四十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄
振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 日本消防検定協会

(新設)

第六章 地方公務員共済組合審査会

第七章 削除

第八章 継続長期組合員等の特例

(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第四十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄
振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人水資源機構(独立行政法人水資源機構法(平成十四
年法律第八十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧水

資源開発公団を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二条の規定により解散した旧日本

二 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散し

国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

二 国立研究開発法人科学技術振興機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。

た旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となった旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金を含む。）

）第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）第三条の独立行政法人科学技術振興機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）、独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百一十号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）、独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定

三 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、同法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫を含む。）

四 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成

により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）及び日本下水道事業団

三 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金を含む。）、株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、同法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫を含む。）、国民金融公庫法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫及び株式会社国際協力銀行

四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター

十五年法律第百号) 附則第四条第一項の規定により解散した旧都市
基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整
備公団法(平成十一年法律第七十六号) 附則第六条第一項の規定に
より解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定
による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八
号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同
法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。

法(平成十四年法律第百二十三号) 附則第二条第一項の規定により
解散した旧国民生活センターを含む。)、国立研究開発法人日本原
子力研究開発機構(平成二十六年独法整備法第九十七条の規定によ
る改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法
律第百五十五号) 第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構、
同法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及
び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開
発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律(昭和五十
九年法律第五十七号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧日
本原子力船研究開発事業団を含む。)、国立研究開発法人理化学研
究所(平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独
立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第百六十号) 第二条の
独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により
解散した旧理化学研究所を含む。)、独立行政法人国際交流基金(一
独立行政法人国際交流基金法(平成十四年法律第百三十七号) 附則
第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。)、日
本たばこ産業株式会社、独立行政法人日本学生支援機構(独立行政
法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号) 附則第十条
第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)、独立行政法
人日本スポーツ振興センター(独立行政法人日本スポーツ振興セン
ター法(平成十四年法律第百六十二号) 附則第四条第一項の規定に
より解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規
定による廃止前の日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律
第九十二号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場
及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前
の日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号) 附則第六条第

一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第一百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに同法附則第二条第一項の規定により解散した

旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二條第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、「独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）附則第二條第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）」、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）」附則第十九條の規定による廃止前の関西国際空港株式会社（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）」、「北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）」による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十二年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）」、「四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二條第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三條第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六條の規定による廃止前の雇用・能力開

五 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。））、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。））、新関西国際空港株式会社及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。））

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。））、国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。））、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念

機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百一十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四

六 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）

七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人通則法

十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、地方公共団体情報システム機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、日本司法支援センター、日本銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。

八 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）第三条の独立行政法人科学技術振興機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）

九 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）

十 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した

旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）

十一 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）

十二 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）

十三 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）

十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）

十五 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十

三年法律第二十六号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構(同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。)

十六 年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号) 第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。)

十七 独立行政法人水資源機構(独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。)

十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四百十六号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号) 附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号) 附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。)

十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）

二十 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）

二十一 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

二十二 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百一十号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）

二十三 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧

新東京国際空港公団を含む。)

二十四 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

二十五 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

二十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

二十七 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）

二十八 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

二十九 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

三十 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成

- 二十五年法律第十九号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧
独立行政法人日本万国博覧会記念機構(同法による廃止前の独立行
政法人日本万国博覧会記念機構法(平成十四年法律第二百二十五号)
附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会
を含む。)
- 三十一 日本下水道事業団
- 三十二 独立行政法人国際交流基金(独立行政法人国際交流基金法(平
成十四年法律第三十七号) 附則第三条第一項の規定により解散
した旧国際交流基金を含む。)
- 三十三 独立行政法人空港周辺整備機構(公共用飛行場周辺における
航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律
(平成十四年法律第八十四号) 附則第二条第一項の規定により解
散した旧空港周辺整備機構を含む。)
- 三十四 独立行政法人国際協力機構(独立行政法人国際協力機構法(平
成十四年法律第三十六号) 附則第二条第一項の規定により解散
した旧国際協力事業団を含む。)
- 三十五 自動車安全運転センター
- 三十六 独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援
機構法(平成十五年法律第九十四号) 附則第十条第一項の規定によ
り解散した旧日本育英会を含む。)
- 三十七 放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号) 第三条に規
定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した
旧放送大学学園を含む。)
- 三十八 広域臨海環境整備センター
- 三十九 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及
び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号。以下この号に

において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

四十 消防団員等公務災害補償等共済基金

四十一 地方公務員災害補償基金

四十二 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）

四十三 危険物保安技術協会

四十四 独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）

四十五 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

四十六 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）

四十七 預金保険機構

四十八 日本たばこ産業株式会社

四十九 日本電信電話株式会社

五十 北海道旅客鉄道株式会社

五十一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の

一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

五十二 四国旅客鉄道株式会社

五十三 九州旅客鉄道株式会社

五十四 日本貨物鉄道株式会社

五十五 日本私立学校振興・共済事業団

五十六 東日本電信電話株式会社

五十七 西日本電信電話株式会社

五十八 株式会社産業再生機構

五十九 独立行政法人農畜産業振興機構

六十 独立行政法人勤労者退職金共済機構

六十一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

六十二 独立行政法人福祉医療機構

六十三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

六十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構

六十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

- 六十六 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 六十七 沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構
- 六十八 東日本高速道路株式会社
- 六十九 首都高速道路株式会社
- 七十 中日本高速道路株式会社
- 七十一 西日本高速道路株式会社
- 七十二 阪神高速道路株式会社
- 七十三 本州四国連絡高速道路株式会社
- 七十四 日本司法支援センター
- 七十五 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
- 七十六 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）
- 七十七 地方競馬全国協会
- 七十八 全国健康保険協会
- 七十九 株式会社産業革新機構
- 八十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）

-
- 八十一 日本年金機構
- 八十二 漁船保険中央会
- 八十三 日本商工会議所
- 八十四 全国土地改良事業団体連合会
- 八十五 全国中小企業団体中央会
- 八十六 全国商工会連合会
- 八十七 高圧ガス保安協会
- 八十八 漁業共済組合連合会
- 八十九 軽自動車検査協会
- 九十 小型船舶検査機構
- 九十一 日本銀行
- 九十二 日本弁理士会
- 九十三 原子力発電環境整備機構
- 九十四 東京地下鉄株式会社
- 九十五 日本アルコール産業株式会社
- 九十六 株式会社商工組合中央金庫
- 九十七 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 九十八 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
- 九十九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 百 株式会社国際協力銀行
- 百一 新関西国際空港株式会社
- 百二 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 百三 株式会社民間資金等活用事業推進機構
-

百四 株式会社海外需要開拓支援機構

百五 地方公共団体情報システム機構

百六 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

百七 広域的運営推進機関

百八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例に係る取扱い)

第四十条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める場合は、公庫等職員が公庫等の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員(長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。第四十三条第八項において同じ。)となつた後退職し、引き続き再び元の公庫等の公庫等職員となつた場合であつて、その者が法第四百十条第一項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

2 継続長期組合員が法第四百十条第二項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定により当該継続長期組合員の資格を喪失したとき(当該継続長期組合員が引き続き組合員となつたときを除く。)は、その者は同項第一号又は第二号に該当するに至つた日に退職したものとみなして、長期給付に関する規定を適用する。

3 継続長期組合員については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例に係る取扱い)

第四十条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める場合は、公庫等職員(同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。)が公庫等(同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の公庫等の公庫等職員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

2 法第四百十条第二項に規定する継続長期組合員が同項第一号又は第二号の規定により当該継続長期組合員の資格を喪失したとき(当該継続長期組合員が引き続き組合員となつたときを除く。)は、その者は同項第一号又は第二号に該当するに至つた日に退職したものとみなして、長期給付に関する規定を適用する。

(新設)

(組合役職員等の報酬等)

第四十条の二 組合役職員(法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

2 連合会役職員(法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。次条第二項において同じ。)については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして法第四百四十一条第二項の規定により総務大臣が指定する組合の運営規則で定めるものを報酬とし、地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして当該組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

(組合役職員等に係る基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担)

第四十一条

(新設)

(組合役職員等に係る基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担)

第四十一条 警察共済組合の組合役職員(法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下この条において同じ。)に係る費用として法第四百四十一条第四項の規定により国が毎年度において負担すべきこととなる金額は、国民年金法第九十四条の四の規定により当該組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における当該組合の組合員の標

組合役職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。） 国民年金法第九十条の四の規定により当該組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における当該組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

二 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合 国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における全ての構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額を乗じて得た額に、更に当

準給与の総額に対する当該組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の総数に対する国の職員である組合員の数の割合を乗じて算定するものとする。

2 組合の組合役職員に係る費用として法第百十三条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。） 国民年金法第九十四条の四の規定により当該組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における当該組合の組合員の標準給与の総額に対する当該組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

二 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合 国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における市町村連合会を組織するすべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する市町村連合会を組織するすべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合役職員の標準給与の総額を乗じて得た額に、更に当

該事業年度の初日における全ての構成組合を組織する職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

2 連合会役職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が連合会（法第百四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。）の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国民年金法第九十四条の四の規定により当該連合会役職員が組織する組合（当該組合が指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、市町村連合会）が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における当該組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該組合が指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、市町村連合会を組織する全ての構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額）に対する当該組合の組合員である連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該連合会役職員が勤務する連合会を組織する全ての組合を組織する職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

3 警察共済組合の組合役職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち法第百四十一条第三項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国民年金法第九十四条の四の規定により警察共済組合が負担することとなる基礎年金拠出

該事業年度の初日における市町村連合会を組織するすべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

3 市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の連合会役職員（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。）に係る費用として法第百十三条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、国民年金法第九十四条の四の規定により当該連合会役職員が組織する組合（当該組合が市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、市町村連合会）が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における当該組合の組合員の標準給与の総額（当該組合が市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、市町村連合会を組織するすべての組合の組合員の標準給与の総額）に対する当該組合の組合員である連合会役職員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該連合会役職員が勤務する連合会を組織するすべての組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて算定するものとする。

（新設）

金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における警察共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する警察共済組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

4 第一項及び第二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等）

第四十一条の二 法第四十一条の二の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第四十一条の三の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第四十一条の四の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員については、地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第一項に規定する報酬又は同法第五十七条第一項に規定する給与のうち、地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

（国の職員の取扱い）

4 前二項の規定により負担すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（新設）

（国の職員の取扱い）

第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四百十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者とする。

一〇四 (略)

五 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十一条第一項の規定により派遣された者（国の組合の組合員となつた者、公立学校共済組合の組合員となつた者及び法第四百十四条の三第一項に規定する団体職員となつた者を除く。）

六〇九 (略)

第四十三条 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二項第一項第五号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

2 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二項第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。

一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定に基づく寒冷地手当

二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第十六条第一項の規定に基づく国際平和協力手当

3 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二項第一項第六号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のう

第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四百十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者とする。

一〇四 (略)

五 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十一条第一項の規定により派遣された者（国の組合の組合員となつた者、公立学校共済組合の組合員となつた者及び団体職員となつた者を除く。）

六〇九 (略)

第四十三条 前条第九号に掲げる者に係る法第四百十二条第二項の表第二項第一項第五号の項の下欄に掲げる給与で政令で定めるものは、その支給を受ける給与につき、一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項に規定する俸給に相当する給与として総務大臣の定める方法により算定した金額とする。

2 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二項第一項第六号の項の下欄に掲げる政令で定める給与は、一般職の職員の給与に関する法律第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当

ち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

4 | 5 | 6 | (略)

7 | 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

するものとする。

3 | 5 | (略)

6 | 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団並びに中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金を含む。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）及び独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）

二 | 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）

二 | 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第

三 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会

四 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）

八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。））、国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。））、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。））、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本下水道事業団及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。））

三 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行並びに株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行

四 自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。））、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日

本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）、国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のみ園、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した

旧年金資金運用基金を含む。）、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客

五 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構
法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む
）。

五 鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日
本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社
、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道
路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本
州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社及び中間貯
蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を
改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第
一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止
法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立され
た総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が
経過する時までの間におけるものに限る。）、原子力損害賠償・廃
炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律に
よる改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支
援機構を含む。）、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方
公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正
する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定
により解散した旧通信・放送機構、株式会社海外通信・放送・郵便
事業支援機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年
独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究
開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第
十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。
）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人
雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改
正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政
法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、独立行政法人医薬品医

療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

- 法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。)
- 七 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）
- 八 地方競馬全国協会
- 九 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会
- 十 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団並びに中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金を含む。）
- 十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）
- 十二 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）
- 十三 独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）

- 十四 地方公務員災害補償基金
- 十五 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）
- 十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）
- 十七 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）
- 十八 独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）
- 十九 預金保険機構
- 二十 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター
- 二十一 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）
- 二十二 日本下水道事業団
- 二十三 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）
- 二十四 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「

「廃止法」という。)による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構(廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。)

二十五 農水産業協同組合貯金保険機構

二十六 独立行政法人自動車事故対策機構(独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。)

二十七 独立行政法人空港周辺整備機構(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。)

二十八 独立行政法人国際協力機構(独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。)

二十九 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

三十 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)

三十一 独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)

三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センター(独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。)

三十三 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十九号)附則第四条第一項の規定により解散し

た旧生物系特定産業技術研究推進機構

三十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

三十五 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

三十六 日本私立学校振興・共済事業団

三十七 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）

三十八 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行

三十九 株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行

四十 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）

四十一 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立

行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。)

四十二 銀行等保有株式取得機構

四十三 独立行政法人農畜産業振興機構

四十四 独立行政法人農林漁業信用基金

四十五 独立行政法人勤労者退職金共済機構

四十六 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による

改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

四十七 独立行政法人福祉医療機構

四十八 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

四十九 独立行政法人労働政策研究・研修機構

五十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

五十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

五十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金

五十三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六

年法律第百三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）

五十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独

法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力

研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）

五十五 独立行政法人住宅金融支援機構

五十六 独立行政法人住宅金融支援機構

五十七 独立行政法人住宅金融支援機構

五十八 独立行政法人住宅金融支援機構

五十九 独立行政法人住宅金融支援機構

六十 独立行政法人住宅金融支援機構

六十一 独立行政法人住宅金融支援機構

-
- 五十六 地方公共団体金融機構
- 五十七 全国健康保険協会
- 五十八 株式会社産業革新機構
- 五十九 株式会社地域経済活性化支援機構
- 六十 日本年金機構
- 六十一 漁船保険中央会
- 六十二 日本商工会議所
- 六十三 全国土地改良事業団体連合会
- 六十四 全国中小企業団体中央会
- 六十五 全国商工会連合会
- 六十六 高圧ガス保安協会
- 六十七 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 六十八 漁業共済組合連合会
- 六十九 軽自動車検査協会
- 七十 小型船舶検査機構
- 七十一 自動車安全運転センター
- 七十二 危険物保安技術協会
- 七十三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）
- （附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。））
- 七十四 日本電信電話株式会社
- 七十五 北海道旅客鉄道株式会社
- 七十六 四国旅客鉄道株式会社
- 七十七 九州旅客鉄道株式会社
-

- 七十八 日本貨物鉄道株式会社
- 七十九 東日本電信電話株式会社
- 八十 西日本電信電話株式会社
- 八十一 原子力発電環境整備機構
- 八十二 東京地下鉄株式会社
- 八十三 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 八十四 成田国際空港株式会社
- 八十五 東日本高速道路株式会社
- 八十六 首都高速道路株式会社
- 八十七 中日本高速道路株式会社
- 八十八 西日本高速道路株式会社
- 八十九 阪神高速道路株式会社
- 九十 本州四国連絡高速道路株式会社
- 九十一 日本アルコール産業株式会社
- 九十二 株式会社日本政策金融公庫
- 九十三 株式会社商工組合中央金庫
- 九十四 株式会社日本政策投資銀行
- 九十五 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 九十六 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
- 九十七 株式会社国際協力銀行

九十八 新関西国際空港株式会社

九十九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百一 株式会社海外需要開拓支援機構

百二 地方公共団体情報システム機構

百三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

百四 広域的運営推進機関

百五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

8| 特定公庫等役員（法第四十二条第二項の規定により読み替えられた法第四十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この項において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が法第四十条第一項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

9| (略)

(国の職員に係る育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担)

第四十三条の二 国の職員に係る法第一百三十四条第一号に掲げる費用として法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第一百三十四条第四項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、当該事業年度における警察共済組合の育

7| 特定公庫等役員（法第四十二条第二項の規定により読み替えられた法第四十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

8| (略)

(国の職員に係る育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担)

第四十三条の二 国の職員に係る費用として法第一百三十四条第一号に掲げる費用のうち同項の規定により国が毎年度において負担すべきこととなる金額は、当該事業年度における警察共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に第二十九条第二項に

児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に第二十九条第二項に定める割合を乗じて得た額に、当該事業年度における警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の標準報酬等合計額の総額に対する国の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額とする。

（国の職員に係る基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担）

第四十四条 国の職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国民年金法第九十四条の四の規定により警察共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における警察共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額とする。

（国が負担すべき組合の事務に要する費用の額）

第四十四条の二 国の職員に係る法第百十三条第五項に規定する費用として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、国が国家公務員共済組合法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により算定した額とする。

定める割合を乗じて得た額に、当該事業年度における当該組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の標準給与の総額に対する国の職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて算定するものとする。

（国の職員に係る基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担）

第四十四条 国の職員に係る費用として法第百十三条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国が毎年度において負担すべきこととなる金額は、国民年金法第九十四条の四の規定により警察共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における当該組合の組合員の標準給与の総額に対する国の職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて算定するものとする。

（組合員が国の組合の組合員となつた場合の取扱い）

第四十四条の二 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、総務大臣が財務大臣と協議して定める期限までに、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者に支払ふこととなるべき年金である給付の額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定し

(組合員が国の組合の組合員となつた場合の取扱い)

第四十四条の三 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)は、総務大臣が財務大臣と協議して定める期限までに、厚生年金保険給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者に支払ふこととなるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額並びに退職等年金給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者の当該国の組合の組合員となつた日における給付算定基礎額(法第七十七条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十五条第三項において同じ。)となるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額を、法第四十条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額として、国家公務員共済組合連合会に移換するものとする。

第四十四条の四 組合員又は組合員であつた者が、国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第二百二十六条の三の規定によりその者に係る厚生年金保険法による老齢厚生年金(第三号厚生年金被保険者期間(同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期

た金額を、法第四百三十三条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額として、国の新法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会に移換するものとする。

第四十四条の三 組合員又は組合員であつた者が、国の組合の組合員となり国の新法第二百二十六条の三の規定によりその者に係る退職共済年金又は障害共済年金が国の新法の規定による退職共済年金又は障害共済年金とみなされた場合には、長期給付に関する規定の適用については、当該みなされた退職共済年金又は障害共済年金は、退職共済年金又は障害共済年金に該当しないものとみなす。

(新設)

間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下この項及びび次条第一項において同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第三号老齡厚生年金」という。）又は障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第三号障害厚生年金」という。）が厚生年金保険法による老齡厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。）又は障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。）とみなされた場合には、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、当該みなされた第三号老齡厚生年金又は第三号障害厚生年金は、第三号老齡厚生年金又は第三号障害厚生年金に該当しないものとみなす。

2 組合員又は組合員であつた者が、国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第二百二十六条の三の規定によりその者に係る退職年金又は公務障害年金が同法による退職年金又は公務障害年金とみなされた場合には、退職等年金給付に関する規定の適用については、当該みなされた退職年金又は公務障害年金は、退職年金又は公務障害年金に該当しないものとみなす。

（国の組合の組合員が組合員となつた場合の取扱い）

第四十五条 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、その者の第二号厚生年金被保険者期間における各月の標準報酬月額

（国の組合の組合員が組合員となつた場合の取扱い）

第四十五条 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その者の国の組合の組合員であつた期間における国の新法第百条第三項に規

及び標準賞与額をその者の第三号厚生年金被保険者期間における当該各月の標準報酬月額及び標準賞与額とみなす。

2 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者（国家公務員共済組合法による退職等年金給付の受給権者を除く。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者の第二号厚生年金被保険者期間における各月の同法第五十二条に規定する標準報酬の月額及び同法第四十一条第一項に規定する標準期末手当等の額並びに同法第七十五条第一項に規定する付与率及び国の基準利率を、その者の組合員期間における当該各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに法第七十七条第一項に規定する付与率及び基準利率とみなす。

3 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者（国家公務員共済組合法による退職等年金給付の受給権者に限る。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者が組合員となつた日における同法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をその者の同日における給付算定基礎額とみなす。

4 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、法第百十一条第一項の規定の適用については、その者に対してされた国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分は、法第百十一条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分に相当する処分とみなす。

（任意継続組合員となるための申出等の手続）

定する各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をその者の組合員期間における法第四十四条第二項に規定する当該各月の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び同項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額とみなす。

（新設）

（新設）

2 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、法第百十一条第一項の規定の適用については、その者に対してされた国の新法第九十七条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分は、法第百十一条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分に相当する処分とみなす。

（任意継続組合員となるための申出等の手続）

第四十六条 法第四十四条の二第一項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、退職の際に所属していた組合に提出してするものとする。

一～三 (略)

四 退職時の標準報酬の月額

五 (略)

2 (略)

(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)

第四十六条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつてその者の標準報酬の日額とする。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額(組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額)

二 毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)における任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員(任意継続組合員を除く。)の

第四十六条 法第四十四条の二第一項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、退職の際に所属していた組合に提出してするものとする。

一～三 (略)

四 退職時の給料(退職した日の属する月の掛金の標準となつた給料をいう。第四十八条第三項第一号及び第六十八条第九号において同じ。)

五 (略)

2 (略)

(新設)

標準報酬の月額を当該組合員の総数で除して得た額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額

(任意継続組合員に係る費用の負担の特例)

第四十七条 任意継続組合員の存する組合に係る法第十三条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	各組合ごとに当該組合を組織する職員	各組合ごとに当該組合を組織する職員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員（以下この項及び次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）
第一項第一号	、当該組合を組織する職員	、当該組合を組織する職員（任意継続組合員を含む。）
第一項第二号	掛金	掛金（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）
第二項	組合員の掛金	掛金（任意継続掛金を含む。）
第二項第一号、第二号	掛金	掛金（任意継続掛金を含む。）
第二項第十号	負担金百分の五	負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛

(費用の負担の特例)

第四十七条 任意継続組合員の存する組合に係る法第十三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「各組合ごとに当該組合を組織する職員」とあるのは「各組合ごとに当該組合を組織する職員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員（この項及び次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）」と、「、当該組合を組織する職員」とあるのは「、当該組合を組織する職員（任意継続組合員を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）」と、同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同項第一号、第一号の二及び第四号中「掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百）」とする。

二号及び
第四号

金百分の百)

(任意継続掛金)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 任意継続掛金は、任意継続組合員の標準報酬の月額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額と任意継続掛金との割合は、組合の定款で定める。

(任意継続掛金)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 任意継続掛金は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を標準として算定するものとする。ただし、組合員期間、退職時の年齢その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、第一号に掲げる額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額をもつて、同号に掲げる額とすることができる。

一 任意継続組合員の退職時の給料の額

二 任意継続組合員につき任意継続掛金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日における当該任意継続組合員の属する組合の法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料の合計額を当該組合員の総数で除して得た額

4 前項の規定による任意継続掛金の算定の標準となる額と任意継続掛金との割合は、組合の定款で定める。

5 (略)

(任意継続組合員に係る短期給付の特例)

第五十条 任意継続組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項及び第六十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同

(任意継続組合員に係る短期給付の特例)

第五十条 任意継続組合員に係る法第四十四条第一項、第五十六条第一項、第五十七条の三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条の二第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四 条の二	退職後に生じた 場合には、退職 の日	第百四十四条の二第二項に規定する 任意継続組合員（以下第六十六条ま でにおいて「任意継続組合員」とい う。）の資格を喪失した後に生じた 場合には、任意継続組合員の資格を 喪失した日の前日
第五十六 条第一項	負傷	負傷（任意継続組合員となつた後に おける病気及び負傷を含む。以下こ の款において同じ。）
第六十一 条第一項	退職した	任意継続組合員の資格を喪失した
第六十三 条第二項	が退職後	が任意継続組合員の資格を喪失した 日から起算して
第六十五 条第一項	公務によらない で死亡した	、任意継続組合員の資格喪失後 公務によらない死亡（任意継続組合 員となつた後における死亡を含む。 ）をした
第六十六 条	が退職後 、退職後	が任意継続組合員の資格を喪失した 日から起算して 、任意継続組合員の資格喪失後

（任意継続組合員に係る審査請求等）

第五十一条 任意継続組合員に係る法第百十七条第一項、第百四十四条

項、第六十五条第一項又は第六十六条の規定の適用については、法第
四十四条第一項中「（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日
。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料
（第百四十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料
をいう。以下この条において同じ。）とあるのは「（給付事由が任
意継続組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、任意継続組合員
の資格を喪失した日の前日）の属する月の任意継続掛金の標準となつ
た額（地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十
二号）第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額
をいう。）に相当するもの」と、法第五十六条第一項、第五十七条の
三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項及び第五十
八条の二第一項中「公務によらない病気又は負傷」とあるのは「公務
によらない病気又は負傷（任意継続組合員となつた後における病気及
び負傷を含む。）」と、法第六十一条第一項中「退職した」とあるの
は「任意継続組合員の資格を喪失した」と、法第六十三条第二項中「
退職後六月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日か
ら起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「任意継続
組合員の資格喪失後出産する」と、法第六十五条第一項中「公務によ
らないで死亡した」とあるのは「公務によらない死亡（任意継続組合
員となつた後における死亡を含む。）」をした」と、法第六十六条中「
退職後三月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日か
ら起算して三月以内」と、「退職後死亡する」とあるのは「任意継続
組合員の資格喪失後死亡する」とする。

（任意継続組合員に係る審査請求等）

第五十一条 任意継続組合員に係る法第百十七条第一項、第百四十四条

の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第百七十七条第一項中「掛金等」とあるのは「任意継続掛金（第四百四十四条の第二第二項に規定する任意継続掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）」と、法第百四十四条の二十三第二項中「掛金（第百十三条第二項の掛金をいう。）」とあり、及び法第百四十四条の二十六第二項中「掛金等」とあるのは「任意継続掛金」とする。

第九章 団体組合員の特例

（団体組合員に係る長期給付等の取扱い）

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余剰金で団体組合員（法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下この条及び第六十五条において同じ。）に係るものの管理及び運用又は団体組合員に係る長期給付についての第一条、第十六条第一項、第十六条の第二項並びに第二十七条第一項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	第二条第一項各号	第二条第一項各号（法第百四十四条の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第十六条 第一項第 二号	地方公共団体の一時借入れ	団体（法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。次条第一項第十号において同じ。）

の二十三第二項又は第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第百七十七条第一項中「掛金」とあり、法第百四十四条の二十三第二項中「掛金（第百十三条第二項の掛金をいう。第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）」とあり、及び法第百四十四条の二十六第二項中「掛金」とあるのは、「第百四十四条の第二第二項に規定する任意継続掛金」とする。

第九章 団体組合員の特例

（団体組合員に係る長期給付等の取扱い）

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余剰金で団体組合員に係るものの運用又は団体組合員に係る長期給付について第一条、第十六条第一項、第二十五条第一項、第二十五条の十三第一項又は第二十七条第一項若しくは第四項の規定を適用する場合には、第一条中「第二条第一項各号」とあるのは「第二条第一項各号（法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第二十六条第一項第二号中「地方公共団体の一時借入れ」とあるのは「団体（法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。）」と、第二十五条第一項第二号中「公務等傷病」とあるのは「業務等傷病」と、「法第八十七条第二項」とあるのは「法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第八十七条第二項」と、第二十五条の十三第一項中「公務等傷病」とあるのは「業務等傷病」と、第二十七条第一項中「法第百十一条第一項に規定する懲戒処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。以下この条において「懲戒処分」という。）

<p>第十六条 の二第一 項第十号</p>	<p>地方公共団体の一時借入 れ</p>	<p>団体</p>
<p>第二十七 条第一項 第二号</p>	<p>法第百十一条第一項（法 第百四十二条第二項の規 定により読み替えて適用 される場合を含む。）に 規定する懲戒処分（以下 この条において「懲戒処 分」という。）によつて 退職した</p>	<p>地方公務員の場合における 懲戒の事由に相当する事由 により解雇された</p>
<p>第二十七 条第一項 第三号</p>	<p>又はこれに相当する</p>	<p>地方公務員の場合における 懲戒の事由に相当する事由 により解雇された に相当する</p>
<p>第二十七 条第一項 第四号</p>	<p>第百十一条第一項（法第 百四十二条第二項の規定 により読み替えて適用さ れる場合を含む。）</p>	<p>第百四十四条の三第二項の 規定により読み替えて適用 される法第百十一条第一項</p>
<p>第二十七 条第四項</p>	<p>懲戒処分</p>	<p>地方公務員の場合における 懲戒の事由に相当する事由 により地方公務員の停職に 相当する処分を受け若しく は解雇され</p>

（を受けた」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された」と、「第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（法第百四十二条第二項」とあるのは「第百四十四条の三第二項」と、「退職手当支給制限等処分を含む。」とあるのは「退職手当支給制限等処分に相当する処分（」と、「又は懲戒処分若しくは」とあるのは「地方公務員の停職に相当する処分を受け、若しくは解雇され、又は」と、同項第二号中「懲戒処分によつて退職した」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された」と、同条第四項中「懲戒処分」とあるのは「地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受け若しくは解雇され」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の負担すべき団体組合員に係る費用の負担区分)
第六十五条 団体組合員に係る法第百十三条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる額は、次の表の上欄に掲げる団体の区分により当該団体の職員に係る額を、それぞれ同表の下欄に掲げる地方公共団体が負担するものとする。

<p>法第百四十四条の三第一項第一号に掲げる団体</p>	<p>当該団体を組織する都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長(特別区の区長を含む。)若しくは市(特別区を含む。)の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長の所属する地方公共団体</p>
------------------------------	---

2 前項の規定により同項の表の上欄に掲げる団体の職員に係る額として同表の下欄に掲げる地方公共団体が地方職員共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、法第百十三条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定により負担すべきこととなる額にあつては、国民年金法第九十四条の四の規定により地方職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における地方職員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額とし、法第百十三条第五項の規定

(地方公共団体の負担すべき団体組合員に係る費用の負担区分)
第六十五条 団体組合員に係る費用として法第百十三条第二項又は第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、次の表の上欄に掲げる団体の区分により当該団体の職員に係る金額を同表の下欄に掲げる地方公共団体が、それぞれ負担するものとする。

<p>法第百四十四条の三第一項第一号に掲げる団体</p>	<p>当該団体を組織する都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長の所属する地方公共団体</p>
------------------------------	--

2 前項の規定により同項の表の上欄に掲げる団体の職員に係る金額として同表の下欄に掲げる地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、法第百十三条第四項の規定により負担すべき金額にあつては、同項に規定する額(団体組合員に係るものに限る。)に、当該事業年度の初日における団体組合員(地方職員共済組合に使用される者である団体組合員を除く。)の総数に対する当該団体の職員である団体組合員の数の割合を乗じて算定するものとし、同条第三項第二号の規定により負担すべきこととなる金額にあつては、国民年金法第九十四条の四の規定により地方職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

により負担すべきこととなる額にあつては、同項に規定する費用の額（団体組合員に係るものに限る。）に、当該事業年度の初日における団体組合員（地方職員共済組合に使用される者である団体組合員を除く。）の総数に対する当該団体の職員である団体組合員の数の割合を乗じて得た額とする。

3 前二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の算定については、第一項の表の上欄に掲げる団体の事業に要する費用として地方公共団体が負担すべきこととなる額を考慮して、総務大臣が定める。

4 前項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

第十章 雑則

（資料の提供）

第六十六条 法第四百四十四条の二十五の二に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による年金である給付

二 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付

三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

四 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険

に、当該事業年度における地方職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該団体の職員である団体組合員の標準給与の総額の割合を乗じて算定するものとする。

3 前二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべき金額の算定については、第一項の表の上欄に掲げる団体の事業に要する費用として地方公共団体が負担すべき金額を考慮して、総務大臣が定める。

4 前項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（新設）

（団体職員審査会）

第六十六条 第六章の規定は、団体職員審査会について準用する。この場合において、第三十一条中「組合又は市町村連合会」とあるのは「地方職員共済組合」と、第三十二条第一項中「その者が職員として受けるべき額又はこれに相当する額」とあるのは「理事長が定める額」と、「組合又は市町村連合会」とあるのは「地方職員共済組合」と、同条第二項中「組合又は市町村連合会」とあるのは「地方職員共済組合」と、第三十三条第二項中「組合又は市町村連合会」とあるのは「地方職員共済組合」と、「組合の理事長又は市町村連合会の理事長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

(削除)

第十章 雑則

(組合員期間以外の期間の確認の権限に係る事務を日本年金機構に行わせる場合の厚生年金保険法の規定の技術的読替え)

第六十六条の二 法第四百四十四条の二十四の二第三項の規定により厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の四第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構(以下「機構」という。)
第一項各号に掲げる	地方公務員等共済組	地方公務員等共済組
権限	合法第四百四十四条の	合法第四百四十四条の
の全部若しくは一部	二十四の二第一項の規定による厚生労働大臣の確認の権限(以下「確認の権限」という。)	二十四の二第一項の規定による厚生労働大臣の確認の権限(以下「確認の権限」という。)
を行う	を行う	を行う
若しくは不適當	又は不適當	又は不適當
同項各号に掲げる	当該確認の	当該確認の

		第百条の四第四項				第百条の四第六項	
の全部又は一部を自ら	、前項	の全部若しくは一部を自ら	又は前項	の全部若しくは一部を行わない	するとき(次項に規定する場合を除く。)	、第三項	、第三項
を自ら	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する前項	確認の	又は同条第三項において準用する前項	を行わない	するとき	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する第三項	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する第三項
又は第三項		の全部若しくは一部を自ら	又は同条第三項において準用する前項	を行わない	するとき	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する第三項	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する第三項
又は第三項		の全部若しくは一部を自ら	又は同条第三項において準用する前項	を行わない	するとき	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する第三項	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する第三項
又は第三項		の全部若しくは一部を自ら	又は同条第三項において準用する前項	を行わない	するとき	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する第三項	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する第三項

(都道府県知事が行う事務等)

第六十七条 (略)

254 (略)

5 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が次に掲げる事項を行うときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

156 (略)

七 第十六条第四項の規定による資金の運用についての総務大臣の承認の申請

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第六十八条 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

112 (略)

(都道府県知事が行う事務等)

第六十七条 (略)

254 (略)

5 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が次に掲げる事項を行うときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

156 (略)

七 第十六条第六項の規定による資金の運用についての総務大臣の承認の申請

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第六十八条 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

112 (略)

第百条の四第七項	前各項	同項各号に掲げる	同項各号に掲げる	の全部若しくは一部を行わない	を行わない	いて準用する第三項
	第一項各号に掲げる		確認の			
	同項各号に掲げる		当該確認の			
			、第四項及び前項			
			確認の			
			当該確認の			
				地方公務員等共済組 合法第四百四十四条の 二十四の二第二項並 びに同条第三項にお いて準用する第三項		

三 組合員の報酬及び期末手当等並びに厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬及び同項第四号に規定する賞与に関する事項を組合に報告すること。

四 組合員の標準報酬等合計額の総額及び厚生年金保険標準報酬等合計額の総額並びに掛金等に関する事項を組合に報告すること。

(削除)

五 七 (略)

(削除)

八 組合員（組合員であつた者を含む。）に係る退職手当支給制限等処分に相当する処分に関する事項であつて退職年金又は公務障害年金の支給の制限を行うために必要なものを組合に報告すること。

2 国の職員について前項の規定を適用する場合においては、同項中「地方公共団体」とあるのは、「国」とする。

附 則

(災害給付積立金の払込みに関する特例)

第三条 構成組合の災害給付の現状に鑑み、当分の間、構成組合が、法第三十六条第二項の規定により災害給付積立金に充てるため、市町村連合会に払い込むものとされる金額の算定について定める第十八条の規定の適用については、同条中「千分の〇・六」とあるのは、「千分の〇・二」とする。

三 組合員の給料及び期末手当等の総額並びに掛金に関する事項を組合に報告すること。

四 組合員の昇給、昇任その他の給料及び期末手当等の異動に関する事項を組合に報告すること。

五 年金である給付の額の改定の基礎となるべき組合員であつた者に係る給料及び期末手当等に関する事項を組合に報告すること。

六 八 (略)

九 任意継続組合員の退職時の給料及びその異動に関する事項を組合に報告すること。

十 組合員（組合員であつた者を含む。）に係る退職手当支給制限等処分に相当する処分に関する事項であつて退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うために必要なものを組合に報告すること。

(新設)

附 則

(災害給付積立金の払込みに関する特例)

第三条 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の災害給付の現状に鑑み、当分の間、法第三十六条第二項の規定によりこれらの組合が市町村連合会に払い込むものとされる金額の算定について定める第十八条の規定の適用については、同条中「千分の〇・六」とあるのは、「千分の〇・二」とする。

(長期給付積立金の払込みに関する特例)

第六条 組合が第二十一条第二項の規定により地方公務員共済組合連合会に払い込むべき金額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、昭和五十八年法律第五十九号の施行の日の前日における昭和六十一年改正前の令附則第三条に規定する責任準備金の現実積立額に、百分の三十を乗じて得た金額とする。

2 組合は、総務省令で定めるところにより、前項に規定する金額のうち、当該金額の二分の一に相当する金額については昭和五十九年四月一日に始まる事業年度において、当該金額の二分の一に相当する金額については組合の長期給付の事業の運営の状況、地方公務員共済組合連合会の長期給付積立金の管理の状況等を勘案して総務省令で定める期限までに、それぞれ払い込むものとする。

(長期給付積立金等の運用の特例)

第七条 長期給付積立金として積み立てられた額のうち地方公務員共済組合連合会が毎事業年度財政融資資金に預託して運用しなければならぬ金額は、当分の間、第二十一条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額から第三項に規定する総務省令で定める金額を控除した金額に相当する金額とする。

2 第二十一条の三第二項の規定により長期給付積立金として積み立てられた額のうち地方公務員共済組合連合会が毎事業年度地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得により運用するように努めなければならない金額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、すべての組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市

町村連合会。以下この条において同じ。）に係る第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による積立金の施行日以後当該事業年度の末日までの間における増加見込額と当該事業年度の末日における長期給付積立金の見込額との合算額に百分の三十を乗じて得た金額から、前項及び次項の規定により地方公務員共済組合連合会及び警察共済組合が財政融資資金に預託して運用すべき金額の合算額と第四項に規定する総務省令で定める金額のすべての組合に係る合算額との合計額を控除した金額に相当する金額とする。

3 警察共済組合は、当分の間、毎事業年度、その前事業年度の決算につき法第二十二條第二項の報告をした後二月以内に、前事業年度の末日における第十五條の規定による積立金のうち当該組合に係る昭和五十八年法律第五十九號の施行の日の前日における昭和六十一年改正前の令附則第三條に規定する責任準備金の現実積立額に百分の十五を乗じて得た金額を超えない範囲内において総務省令で定める金額に相当する金額を、財政融資資金に預託して運用しなければならない。

4 組合は、当分の間、毎事業年度、当該組合に係る昭和六十一年改正前の令附則第三條に規定する責任準備金の現実積立額の施行日以後昭和五十八年法律第五十九號の施行の日の前日までの間における増加額に百分の十五を乗じて得た金額（警察共済組合にあつては、当該金額から前項の規定により当該組合が財政融資資金に預託して運用すべき金額を控除して得た金額）を超えない範囲内において総務省令で定める金額に相当する金額を、地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得により運用するように努めなければならない。

5 第二十一條の三第二項並びに第二項及び前項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「債券」とあるのは、「債券（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十號）第五條の

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。

)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その所要掛金の率(第二十八条の二第一項及び第二項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。)及び介護納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合(以下この条において「調整組合」という。)に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率(当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率)から当該事業年度の調整基準率(全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。)を控除して

規定による改正前の地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫の発行した債券を含む。)とする。

第八条から第十条まで 削除

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(同項第一号に係る部分に限る。

)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その給料に係る所要掛金の率(第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。)及び介護納付金の納付に係る給料と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。)に係る給料に係る所要掛金の率の平均値以上であり、かつ、その期末手当に係る所要掛金の率(第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る期末手当等と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合に係る期末手当に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合(以下この条において「調整組合」という。)に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、

得た率を乗じて得た金額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

(削除)

調整組合に対して、次に掲げる金額の合算額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

一 当該調整組合の当該事業年度における組合員の給料（法第百十四條第三項及び第四項の規定により当該事業年度の各月の掛金の標準となつた給料をいい、任意継続組合員にあつては当該事業年度の各月の第四十八條第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては当該事業年度の各月の法附則第十八條第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。）の合計額に当該調整組合の当該事業年度における給料に係る所要掛金の率（当該給料に係る所要掛金の率が法附則第十四條の三第一項第二号の基準として定められた給料に係る率を超えるときは、当該給料に係る率）から当該事業年度の給料に係る調整基準率（全ての構成組合に係る給料に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額

(削除)

二 当該調整組合の当該事業年度における組合員の期末手当等（法第百十四條第三項及び第四項の規定により当該事業年度の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の合計額に当該調整組合の当該事業年度における期末手当等に係る所要掛金の率（当該期末手当等に係る所要掛金の率が法附則第十四條の三第一項第二号の基準として定められた期末手当等に係る率を超えるときは、当該期末手当等に係る率）から当該事業年度の期末手当等に係る調整基準率（全ての構成組合に係る期末手当等に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額

(市町村連合会が行う特別調整交付金の交付の事業)

第三十条の二の二 法附則第十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する特別調整交付金(附則第三十条の二の五第四項において単に「特別調整交付金」という。)の交付の事業は、その所要掛金の率が同号の基準として定められた率を超える構成組合であつて、短期給付に係る財政の健全化のための措置を講じているものとして総務大臣が認定する組合(以下この条において「特別調整組合」という。)に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、特別調整組合に対して、当該特別調整組合の当該事業年度における組合員(継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。)の標準報酬等合計額の総額に当該特別調整組合の当該事業年度における所要掛金の率から当該事業年度における法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を控除して得た率を乗じて得た金額を基礎として総務大臣が定める金額を交付するものとする。

(削除)

(削除)

(市町村連合会が行う特別調整交付金の交付の事業)

第三十条の二の二 法附則第十四条の三第一項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する特別調整交付金(附則第三十条の二の五第四項において単に「特別調整交付金」という。)の交付の事業は、その給料に係る所要掛金の率が同号の基準として定められた給料に係る率を超え、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率が同号の基準として定められた期末手当等に係る率を超える構成組合であつて、短期給付に係る財政の健全化のための措置を講じているものとして総務大臣が認定する組合(以下この条において「特別調整組合」という。)に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、特別調整組合に対して、次に掲げる金額の合算額を基礎として総務大臣が定める金額を交付するものとする。

一 当該特別調整組合の当該事業年度における組合員(継続長期組合員(法第四百十条第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下同じ。))、任意継続組合員、特例退職組合員及び特例継続組合員を除く。)の給料(法第一百四十四条第三項及び第四項の規定により当該事業年度の各月の掛金の標準となつた給料をいう。)の合計額に当該特別調整組合の当該事業年度における給料に係る所要掛金の率から当該事業年度における法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた給料に係る率を控除して得た率を乗じて得た金額

二 当該特別調整組合の当該事業年度における組合員(継続長期組合員、任意継続組合員、特例退職組合員及び特例継続組合員を除く。

)の期末手当等(法第一百四十四条第三項及び第四項の規定により当該

(市町村連合会が行う共同事業に要する拠出金等)

第三十条の二の五 地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会、構成組合の組合員(継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。以下この項において同じ。)に係るその月の負担金(法第百十三条第二項第一号及び第二号(これらの規定が同条第六項(法第百四十一条の二から第百四十一条の四までの規定により読み替えて適用される場合を含む。))又は法第百四十一条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の負担金をいう。以下この項において同じ。)を負担するもの(以下この項において「費用負担者」という。)は、次項第二号の拠出金に要する費用に充てるため、毎月、当該費用負担者がその月の負担金を負担することとなる構成組合の組合員に係るその月の標準報酬等合計額の総額に同号の拠出金に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額を構成組合に払い込まなければならない。

事業年度の掛金の標準となつた期末手当等をいう。)の合計額に当該特別調整組合の当該事業年度における期末手当等に係る所要掛金の率から当該事業年度における法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた期末手当等に係る率を控除して得た率を乗じて得た金額

(市町村連合会が行う共同事業に要する拠出金等)

第三十条の二の五 地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは職員団体(法第百十三条第五項に規定する職員団体をいう。))又は構成組合若しくは連合会、構成組合の組合員(継続長期組合員、任意継続組合員、特例退職組合員及び特例退職組合員を除く。以下この項において同じ。)に係るその月の負担金(法第百十三条第二項第一号及び第一号の二(これらの規定が同条第五項から第七項まで(これらの規定が法第百四十一条の二から第百四十一条の四までの規定により読み替えて適用される場合を含む。))又は法第百四十一条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の負担金をいう。以下この項において同じ。)を負担するもの(以下この項において「費用負担者」という。)は、次項第二号の拠出金に要する費用に充てるため、毎月、当該費用負担者がその月の負担金を負担することとなる構成組合の組合員に係るその月の給料(法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となつた給料をいう。)の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た額の総額とその月の期末手当等(法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となつた期末手当等

2 構成組合は、毎事業年度六月、九月、十二月及び三月の末日までに、次の各号に掲げる市町村連合会が行う事業に要する費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める拠出金を市町村連合会に払い込まなければならぬ。

一 法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる事業及び前条の規定により市町村連合会が行う事業に要する費用、それぞれの月以前三月の組合員の標準報酬等合計額の総額にこれらの事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

二 法附則第十四条の三第一項第二号に掲げる事業に要する費用、それぞれの月以前三月の組合員（継続長期組合員、任意継続組合員及び特別退職組合員を除く。）の標準報酬等合計額の総額に当該事業に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

をいう。）の総額との合計額に同号の拠出金に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額を、構成組合に払い込まなければならぬ。

2 構成組合は、毎事業年度六月、九月、十二月及び三月の末日までに、次の各号に掲げる市町村連合会が行う事業に要する費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める拠出金を市町村連合会に払い込まなければならぬ。

一 法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる事業及び前条の規定により市町村連合会が行う事業に要する費用、それぞれの月以前三月の組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた給料をいい、任意継続組合員にあつては当該三月の第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特別退職組合員にあつては当該三月の法附則第十八条第五項の規定により特別退職掛金の標準となつた額とする。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と当該三月の組合員の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額にこれらの事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

二 法附則第十四条の三第一項第二号に掲げる事業に要する費用、それぞれの月以前三月の組合員（継続長期組合員、任意継続組合員、特別退職組合員及び特別継続組合員を除く。以下この号において同じ。）の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた給料をいう。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員につ

三 法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる事業に要する費用、それぞれ以前三月の組合員の標準報酬等合計額の総額に当該事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

3・4 (略)

(特例退職組合員の標準報酬の日額)

第三十条の二の六の二 特例退職組合員の標準報酬の日額は、その者の標準報酬の月額 $\frac{22}{2}$ の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

いては、一)を乗じて得た額の総額と当該三月の組合員の期末手当等(法第十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。)の総額との合計額に当該事業に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

三 法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる事業に要する費用、それぞれ以前三月の組合員の給料(法第十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた給料をいい、任意継続組合員にあつては当該三月の第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては当該三月の法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。)の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た額の総額と当該三月の組合員の期末手当等(法第十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。)の総額との合計額に当該事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

3・4 (略)

(新設)

(特例退職組合員に係る費用の負担の特例)

第三十条の二の七 特定共済組合に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	各組合ごとに当該組合を組織する職員	各組合ごとに当該組合を組織する職員(附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員(以下この項及び次項において「特例退職組合員」という。)を含む。)
第一項第一号	掛金	掛金(附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金(次号及び次項において「特例退職掛金」という。)を含む。)
第二項	組合員の掛金	掛金(特例退職掛金を含む。)
第二項第一号及び第二号	組合員の掛金の負担金百分の五十	組合員の掛金(特例退職掛金を含む。) 負担金百分の五十(特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百)

(特例退職組合員に係る短期給付の特例)

第三十条の二の十一 特例退職組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条及び第六十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(特例退職組合員に係る費用の負担の特例)

第三十条の二の七 特定共済組合に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「各組合ごとに当該組合を組織する職員」とあるのは「各組合ごとに当該組合を組織する職員(附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員(この項及び次項において「特例退職組合員」という。)を含む。)」と、「当該組合を組織する職員」とあるのは「当該組合を組織する職員(特例退職組合員を含む。)」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金(附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金(次号及び次項において「特例退職掛金」という。)を含む。)」と、同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金(特例退職掛金を含む。)」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金(特例退職掛金を含む。)」と、同項第一号及び第一号の二中「掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十(特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百)」とする。

(特例退職組合員に係る短期給付の特例)

第三十条の二の十一 特例退職組合員に係る法第四十四条第一項、第五十六条第一項、第五十七条の三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条の二第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条又は第六十九条の規定の適用については、法第四十四条第一項中「(給付事由が退職後に生

第五十四 条の二	退職後に生じた 場合には、退職 の日	附則第十八条第三項に規定する特例退 職組合員（以下第六十九条第二項まで において「特例退職組合員」という。 ）の資格を喪失した後に生じた場合に は、特例退職組合員の資格を喪失した 日の前日
第五十六 条第一項	負傷	負傷（特例退職組合員となつた後にお ける病気及び負傷を含む。以下この款 において同じ。）
第六十一 条第一項	退職した	特例退職組合員の資格を喪失した
第六十三 条第二項	が退職後	が特例退職組合員の資格を喪失した日 から起算して
第六十五 条第一項	、退職後 公務によらない で死亡した	、特例退職組合員の資格喪失後 公務によらない死亡（特例退職組合員 となつた後における死亡を含む。）を した
第六十六 条	が退職後	が特例退職組合員の資格を喪失した日 から起算して
第六十九 条第一項	、退職後 勤務	、特例退職組合員の資格喪失後 労務
第六十九 条第二項	退職した	特例退職組合員の資格を喪失した

じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とあるのは「（給付事由が特例退職組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日）の属する月の特例退職掛金の標準となつた額（附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額をいう。）に相当するもの」と、法第五十六条第一項、第五十七条の三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項及び第五十八条の二第一項中「公務によらない病気又は負傷」とあるのは「公務によらない病気又は負傷（特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。）」と、法第六十一条第一項中「退職した」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した」と、法第六十三条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後出産する」と、法第六十五条第一項中「公務によらないで死亡した」とあるのは「公務によらない死亡（特例退職組合員となつた後における死亡を含む。）をした」と、法第六十六条中「退職後三月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内」と、「退職後死亡する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後死亡する」と、法第六十九条第一項中「勤務」とあるのは「労務」と、同条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後出産する」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した」とする。

(特例退職組合員に係る審査請求等)

第三十条の二の十三 特例退職組合員に係る法第百十七条第一項、第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第百十七条第一項中「掛金等」とあるのは「特例退職掛金(附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。)」と、法第百四十四条の二十三第二項中「掛金(第百十三条第二項の掛金をいう。)」とあり、及び法第百四十四条の二十六第二項中「掛金等」とあるのは「特例退職掛金」とする。

(主務省令への委任)

第三十条の二の十四 附則第三十条の二の六の二から前条までに定めるもののほか、法附則第十八条の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(削除)

(特例退職組合員に係る審査請求等)

第三十条の二の十三 特例退職組合員に係る法第百十七条第一項、第四百四十四条の二十三第二項又は第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第百十七条第一項中「掛金」とあり、法第百四十四条の二十三第二項中「掛金(第百十三条第二項の掛金をいう。第四百四十四条の二十六第二項において同じ。)」とあり、及び法第百四十四条の二十六第二項中「掛金」とあるのは、「附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金」とする。

(主務省令への委任)

第三十条の二の十四 附則第三十条の二の七から前条までに定めるもののほか、法附則第十八条の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(特定警察職員等の範囲)

第三十条の二の十五 法附則第十八条の二第一項第一号並びに附則第二十六条第三項及び第四項に規定する政令で定める階級は、警察官にあつては警部と、皇宮護衛官にあつては皇宮警部と、消防吏員にあつては消防司令と、常勤の消防団員にあつては副団長とする。

2 法附則第十八条の二第一項第一号に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員(これらの者のうち前項に規定する階級以下の階級である者に限る。以下この号及び次号並びに附則第三十条の四第一項において「特定階級職員」という。)であつた者で、その者の事情によらないで

(削除)

引き続き特定階級職員以外の職員となり、更に引き続き特定階級職員となり、法附則第十九条各号のいずれにも該当するに至つたもの又は退職したもののうち、前後の特定階級職員であつた期間を合算した期間が二十年以上となる者

二 昇任により特定階級職員以外の警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員となつた日において、法附則第十九条各号のいずれにも該当するに至つた者又は退職した者で、当該昇任がなかつたとしたならば当該日まで引き続き二十年以上特定階級職員として在職していたこととなるもの

(昭和三十六年四月二日以後に生まれた者等が退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額)

第三十条の二の十六 法附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として、法第七十九条第一項又は第二百二条第一項の規定により算定した金額に減額率(千分の五に当該請求をした日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た金額とする。

2 法附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第七十九条第一項第二号に掲げる金額から減ずる金額として政令で定める金額は、法附則第十八条の二第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十九条第一項第二号の規定により算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。

3 法附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた法第二百二条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条の二第七項の規定

(削除)

により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第二百一条第一項の規定により加算される金額から減ずる金額として政令で定める金額は、法附則第十八条の二第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第二百一条第一項の規定により算定した金額のうち同項の規定により加算される金額に、減額率を乗じて得た金額とする。

(退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求する者が受ける障害を支給事由とする年金である給付)

第三十条の二の十六の二 法附則第二十条の二第六項第一号に規定する障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金
- 二 厚生年金保険法による障害厚生年金及び旧厚生年金保険法による障害年金
- 三 旧船員保険法による障害年金
- 四 国の新法による障害共済年金及び昭和六十年改正前の国の新法による障害年金
- 五 障害共済年金及び昭和六十年改正前の法による障害年金
- 六 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金
- 七 移行障害共済年金及び特例障害農林年金並びに移行農林年金のうち障害年金

(昭和十六年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者等の特例による退職共済年金に係る支給停止の特例)

(削除)

第三十条の二の十七 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。附則第三十条の四の二、附則第三十条の四の四及び附則第三十条の四の五において「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十七条の規定が適用される間における法附則第二十一条の規定の適用については、同条中「国民年金法による老齡基礎年金」とあるのは、「国民年金法による老齡基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第二項の規定による老齡基礎年金を除く。）とする。」とする。

(削除)

（昭和二十二年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれ、た特定警察職員等の特例による退職共済年金に係る支給停止の特例）
第三十条の二の十八 国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間における法附則第二十一条の規定の適用については、同条中「国民年金法による老齡基礎年金」とあるのは、「国民年金法による老齡基礎年金（同法附則第九条の二の二第三項の規定による老齡基礎年金を除く。）とする。」とする。

(削除)

（昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者等の特例による退職共済年金に係る繰上げ調整額の支給停止の特例）

第三十条の二の十九 法附則第二十一条の規定は、障害状態（法附則第二十条の二第一項に規定する障害状態をいう。以下この条において同じ。）にあることにより法附則第二十四条の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者が国民年金法による老齡基礎年金（同法附則第九条の二第三項の規定による老齡基礎年金に

(限る。)を受けることができる場合における繰上げ調整額の支給について準用する。この場合において、法附則第二十一条中「附則第二十条の二第二項及び第三項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定される」とあるのは「附則第二十条の二第一項に規定する障害状態にあることにより附則第二十四条の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額(以下この条において「繰上げ調整額」という。)が加算された」と、「国民年金法による老齢基礎年金」とあるのは「国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金に限る。)」と、「附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額」とあるのは「繰上げ調整額のうち基礎年金相当部分の額(当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十六条第一項第二号に規定する金額から、同号に規定する金額に附則第二十四条の二第一項の請求をした日(以下この条において「請求日」という。)の属する月から附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率(請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)を乗じて得た額を減じた額をいう。)」と読み替えるものとする。

(昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者等が特例による退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額)

第三十条の二の二十 法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定

める金額は、同条第一項の請求をした日（以下この条及び附則第三十条の二十二において「請求日」という。）の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十九条第一項の規定により算定した金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者にあつては、法附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額）に減額率（千分の五に請求日の属する月から法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率（請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）をいう。第四項及び第五項において同じ。）を乗じて得た金額とする。

2 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合にあつては、法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に次に掲げる金額を加算した金額とする。

一 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合又は請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た金額

二 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た金額

- イ 請求日の属する月から法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合には一、請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には零）
- ロ 千分の五に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率
- 3 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合であつて六十五歳に達した日の属する月後の法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額とする。
- 4 法附則第二十四条の二第八項の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項及び第八十二条第一項並びに次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第七十九条第一項第二号に掲げる金額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同号の規定により算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。
- 5 次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額のうち同項に規定する特例加算額に、減額率を乗じて得た金額とする。
- 6 組合員である退職共済年金の受給権者が請求日に退職した場合にお

(削除)

ける第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用については、第一項中「」の属する」とあるのは「」の翌日の属する」と、「請求日の」とあるのは「請求日の翌日の」と、第二項、第四項及び前項中「請求日」とあるのは「請求日の翌日」とする。

(地方公共団体の長の特例適用者が特例による退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合の併給調整等の取扱い)

第三十条の二の二十一 法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者のうち地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であるものについて法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十六条第二項	第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額	第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から政令で定める金額を減じた額
第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項	第七十九条第一項第二号に掲げる金額	第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額か

ら政令で定める金額
を減じた額

(昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれ
た者等の特例による退職共済年金の繰上げ調整額を算定する場合にお
いて減ずる金額)

第三十条の二十二 法附則第二十四条の三第一項に規定する政令で
定める金額は、同項に規定する組合員期間を基礎として算定した法附
則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額に、請求日の属する月から
法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する
月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属
する月の前月までの月数で除して得た率(請求日の属する月とこれら
の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合は、零)
を乗じて得た金額とする。

(その者の事情によらないで退職した者の範囲)

第三十条の三 法附則第二十五条第二項及び附則第二十六条第二項に規
定するその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とす
る理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする
。

- 一 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
- 二 定員の減少若しくは組織の改廃又は勤務公署(これに準ずるもの
を含む。)の移転により退職した者

(削除)

(支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十九条等の規定の
適用)

第三十条の三 法附則第十九条第一項の請求があつた場合における法第
八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第
九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用につ
いては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は
、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八十九条第 二項</p>	<p>給付事由が生じた日から 附則第十九条第一項の請求 をした日(以下「繰上げ請 求日」という。)から</p>
<p>給付事由が生じた日が</p>	<p>繰上げ請求日が</p>

第八十九条第三項及び第四項並びに第九十条第二項から第四項まで	給付事由が生じた日	繰上げ請求日
第九十一条第一項	受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内	請求をする者は、附則第十
第九十一条第三項及び第九十三条第一項	給付事由が生じた日	九条第一項の請求と同時
第九十一条第三項及び第九十三条第一項	給付事由が生じた日	繰上げ請求日
第九十一条第三項及び第九十三条第一項	給付事由が生じた日	繰上げ請求日

(公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例)

第三十条の四 法第九十八条第一項又は第百四条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第二十条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「五十九歳(その者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当するときは、同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢)」とする。

第三十条の四 法附則第二十五条第三項並びに附則第二十六条第三項及び第四項に規定する退職の時まで引き続き二十年以上これらの規定に規定する警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者に準ずる者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 特定階級職員であつた者で、その者の事情によらないで、引き続き特定階級職員以外の職員となり、更に引き続いて特定階級職員となり退職したもののうち、前後の特定階級職員であつた期間を合算した期間が二十年以上となる者

二 昇任により特定階級職員以外の警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員となつた日において退職した者で、当該昇任がなかつたとしたならば当該退職の時まで引き続き二十年

以上特定階級職員として在職していたこととなるもの

2| 法附則第二十五条第三項並びに附則第二十六条第三項及び第四項に規定するその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、前条各号に掲げる者とする。

3| 自衛官であつた組合員に対する法附則第二十五条及び附則第二十六条の規定の適用については、その者が自衛官（防衛大学の学生又は防衛医科大学校の学生を含む。）であつた間、法附則第二十五条第三項又は附則第二十六条第三項に規定する警察官若しくは皇宮護衛官として在職していたものとみなす。

（昭和十六年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者等の特例による退職共済年金に係る支給停止の特例）

第三十条の四の二 平成六年国民年金等改正法附則第二十七条の規定が適用される間における法附則第二十五条の五第二項（法附則第二十六条第九項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、法附則第二十五条の五第二項中「国民年金法による老齢基礎年金」とあるのは、「国民年金法による老齢基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を除く。）[°]」とする。

（その者の事情によらないで退職した者の特例による退職共済年金に係る支給停止の特例）

第三十条の四の三 国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間における法附則第二十五条の五第二項（法附則第二十六条第九項に

（削除）

（削除）

において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、法附則第二十五条の五第二項中「国民年金法による老齢基礎年金」とあるのは、「国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金を除く。）」とする。

（昭和十六年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者等の特例による退職共済年金に係る繰上げ調整額が加算される事由となる老齢基礎年金）

第三十条の四の四 法附則第二十五条の六第一項に規定する国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものは、平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第二項の規定により支給される国民年金法による老齢基礎年金とする。

（昭和十六年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者等の特例による退職共済年金の繰上げ調整額を算定する場合において減ずる金額）

第三十条の四の五 法附則第二十五条の六第一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する組合員期間を基礎として算定した法附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額に、特定警察職員等（法附則第十八条の二第二項第一号に規定する特定警察職員等をいう。以下この条において同じ。）以外の者にあつては平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第一項の請求をした日の属する月（以下この条において「請求月」という。）から法附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を、特定警察職員等である者にあつては請求月から法附則第二十五条の四第一項の表の

（削除）

（削除）

下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を、それぞれ当該請求月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（当該請求月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た金額とする。

（特例による退職共済年金の支給の繰上げを希望した者が再び組合員となつた場合における特例）

第三十条の五 法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の支給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者が六十五歳に達する前に再び退職した場合における同条第六項において準用する法第七十九条第三項の規定による退職共済年金の改定額は、法附則第二十六条第一項から第四項までの規定の適用がないものとした場合に支給されるべき法第七十九条第三項の規定による退職共済年金の改定額から、改定前の退職共済年金の額を算定する場合において法附則第二十六条第五項又はこの項の規定により減じらるべきこととされた金額を減じた金額とする。

2 法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の支給権者で再び退職した日においてこれらの規定に規定する者に該当する者で、それぞれ法附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達していない者に対する前項の規定の適用については、同項中「金額を減じた金額」とあるのは、「金額と当該再退職に係る組合員期間及び当該組合員期間に係る平均給与月額を基礎として法附則第二十条の二第二項の規定の例により算定された金額にそれぞれ法附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と再び退職した日の属する月の末日におけるその者の年齢（その者

の年齢が改定前の退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、その支給を開始する月の前月の末日における年齢)との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た金額との合算額を減じた金額」とする。

3 前二項の規定の適用を受けた法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者に対する同条第十項の規定の適用については、同項中「第五項の規定により減じるべきこととされた金額」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第一項又は第二項の規定により減じるべきこととされた金額」と、「その算定の基礎となつた同項」とあるのは「第一項から第四項までの規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる附則第十九条の規定による退職共済年金の額のうち附則第二十五条の二第二項」とする。

4 法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳に達した日に法第七十八条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有することとなつたとき、又は法第七十九条第三項の規定による改定を行うこととなつたときにおける当該退職共済年金の額の算定については、法第七十九条第一項又は第二百二条第一項の金額は、これらの規定及び法附則第二十六条第十項の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達する前に再退職したものであるものとして前項の規定の例により算定した額とする。

5 第一項及び第二項の場合における法附則第二十六条第八項の規定の適用については、同項中「附則第二十六条第五項に」とあるのは「附則第二十六条第一項から第四項までの規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる附則第十九条の規定による退職共済年金の額のうち附則第二十五条の二第二項に」と、「附則第二十条の二第二

項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第一項若しくは第二項の規定による減額後の額及び」と、「附則第二十六条第五項の規定による減額後の額、」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第一項又は第二項の規定による減額後の額、」と読み替えるものとする。

6 | 法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつた者に支給されることとなる法第七十八条の規定による退職共済年金に係る法第七十六条、第八十一条及び第八十二条（第一百二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、法第七十六条第二項、第八十一条第二項及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に係る附則第二十六条第十項又は地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第三項若しくは第四項の規定による減額後の額」と、法第一百二条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に係る附則第二十六条第十項又は地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第三項若しくは第四項の規定による減額後の額」と、「第一百二条第一項の規定により加算される金額」とあるのは「第一百二条第一項の規定により加算される金額」とあるのは「第一百二条第一項の規定により加算される金額に係る附則第二十六条第十項又は地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第三項若しくは第四項の規定による減額後の額」とする。

7 | 当分の間、法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつた者が同条第十項の規定により算定された退職共済年金について法第八十条の二第一項の規定による支給の繰

下げの申出をした場合には、第二十五条の四の二第一項の規定により加算する金額は、法附則第二十六条第十項の規定により算定した金額について第二十五条の四の二第一項の規定の例により加算する金額とする。

8 前各項の規定は、法附則第二十六条第十二項の規定の適用を受けた者が再び組合員となつた場合について準用する。この場合において、第二項中「それぞれ法附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは、「六十歳（法附則第二十六条第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として附則第三十条の四第一項に定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては、五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては、五十九歳とする。）」と読み替えるものとする。

（基本手当の支給を受けた日とみなされる日に準ずる日）

第三十条の五の二 法附則第二十六条の二第二項第一号（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十一条、第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により同法の規定による基本手当を支給しないこととされる期間に属する日とする。

（遺族共済年金の額の改定の特例の対象となる規定の範囲）

第三十条の五の三 法附則第二十七条の二の規定により読み替えられた法第九十九条の二の二第一項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

（削除）

（削除）

(削除)

一 法附則第十八条の二第三項又は第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金

二 国の新法附則第十二条の二の二第三項又は第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国の新法附則第十二条の二の二第三項又は第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金

(退職一時金を返還する場合の利子の利率等)

第三十条の六 法附則第二十八条の二第四項(法附則第二十八条の三後段において準用する場合を含む。)に規定する利率は、年四・一パーセント(法附則第二十八条の二第一項に規定する一時金である支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、平成十三年四月から平成十七年三月までの期間については年四・一パーセント、平成十七年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、平成十八年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、平成十九年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・一パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二・一パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については

(削除)

年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント)とする。

2 法附則第二十八条の二第一項前段又は附則第二十八条の三前段の規定による返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しないものとする。

(特例継続組合員となるための申出等の手続)

第三十条の七 法附則第二十八条の七第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、同項の退職の際に所属していた組合に提出してするものとする。

- 一 申出をする者の住所及び氏名
- 二 法附則第二十八条の七第一項の規定の適用を受けようとする旨
- 三 法附則第二十八条の七第一項の退職をした年月日
- 四 退職時の給料(法附則第二十八条の七第一項の退職をした日の属する月の掛金の標準となつた給料をいう。次条第三項において同じ。)

五 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定は、法附則第二十八条の七第二項の規定による申出について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「法附則第二十八条の七第一項」とあるのは「法附則第二十八条の七第二項」と、「同項の退職の際に所属していた組合」とあるのは「同条第一

(削除)

(削除)

項の規定による申出をした組合」と、同項第二号中「法附則第二十八条の七第一項」とあるのは「法附則第二十八条の七第二項」と、同項第三号中「法附則第二十八条の七第一項の退職をした」とあるのは「法附則第二十八条の七第二項に規定する被保険者等の資格を喪失した」と読み替えるものとする。

3 法附則第二十八条の七第六項第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、同条第一項の規定による申出をした組合に提出してするものとする。

- 一 申出をする者の住所及び氏名
- 二 特例継続組合員でなくなること希望する旨
- 三 その他主務省令で定める事項

(特例継続掛金)

第三十条の八 特例継続掛金は、特例継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、特例継続組合員となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき、徴収するものとする。

2 特例継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の特例継続掛金を徴収する。この場合においては、法第百十四条第二項ただし書の規定を準用する。

3 特例継続掛金は、特例継続組合員の退職時の給料を標準として算定するものとし、その退職時の給料と特例継続掛金との割合は、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

(特例継続掛金の払込み)

第三十条の九 特例継続組合員は、特例継続組合員となつた後特例継続

(削除)

組合員となつた日の属する月から法附則第二十八条の七第一項又は第二項の規定による申出をした日の属する月までの各月の特例継続掛金を、当該申出をした日の属する月の末日までに組合に払い込まなければならぬ。

2 特例継続組合員は、前項の場合を除き、特例継続組合員の資格を継続しようとする月の特例継続掛金を、その月の末日までに、組合に払い込まなければならない。

3 前二項の規定により組合に払い込まれた特例継続掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合は、主務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた特例継続掛金を特例継続組合員又は特例継続組合員であつた者に還付するものとする。

(特例継続組合員に係る長期給付の特例等)

第三十条の十 特例継続組合員に係る法第四十四条第二項、第七十八條第一項、第八十二条第一項、第八十七条第二項、第九十二条第一項、第九十三条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条、第九十九条第一項、第九十九条の二第三項、第一百七十七条第一項、第一百四十四条の二十三第二項若しくは第四百四十四条の二十六第二項又は施行法第十条第三項若しくは第三十六条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

法第四十四条第二項	掛金の標準となつた 給料の額	掛金の標準となつた 給料の額(特例継続 組合員(附則第二十 八条の七第四項に規 定する特例継続組合

法第七十八条第一項		
退職した後	<p>法第七十八条第一項 第一号</p> <p>二十五年以上である者が、退職した後</p> <p>退職したとき</p>	<p>政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額</p>
附則第二十八条の七	<p>二十五年以上である者が、退職した後</p> <p>附則第二十八条の七第六項第二号に規定する事由に該当して特例継続組合員の資格を喪失した後</p> <p>組合員期間等が二十五年以上である者となつたことにより当該事由に該当して特例継続組合員の資格を喪失したとき</p>	<p>二十五年以上である者となつたことにより附則第二十八条の七第六項第二号に規定する事由に該当して特例継続組合員の資格を喪失したとき</p> <p>政令で定める数値を乗じて得た額</p> <p>の額)</p> <p>員をいう。以下同じ。))であつた組合員期間については、同項に規定する特例継続掛金の標準となつた給料に相当するもの額)</p>

第二号

法第九十二条第一項	退職した者	第六項第三号から第五号までに規定する事由（同項第四号に規定する事由のうち、組合員又は国の組合の組合員となつたときを除く。）に該当したことにより特例継続組合員の資格を喪失した後
法第九十三条第一項	退職した日	これらの事由に該当したことにより特例継続組合員の資格を喪失した者
法第九十二条第一項	退職した日	附則第二十八条の七第一項の規定により特例継続組合員の資格を取得した日の前日
法第九十二条第一項	組合員であるとき	組合員（特例継続組合員を除く。以下この条において同じ。）であるとき
法第九十二条第一項	退職した日	附則第二十八条の七第一項の規定により特例継続組合員の資格

		法第九十六条第一項		
	又は負傷した者 又は負傷に係る 組合員で	又は負傷した者 又は負傷に係る 組合員（特例継続組 合員を除く。以下こ の項において同じ。 ）で	退職した場合	退職の日
	次条	次条及び第九十八条	障害の状態にあると き、又は特例継続組 合員である間に公務 によらないで病気に かかり、若しくは負 傷した者が、特例継 続組合員である間に その傷病に係る障害 給付の請求をした場 合若しくは附則第二	障害の状態にあると き、又は特例継続組 合員である間に公務 によらないで病気に かかり、若しくは負 傷した者が、特例継 続組合員である間に その傷病に係る障害 給付の請求をした場 合若しくは附則第二
		格を取得した日の前 日		

十八条の七第六項第
二号から第五号まで
に規定する事由（同
項第四号に規定する
事由のうち、組合員
又は国の組合の組合
員となつたときを除
く。）に該当したこ
とにより特例継続組
合員の資格を喪失し
た場合において、そ
の請求をした日若し
くは当該特例継続組
合員の資格を喪失し
た日（これらの日に
当該傷病について療
養の給付若しくは保
険外併用療養費、療
養費若しくは訪問看
護療養費の支給、健
康保険若しくはこれ
に相当する制度によ
る療養の給付若しく
は保険外併用療養費
、療養費若しくは訪
問看護療養費の支給

若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給、介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付を受けている

	法第九十七条
	退職の日
<p>者でこれらの給付の支給開始後五年を経過していないものにあつては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条及び第九十八条において同じ。）に、その傷病の結果として、当該政令で定める程度の障害の状態にあるとき</p>	<p>特例継続組合員の資格を取得した日の前日（特例継続組合員である間における病気又は負傷に係る障害一時金にあつては、同条第一項の請求をした日又は特例継続組合員の資格を喪</p>

<p>法第九十八条</p>	<p>組合員期間</p>	<p>失した日） 組合員期間（特例継続組合員の資格を取 得した日の前日（特 例継続組合員である 間における病気又は 負傷に係る障害一時 金にあつては、第九 十六条第一項の請求 をした日又は特例継 続組合員の資格を喪 失した日）の属する 月後における組合員 期間を除く。）</p>
<p>法第九十九条第一項 第二号</p>	<p>退職後</p>	<p>特例継続組合員の資 格を喪失した後</p>
<p>法第九十九条の二第 三項</p>	<p>退職した後</p>	<p>特例継続組合員の資 格を喪失した後</p>
<p>法第一百七十七条第一項</p>	<p>掛金</p>	<p>附則第二十八条の七 第四項に規定する特 例継続掛金</p>
<p>法第一百四十四条の二 第十三第二項</p>	<p>掛金（第一百三十三條第 二項の掛金をいう。 第一百四十四条の二十 六第二項において同 じ。）</p>	<p>附則第二十八条の七 第四項に規定する特 例継続掛金</p>

<p>法第百四十四條の二 十六第二項</p>	<p>施行法第十條第三項</p>	<p>掛金</p>	<p>が同項第一号に定める日から平成二十年十一月十九日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上でありかつ</p>	<p>附則第二十八條の第七第四項に規定する特例継続掛金</p>	<p>の四十歳以上の組合員期間が同項第一号に定める日から平成二十年十一月十九日までの間に十五年に達することとなつた場合において</p>
<p>二項 施行法第三十六條第一項</p>	<p>読み替えるものとする</p>	<p>読み替え、新法附則第二十八條の七第四項に規定する特例継続組合員となつた前項各号に掲げる者については、第八條第二項中「年数以上であるとき」とあるのは「年数に達したとき」と、第十條第一項中「二十年以上となるもの」とあるのは「二十年に達することとなるもの」と読み替えるものとする</p>			

(削除)

(特例継続組合員に係る費用の負担の特例等)					
第三十条の十一 特例継続組合員が存する場合における長期給付に要する費用の算定に係る法第十三条第一項若しくは第二項又は施行法第九十六条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
法第十三条第一項各号列記以外の部分	すべての組合を組織する職員	法第十三条第一項次項第二号の掛金	すべての組合を組織する職員(附則第二十八条の七第四項に規定する特例継続組合員を含む。)		
法第十三条第二項各号列記以外の部分	の掛金	法第十三条第二項各号列記以外の部分	の掛金(附則第二十八条の七第四項に規定する特例継続掛金を含む。)		
法第十三条第二項第二号	地方公共団体の負担金百分の五十	法第十三条第二項第二号	地方公共団体の負担金百分の五十(附則第二十八条の七第四項に規定する特例継続掛金を含む。)		

<p>2 特例継続組合員が存する場合における長期給付に要する費用の算定及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担並びに地方公共団体の報告に係る第二十八条第三項、第二十九条の二、第四十一条第一項から第三項まで、第四十四条、第六十五条第二項又は第六十八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二十八条第三項第一号</p>	<p>退職した者</p>	<p>退職した者、法附則第二十八条の七第六項第二号から第五号までに規定する事由（同項第四号に規定する事由のうち、組合員又は国の組合の組合員となつたときを除く。）に該当したことにより特例継続組合員の資格を喪</p>
<p>2 特例継続組合員が存する場合における長期給付に要する費用の算定及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担並びに地方公共団体の報告に係る第二十八条第三項、第二十九条の二、第四十一条第一項から第三項まで、第四十四条、第六十五条第二項又は第六十八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二十八条第三項第一号</p>	<p>退職した者</p>	<p>退職した者、法附則第二十八条の七第六項第二号から第五号までに規定する事由（同項第四号に規定する事由のうち、組合員又は国の組合の組合員となつたときを除く。）に該当したことにより特例継続組合員の資格を喪</p>

第二十八条第三項第三号	平均給料	失した者
第二十九条の二	標準給与の総額	平均給料（附則第三十条の八第三項の規定により特例継続掛金の標準となつた退職時の給料を含んで算定した平均給料をいう。）
第四十一条第一項から第三項まで	職員である組合員標準給与の総額に対する	職員である組合員（特例継続組合員を含む。）標準給与の総額と法附則第二十八条の七第四項に規定する特例継続掛金の標準となる給料に相当する

<p>第六十五条第二項</p>	<p>標準給与の総額に対する</p>	<p>標準給与の総額と法附則第二十八条の七第四項に規定する特</p>	<p>第四十四条</p>	<p>組合員の標準給与の総額</p>	<p>組合員（特例継続組合員を含む。）の標準給与の総額と法附則第二十八条の七第四項に規定する特例継続掛金の標準となる給料に相当するものの額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額の合算額との合計額</p>	<p>組合員の総数</p>	<p>組合員の総数</p>	<p>もの額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額の合算額との合計額に対する</p>
<p>第六十五条第二項</p>	<p>標準給与の総額に対する</p>	<p>標準給与の総額と法附則第二十八条の七第四項に規定する特</p>	<p>第四十四条</p>	<p>組合員の標準給与の総額</p>	<p>組合員（特例継続組合員を含む。）の標準給与の総額と法附則第二十八条の七第四項に規定する特例継続掛金の標準となる給料に相当するものの額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額の合算額との合計額</p>	<p>組合員の総数</p>	<p>組合員の総数</p>	<p>もの額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額の合算額との合計額に対する</p>

		<p>例継続掛金の標準となる給料に相当するものの額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額の合算額との合計額に對する</p>
第六十八條第九号	退職時の給料及びその異動	<p>退職時の給料及び特例継続組合員の退職時の給料（附則第三十條の七第一項第四号に規定する退職時の給料をいう。）並びにこれらの異動</p>

（主務省令への委任）

第三十條の十二、附則第三十條の七から前条までに定めるもののほか、法附則第二十八條の七から附則第二十八條の十二までの規定の実施のための手続その他これらの規定の執行に關し必要な細則は、主務省令で定める。

（退職共済年金の額を改定する場合における特定期間に係る組合員期間等）

第三十條の十二の二、法附則第二十八條の十二の四の規定により読み替えられた法第百七條の八第一項に規定する政令で定める場合は、特定

（削除）

（削除）

- 離婚特例適用請求があつた日における退職共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- 一 法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間
 - 二 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間
 - 三 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間
 - 四 六十五歳に達する日前の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間
 - 五 六十五歳に達した日以後の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）につ

いて、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十二条の七第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十二条の七第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間

八 法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月前における組合員期間

九 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者とその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（同条第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間をいう。以下この条に

（おいて同じ。）

十 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十一 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十二 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

十三 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）これらの表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十四 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以

後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十七 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。）当該受給権者とその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者

みなし組合員期間

十八 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて六十五歳に達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に再び退職した者について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（第二十号に掲げる場合を除く。） 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十九 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（第二十一号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がある権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間とする。）

二十 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後これらの表の中欄に掲げる年齢（以下この号及び次号に

において「特例支給開始年齢」という。)に達する日前の法附則第二十六條第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、法第七七條の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七九條第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

二十一 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第二十六條第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七七條の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間(当該退職共済年金が法第七九條第三項の規定による改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間とする。)

(脱退一時金の請求ができない事由となる給付の種類)

第三十條の十三 法附則第二十八條の十三第一項第二号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

(削除)

(削除)

(介護納付金の納付に要する費用の負担の特例)

第三十五条の二 (略)

2 法附則第三十一条の二第一項の規定により介護納付金の納付に要する費用を算定することとした場合における第二十八条の二第二項、第四十八条第四項及び附則第三十条の二の八第四項の規定の適用については、第二十八条の二第二項中「資格を有する組合員」とあるのは「資格を有する組合員並びに法附則第三十一条の二第二項に規定する特例負担職員（以下「特例負担職員」という。）並びに特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者及び特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者」と、第四十八条第四項中「を含む月（介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した」とあるのは「又は特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者である日を含む月（当該任意継続組合員が介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日又は特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者でなくなった日の属する月（当該任意継続組合員が介護保険第二号被保険者の資格を取得した日又は特例負担職員に相当する任意継続組合員が介護保険第二号被保険者の資格を取得した日又は特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者となつた」と、附則第三十条の二の八

一 法による障害一時金

二 昭和六十年改正前の法による障害年金及び障害一時金

(法附則第二十八条の十三第四項の規定の適用に関する特例)

第三十条の十四 法第四十条第二項本文の規定の適用を受ける者に対する法附則第二十八条の十三第四項の規定の適用については、同項中「月の前月」とあるのは、「月」とする。

(介護納付金の納付に要する費用の負担の特例)

第三十五条の二 (略)

2 法附則第三十一条の二第一項の規定により介護納付金の納付に要する費用を算定することとした場合における第二十八条、第四十八条及び附則第三十条の二の八の規定の適用については、第二十八条第五項中「資格を有する組合員」とあるのは「資格を有する組合員並びに法附則第三十一条の二第二項に規定する特例負担職員（以下「特例負担職員」という。）並びに特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者及び特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者」と、第四十八条第五項中「を含む月（介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した」とあるのは「又は特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者である日を含む月（当該任意継続組合員が介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日又は特例負担職員に相当する任意継続組合員が介護保険第二号被保険者の資格を取得した日又は特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者でなくなった日の属する月（当該任意継続組合員が介護保険第二号被保険者の資格を取得した日又は特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者となつた」と、附則第三十条の二の八第四項中「を含む月（介護保

第四項中「を含む月（介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した」とあるのは「又は特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者である日を含む月（当該特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日又は特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者でなくなった日の属する月（当該特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を取得した日又は特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者となつた」とする。

（育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担に関する暫定措置）

第三十七条の二 法第百十三条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、当分の間、第二十九条第二項の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の五十五を乗じて得た率とする。

（削除）

除第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した」とあるのは「又は特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者である日を含む月（当該特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日又は特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者でなくなった日の属する月（当該特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を取得した日又は特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者となつた」とする。

（育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担に関する暫定措置）

第三十七条の二 法第百十三条第三項第一号に規定する政令で定める割合は、当分の間、第二十九条第二項の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の五十五を乗じて得た率とする。

（短期給付等に係る掛金の標準となる給料及び期末手当等の最高限度額の特例）

第三十七条の三 法附則第三十三条の規定により読み替えられた法第百十四条第四項に規定する健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額は、一般職の職員である組合員にあつては当該最高等級に係る標準報酬月額を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、特別職の職員等である組合員にあつては当該最高等級に係る標準報酬月額に相当する額とする。

(支出費按分率が適用される間の財政調整拠出金の額の特例)

第三十八条 厚生年金保険法附則第二十三条の規定が適用される間における第三十条の三の規定の適用については、同条中「掲げる標準報酬按分率を乗じて」とあるのは、「掲げる標準報酬按分率に百分の五十を乗じて得た率を乗じて得た額に、当該拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同法附則第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八十四条の六第一項に規定する支出費按分率を乗じて得た額を加えて」とする。

第五十二条の三及び第五十二条の四 削除

2 法附則第三十三条の規定により読み替えられた法第十四条第四項に規定する期末手当等の額に係る政令で定める額は、五百四十万円とする。

第三十八条 削除

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付に充てるべき積立金の積立て等の特例)

第五十二条の三 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、法第十六条の三第一項第一号中「長期給付に要する費用」とあるのは、「長期給付に要する費用(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十八条第一項に規定する拠出金の負担に要する費用を含む。)」とする。

2 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)中「の負担」とあるのは「及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十八条第一項に規定する拠出金(以下「年金保険者拠出金」という。)の負担」と、第二十八条第三項中「費用をいう」とあるのは「費用及び年金保険者拠出金の負担に要

(退職者給付拠出金の経過措置)

第五十二条の六 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第二十八条第一項中「の納付額」とあるのは「並びに退職者給付拠出金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ。）の納付額」と、第二十八条の第二項中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」と、附則第三十条の二中「の納付を」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付を」とする。

(病床転換支援金等の経過措置)

第五十二条の七 平成三十年三月三十一日までの間、第二十八条第一項中「及び同法」とあるのは「同法」と、「後期高齢者支援金等」という。）とあるのは「後期高齢者支援金等」という。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）と、第二十八条の二第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十条の二中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「

する費用をいう」と、「及び基礎年金拠出金」とあるのは「並びに基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同条第七項中「の負担」とあるのは「及び年金保険者拠出金の負担」と、第三十条の三中「長期給付に要する費用」とあるのは「長期給付に要する費用（年金保険者拠出金の負担に要する費用を含む。）」とする。

第五十二条の四 削除

(退職者給付拠出金の経過措置)

第五十二条の六 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第二十八条第一項中「の納付額」とあるのは「並びに退職者給付拠出金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ。）の納付額」と、同条第五項中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」と、附則第三十条の二中「の納付を」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付を」とする。

(病床転換支援金等の経過措置)

第五十二条の七 平成三十年三月三十一日までの間、第二十八条第一項中「及び同法」とあるのは「同法」と、「後期高齢者支援金等」という。）とあるのは「後期高齢者支援金等」という。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）と、同条第五項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十条の二中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齡

、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(削除)

者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(旧法による年金の受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止されていないものとみなす法令の規定の範囲)

第五十三条の十二の三 施行法第三条の六の規定において準用する法第七十六条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次に掲げる法令の規定とする。

- 一 児童扶養手当法第四条第二項第一号ただし書
- 二 平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令第二条第七項(同項第三号に係る部分に限る。)
- 三 平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令第三条第三項(同項第二号に係る部分に限る。)

(共済控除期間等の期間を有する者で国民年金法による老齢基礎年金が支給されるものに係る退職共済年金の額の特例)

第五十三条の十六 国民年金法の規定による老齢基礎年金のうち、施行法第十三条第一項第一号(施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

- 一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに地方公務員等共済組合法等の一部

(削除)

(削除)

を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

(追加費用対象期間)

第五十三条の十六の二 施行法第十三条の二（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する政令で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 施行法第七条第一項各号の期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間

二 施行法第七十八条に規定する沖繩の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間及び附則第七十二条の二第二項各号に掲げる期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間

三 施行法第八十三条第一項各号の期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間（地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第五百二十二号）附則第一条第一項本文に規定する施行日前の期間に限る。）

四 施行法第九十一条に規定する沖繩の共済法の規定により当該期間に算入された期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第五十三条の十六の三 施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の

(削除)

再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 法第四十四条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率

二 法第四十四条の三第三項第二号に掲げる場合 一

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における物価変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率を一を下回る場合にあつては、一）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 名目手取り賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が当該年度の前年度の改定基準率を下回るときは、一）

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号。以下この項及び附則第五十三条の十九の十一において「平成十六年改正法」という。）附則第七条第一項及び第七条の二第

(削除)

一項の規定によりこれらの規定に規定する再評価率等の改定又は設定について法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第十項においてその例による場合を含む。）の適用を受けないこととされた平成十六年改正法附則第七条第一項に規定する受給権者に係る改定基準率については、前項の規定は適用しない。

4 施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

（退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

第五十三条の十六の四 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち施行法第十三条の二第一項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

(削除)

(退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付)

第五十三条の十六の五 施行法第十三条の二第五項に規定する政令で定める年金である給付は、法による年金である給付(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号。附則第五十三条の十九の二において「平成二十三年改正法」という。))附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。(若しくは昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金又は国の新法による年金である給付若しくは昭和六十年国の改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付であつて、公務による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。)

(併給年金の支給を受けることができる場合における退職共済年金の額の特例)

第五十三条の十六の六 退職共済年金の受給権者(法第九十九条の四の二又は国の新法第九十一条の二の規定の適用を受ける者を除く。))が前条に規定する年金である給付の支給を受けて受けることができる場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「加えた額とする。」とあるのは「加えた額とする。」と第五項に規定する政令で定める年金である給付(第三項において「併給年金」という。))の額との合計額」と、同条第三項中「の退職共済年金の額」とあるのは「の退職共済年金の額と併給年金の額との合計額」と、「控除調整下限額」とあるのは、「当該控除後の退職共済年金の

(削除)

(削除)

額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額」とする。

第五十三条の十六の七 前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項及び第二項の規定による控除が行われる場合(当該控除に係る同条第一項に規定する併給年金(以下この項において「併給年金」という。))のいずれかが、控除対象年金(法による年金である給付又は国の新法による年金である給付であつて当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間又は国の組合員期間(国の新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。))のうち追加費用対象期間(施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間又は国の施行法第十三条の二(国の施行法第二十二条第一項(国の施行法第二十三条第一項において準用する場合を含む。))、第二十三条第一項及び第四十八条第一項(国の施行法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。附則第五十三条の十九の四第一項において同じ。))第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。))があるものをいう。以下同じ。))である場合に限る。))であつて、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項及び第二項の規定による控除後の退職共済年金の額(以下この項において「控除後退職共済年金額」という。))と施行法第二十七条の二(施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))第一項若しくは第二項、昭和六十年改正法附則第九十八条の二第一項、第二項(同条第五項及び昭和六十年改正法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四項若しくは附則第九十八条の四第一項若しくは第二項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に

関する政令第三十一条の二第一項若しくは第二項又は国の施行法第十三条の四（国の施行法第二十二条第一項（国の施行法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項及び第四十八条第一項（国の施行法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）第一項若しくは第二項、昭和六十年国の改正法附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年国の改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項若しくは附則第五十七条の四第一項若しくは第二項若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「年金額控除規定」と総称する。）の適用後の併給年金額との合計額（以下この項において「控除後年金額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金額との差額に調整率（同条第一項又は第二項の規定による控除前の退職共済年金額と年金額控除規定の適用前の併給年金額との合計額から控除後年金額を控除して得た額に対する同条第一項に規定する退職共済年金額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって退職共済年金額とする。

2 | 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は

障害基礎年金の額を控除した額」とする。

第五十三条の十六の八 附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（遺族共済年金並びに昭和六十年改正前の法の規定による遺族年金及び通算遺族年金並びに国の新法の規定による遺族共済年金並びに昭和六十年改正前の国の新法の規定による遺族年金及び通算遺族年金に限る。）について、法第四十六条若しくは第九十九条の六、昭和六十年改正法附則第二十九条第四項若しくは第五項、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の法第四十六条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の法第九十八条第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十六条第三項又は国の新法第四十四条若しくは第九十三条、昭和六十年国の改正法附則第二十八条第四項若しくは第五項、昭和六十年国の改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の国の新法第四十四条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の国の新法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十七条の規定（以下この条において「遺族支給特例規定」と総称する。）が適用される場合にあつては、遺族支給特例規定を適用した後、に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び前条の規定を適用する。

(加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における退職共済年金の特例)

第五十三条の十六の九 法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金について、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは第二十五条の六各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができない場合又は法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金の受給権者が国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金若しくは厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができる場合における施行法第十三条の二の規定及び附則第五十三条の十六の七の規定の適用については、施行法第十三条の二第一項中「対する退職共済年金の」とあるのは「対する退職共済年金の額から新法第八十条第一項に規定する加給年金額（第三項において「加給年金額」という。）を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該相当する額を加えた額をもつて」と、附則第五十三条の十六の七第一項中「控除後年金総額」という。）とあるのは「控除後年金総額」という。）から加給年金額（法第八十条第一項に規定する加給年金額をいう。）に相当する額を控除した額」と「をもつて」とあるのは「に当該加給年金額に相当する額を加えた

額をもつて」とする。

2 退職共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該退職共済年金の額を改定する。

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る退職共済年金の特例)

第五十三条の十六の十 共済控除期間等の期間(施行法第十三条第一項に規定する共済控除期間等の期間をいう。)を有する者(組合員期間が二十年以上である者に限る。)に対する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から前条第一項に規定する共済控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

(退職給与金又は共済条例の退職一時金の返還)

第五十三条の十七 施行法第十四条第一項(施行法第二十三条又は第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下次条までにおいて同じ。)に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員にあつては、施行法第四条及び第五条第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた退職給与金及び当該退職給与金の額を当該施行日の前日に適用を受けていた退職年金条例に係る退職給与金及び当該退職給与金の額とみなした場合に、施行日の前日に年金条例職員以外の職員であつた更新組合員又は施行法第三十六条第一項第二号に掲げる組合員にあつては、更新組合員である間又は施行日から退職の日までの間、施行日以後の組合員期間の直前のその者が受けた退職給与金の基礎となつた年金

(削除)

(削除)

条例職員期間に係る年金条例職員であるものとみなし、かつ、その者が受けた退職給与金及び当該退職給与金の額を当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定による退職給与金及び当該退職給与金の額とみなした場合に、それぞれ当該退職年金条例が次の各号に掲げる退職年金条例のいずれの区分に属するかに応じ、当該各号に定める金額とする。

一 恩給組合条例 当該恩給組合条例の規定により再就職後の退職に係る退職年金から控除すべきこととなる金額の十八倍に相当する金額

二 恩給組合条例以外の退職年金条例で恩給法第六十四条ノ二ただし書の規定に相当する規定が設けられているもの 当該規定により返還すべきこととなる金額

三 前二号に掲げる退職年金条例以外の退職年金条例 当該退職年金条例において恩給法第六十四条ノ二ただし書の規定と同一の規定が設けられているものとみなした場合に当該規定により返還すべきこととなる金額

2 施行法第十四条第二項（施行法第二十三条又は第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下次条までにおいて同じ。）に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、その者が受けた共済条例の退職一時金を旧市町村共済法の退職一時金とみなした場合に、同条第三項（施行法第二十三条又は第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下次条までにおいて同じ。）において準用する法附則第二十八条の二第一項前段の規定により返還すべきこととなる金額とし、施行日の前日に共済条例の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行法第四条及び第六条第一項の規定を適用しないものと

し、かつ、その者が受けた共済条例の退職一時金及び当該退職一時金の額を当該施行日の前日に適用を受けていた共済条例に係る共済条例の退職一時金及び当該共済条例の退職一時金の額とみなした場合に、施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員又は施行法第三十六条第一項第二号に掲げる組合員にあつては、更新組合員である間又は施行日から退職の日までの間、施行日以後の組合員期間の直前のその者が受けた共済条例の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間に係る旧長期組合員であるものとみなし、かつ、その者が受けた共済条例の退職一時金及び当該共済条例の退職一時金の額を当該旧長期組合員期間に係る共済条例の規定による共済条例の退職一時金及び当該共済条例の退職一時金の額とみなした場合に、それぞれ当該共済条例が次の各号に掲げる共済条例のいずれの区分に属するかに応じ、当該各号に定める金額とする。

一 旧市町村共済法第四十一条第四項の規定に相当する規定が設けられている共済条例 その者が受けた共済条例の退職一時金及び当該退職一時金の額を旧市町村共済法の退職一時金及び当該退職一時金の額とみなした場合に施行法第十四条第三項において準用する法附則第二十八条の二第一項前段の規定により返還すべきこととなる金額

二 恩給法第六十四条ノ二ただし書の規定に相当する規定が設けられている共済条例 当該規定により返還すべきこととなる金額

三 前二号に掲げる共済条例以外の共済条例 当該共済条例において旧市町村共済法第四十一条第四項の規定と同一の規定が設けられているものとみなし、その者が受けた共済条例の退職一時金及び当該退職一時金の額を旧市町村共済法の退職一時金及び当該退職一時金の額とみなした場合に施行法第十四条第三項において準用する法附

則第二十八条の二第一項前段の規定により返還すべきこととなる金額

3| 施行法第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間で退職年金条例又は共済条例の規定により退職料等又は共済法の退職年金等の支給時に際しその支給額から退職年金条例又は共済条例に定める金額を控除すべきこととされているものを有する更新組合員に係る施行法第十四条第一項又は第二項に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、前二項の規定にかかわらず、当該退職年金条例又は共済条例の規定により当該控除すべきこととされている金額とする。

(旧市町村共済法の退職一時金を返還する場合の利率の利率等)

第五十三条の十八 附則第三十条の六第一項の規定は、施行法第十四条第三項又は第四十条第三項(施行法第四十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する法附則第二十八条の二第四項(施行法第二十八条第二項(施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。))又は第四十条第三項において準用する法附則第二十八条の三後段において準用する場合を含む。)に規定する利率について準用する。この場合において、附則第三十条の六第一項中「法附則第二十八条の二第一項に規定する一時金」とあるのは、「施行法第十四条第三項及び第四十条第三項に規定する退職一時金」と読み替えるものとする。

2| 附則第三十条の六第二項の規定は、施行法第十四条第一項前段若しくは第二項前段の規定又は施行法第十四条第三項若しくは第四十条第三項において準用する法附則第二十八条の二第一項前段若しくは施行法第二十八条第二項若しくは第四十条第三項において準用する法附則第二十八条の三前段の規定による返還すべき金額が千円未満であると

きについて準用する。

(加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における障害共済年金の額の特例)

(削除)

第五十三条の十八の二 法第八十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された障害共済年金について、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るもの)とし、その全額につき支給を停止されているものを除く。)若しくは障害共済年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)又は第二十五条の六各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における施行法第二十二條の二(施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、施行法第二十二條の二第一項中「の」とあるのは「」の額から新法第八十八条第一項に規定する加給年金額(以下この条において「加給年金額」という。)を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該相当する額を加えた額をもつて」とする。

2 障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該障害共済年金の額を改定する。

(障害を併合しない場合における障害共済年金の額の特例)

第五十三条の十八の三 第二十五条の十第一項の規定により障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とが併合しないものとされ

(削除)

(削除)

る場合における施行法第二十二條の二の規定の適用については、同條第一項中「前條」とあるのは、「前條並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十五條の十第二項」とする。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る障害共済年金の特例）

第五十三條の十八の四 共済控除期間等の期間（施行法第二十二條に規定する共済控除期間等の期間をいう。）を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）に対する施行法第二十二條の二の規定の適用については、同條第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から前條に規定する共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

（共済控除期間等の期間を有する更新組合員に係る遺族共済年金の特例）

第五十三條の十九 法第九十九條の二第一項第二号に規定する退職共済年金等の受給権を有する六十五歳に達している配偶者について施行法第二十七條の規定を適用する場合には、同條中「当該遺族共済年金の」とあるのは「新共済法第九十九條の二第一項第一号の規定により算定した」と、「控除した額」とあるのは「控除した額を同号の規定により算定した額として新共済法第九十九條の二の規定を適用した場合に算定される額」とする。

（遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給

(削除)

(削除)

付)

第五十三条の十九の二 施行法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める年金である給付は、法による年金である給付（平成二十三年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）若しくは昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法による年金である給付若しくは昭和六十年国の改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付とする。

（併給年金の支給を受けることができる場合における遺族共済年金の額の特例）

第五十三条の十九の三 遺族共済年金の受給権者（法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「加えた額とする。」とあるのは「加えた額とする。」と第五項に規定する政令で定める年金である給付（第三項において「併給年金」という。）の額との合計額」と、同条第三項中「の遺族共済年金の額」とあるのは「の遺族共済年金の額と併給年金の額との合計額」と、「控除調整下限額」とあるのは、「当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額」とする。

(削除)

第五十三条の十九の四 前条の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二第一項及び第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る同条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが控除対象年金である場合に限る。）

）であつて、前条の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二第一項及び第二項の規定による控除後の遺族共済年金の額（以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。）と施行法第十三条の二第一項若しくは第二項若しくは昭和六十年改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項若しくは附則第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は国の施行法第十三条の二第一項若しくは第二項若しくは昭和六十年国の改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項若しくは附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定（以下この項において「年金額控除規定」と総称する。）の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（同条第一項に規定する控除前遺族共済年金額と年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する同項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて遺族共済年金の額とする。

2| 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

(削除)

第五十三条の十九の五 附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二第一項に規定する併給年金（退職共済年金及び国の新法の規定による退職共済年金に限る。）について、法第八十一条第七項若しくは第八項又は国の新法第七十九条第六項若しくは第七項の規定（以下この条において「加給支給停止規定」と総称する。）が適用される場合にあつては、加給支給停止規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二及び前条の規定を適用する。

(削除)

(同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額の特例)

第五十三条の十九の六 施行法第二十七条の二に規定する遺族共済年金について法第四十六条の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、施行法第二十七条の二の規定にかかわらず、法第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族ごとに施行法第二十七条の二第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、同条第一項中「同じ。」の額」とあるのは「同じ。」の額を新法第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族の人数で除して得た金額」と、同条第三項中「控除後の遺族共済年金の額」とあるのは「控除後の遺族共済年金の額を新法第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族の人数で除して得た金額」と、「をもつて」とあるのは「に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて」とする。

2 前項に規定する場合において、法第四十五条の規定により給付を受

(削除)

けるべき遺族の人数に増減を生じたときは、遺族共済年金の額を改定する。

(妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における遺族共済年金の額の特例)

第五十三条の十九の七 法第九十九条の三又は昭和六十年改正法附則第二十九条第一項の規定により加算額(これらの規定により加算する金額をいう。)が加算された遺族共済年金について、その受給権者である妻が、四十歳未満である場合、組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合若しくは昭和六十年改正法附則第三十条第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の支給を受けることができる場合又は国民年金法の規定による障害基礎年金若しくは旧国民年金法の規定による障害年金若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合における施行法第二十七条の二の規定及び附則第五十三条の十九の四の規定の適用については、施行法第二十七条の二第一項中「同じ。」の「とあるのは「同じ。」の額から地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)附則第五十三条の十九の七第一項に規定する加算額(第三項において「加算額」という。)を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加算額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて」と、附則第五十三条の十九の四第一項中「控除後年金総額」という。」「

とあるのは「控除後年金総額」という。）から附則第五十三条の十九の七第一項に規定する加算額に相当する額を控除した額」と、「をもつて」とあるのは「に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて」とする。

2 遺族共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該遺族共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る遺族共済年金の額の特例）

第五十三条の十九の八 共済控除期間等の期間（施行法第二十七条に規定する共済控除期間等の期間をいう。）を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から前条に規定する共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

（退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第五十三条の十九の九 退職共済年金等（法第九十九条の二第一項第二号に規定する退職共済年金等をいう。第六項において同じ。）及び遺族共済年金（同条第二項の規定によりその額が算定されるものを除く。）の受給権者（法第九十九条の四の二又は国の新法第九十一条の二の規定の適用を受ける者に限る。）について、これらの年金である給

（削除）

（削除）

付のいずれかが控除対象年金であり、かつ、法第七十九条第一項、第八十条第一項（同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）、第八十条の二第四項、第二百二条第一項、附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第十項、施行法第十三条、昭和六十年改正法附則第十六条第一項及び第四項並びにこの政令附則第七十二条の三第二項の規定により算定した額（退職共済年金の受給権を有しない者については零とし、以下の項及び次項において「退職共済年金額算定規定により算定した額」という。）と法第九十九条の二第一項、施行法第二十七条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項並びに附則第三十条第一項及び第二項の規定（以下この項及び次項において「遺族共済年金額算定規定」という。）により算定した額とのうちいずれが多い額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、退職共済年金及び遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 退職共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該退職共済年金が控除対象年金でない場合 退職共済年金額
算定規定により算定した額

ロ 当該退職共済年金が控除対象年金である場合 退職共済年金額
算定規定により算定した額から当該退職共済年金額算定規定により算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、附則第五十三条の十六の四に規定する乗じて得た額を加えた額とする。以下このロにおいて「控除

前退職共済年金額」という。)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額をいわずれか少ない額を控除した額

二 遺族共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該遺族共済年金が控除対象年金でない場合 前号に定める退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該遺族共済年金が控除対象年金である場合 前号に定める退職共済年金の額と法第九十九条の二第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数(法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三月未満であるときは、三月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額

2 前項の場合において、同項各号に定める額のいずれもが控除調整下限額(国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額とする。以下この項において同じ。)より少ないときは、前項の規定にかかわらず、退職共済年金及び遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 退職共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額を超

え、かつ、遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下である場合、次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 退職共済年金 控除調整下限額

ロ 遺族共済年金 前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

二 退職共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下であり、かつ、遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額を超える場合、次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除調整下限額から同項第二号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ 遺族共済年金 控除調整下限額

三 退職共済年金額算定規定により算定した額及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額を超えている場合であつて、前項第一号に定める額が同項第二号に定める額を超える場合、次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 退職共済年金 控除調整下限額

ロ 遺族共済年金 前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総

務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

四 退職共済年金額算定規定により算定した額及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額を超えている場合であつて、前項第一号に定める額が同項第二号に定める額以下である場合、次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除調整下限額から同項第二号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ 遺族共済年金 控除調整下限額

3 前二項の規定により算定された遺族共済年金の支給を受ける者が法第九十九条の七第一項第二号から第五号までのいずれかに該当することにより当該遺族共済年金を受ける権利を失つたときは、当該遺族共済年金と併せて支給されていた退職共済年金の額を改定する。

4 共済控除期間等の期間（施行法第十三条第一項に規定する共済控除期間等の期間をいう。）を有する者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）に対する前三項の規定の適用については、第一項第一号ロ中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から施行法第十三条第一項に規定する共済控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

5 共済控除期間等の期間（施行法第二十七条に規定する共済控除期間等の期間をいう。）を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項第二号ロ中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から施行法第二十七条に規定する共済控除期

間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする⁶⁾。

6) 前各項の規定は、退職共済年金等及び遺族共済年金（法第九十九条の二第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者について準用する。この場合において、第一項中「法第九十九条の二第一項、」とあるのは「控除前遺族共済年金支給額（法第九十九条の二第二項、」と、「により算定した額とのうちいずれが多い額」とあるのは「により算定した額から退職共済年金額算定規定により算定した額に法第九十九条の二第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次項において同じ。）との合計額」と、第二項中「同項各号に定める額のいずれもが」とあるのは「同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額（同項第二号に定める額から同項第一号に定める額に法第九十九条の二第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）との合計額が」と、同項第一号中「遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下である」とあるのは「控除前遺族共済年金支給額が零となる」と、同項第二号中「遺族共済年金額算定規定により算定した額」とあるのは「退職共済年金額算定規定により算定した額と控除前遺族共済年金支給額との合計額」と、同号イ中「同項第二号に定める額」とあるのは「同号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額」と、同号ロ中「控除調整下限額」とあるのは「前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済

年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額」と、同項第三号中「及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金支給額が零」と、「前項第一号に定める額が同項第二号に定める額を超える」とあるのは「控除後遺族共済年金支給額が零となる」と、「同項第四号中「及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金支給額が零」と、「前項第一号に定める額が同項第二号に定める額以下である」とあるのは「控除後遺族共済年金支給額が零を超える」と、同号イ中「同項第二号に定める額」とあるのは「同号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額」と、同号ロ中「控除調整下限額」とあるのは「前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額」と読み替えるものとする。

7 退職共済年金及び国の新法の規定による遺族共済年金の受給権者（国の新法第九十一条の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する退職共済年金の額は、国の新法の規定による遺族共済年金を遺族共済年金とみなして、前各項の規定を適用した場合に算定される額とする。

8 国の新法の規定による退職共済年金及び遺族共済年金の受給権者（法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する遺族共済年金の額は、国の新法の規定による退職共済年金を退職共済年金とみなして、第一項から第六項までの規定を適用した場合に算定さ

れる額とする。

9 法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金について第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における退職共済年金の額の算定その他の前各項の規定の適用について必要な事項は、総務省令で定める。

（昭和六十年改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第五十三条の十九の十 昭和六十年改正法附則第十条第五項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金又は昭和六十年国の改正法附則第十一条第五項の規定により昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金とみなされた国の新法の規定による退職共済年金の受給権者が昭和六十年改正法附則第十条第四項又は昭和六十年国の改正法附則第十一条第四項の規定により遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金の支給を併せて受けることができる場合における附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二の規定並びに附則第五十三条の十六の七及び附則第五十三条の十九の四の規定の適用については、附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項中「額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」とあるのは「額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」と、「併給年金」という。）の額」とあるのは「併給年金」という。）の額（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正前の新法（第三項において「昭和六十年改正法による改正前の新法」という。）の規定によ

（削除）

る退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額」と、同条第三項中「退職共済年金の額と併給年金の額」とあるのは「退職共済年金の額の二分の一に相当する額と併給年金の額（昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二第一項中「併給年金」という。）の額」とあるのは「併給年金」という。）の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、同条第三項中「併給年金の額」とあるのは「併給年金の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、附則第五十三条の十六の七第一項中「控除後退職共済年金額」という。）とあるのは「控除後退職共済年金額」という。）の二分の一に相当する額」と、「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六

(削除)

十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第五十三条の十九の四第一項中「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」とする。

第五十三条の十九の十一 平成十六年改正法附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年改正法第四条の規定による改正前の法第九十九条の二の規定により遺族共済年金の額が算定される場合における施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第九十九条の二第一項及び第二項、新法第九十九条の三並びに新法第四百四条第一項」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十二号）附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四条の規定による改正前の新法第九十九条の二第一項及び第二項、第九十九条の三並びに第四百四条第一項」とする。

2 平成十六年改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定により

なお従前の例によることとされた平成十六年改正法第四条の規定による改正前の法第七十六条の二の規定又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十号）附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の国の新法第七十四条の二の規定により退職共済年金又は国の新法の規定による退職共済年金の受給権者が遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金の支給を併せて受けることができる場合における附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二の規定並びに附則第五十三条の十六の七及び附則第五十三条の十九の四の規定の適用については、附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項中「額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は）」とあるのは「額の二分の一に相当する額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は）」と、「併給年金」という。）の額「とあるのは「併給年金」という。）の額（遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正前の新法（第三項において「昭和六十年改正法による改正前の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当する額とする。）」と、同条第三項中「退職共済年金の額と併給年金の額」とあるのは「退職共済年金の額の二分の一に相当する額と併給年金の額（遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当す

る額とし、昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当する額とする。」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の第二項中「額（国民年金法」とあるのは「額の三分の二に相当する額（国民年金法」と、「併給年金」という。）の額」とあるのは「併給年金」という。）の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二分の三を乗じて得た額」と、附則第五十三条

の十六の七第一項中「控除後退職共済年金額」という。）」とあるのは「控除後退職共済年金額」という。）」の二分の一に相当する額」と、「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とし、昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当する額とする。）」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第五十三条の十九の四第一項中「控除後遺族共済年金額」という。）」とあるのは「控除後遺族共済年金額」という。）」の三分の二に相当する額」と、「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二分の三を乗じて得た額」とする。

（退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給額からの控除に関する特例）

第五十四条 次に掲げる規定（これらの規定を準用する場合及びこれらの規定の例によることとされている場合を含む。）を適用する場合に

において、第一号に掲げるそれぞれの規定による額、第二号に掲げるそれぞれの規定による額又は第三号に掲げるそれぞれの規定による額をそれぞれ同一の支給時に係る退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給額から控除すべきこととなるときは、当該支給額の二分の一に相当する額を当該控除に係るそれぞれの規定による額によつてあん分した額をもつて、当該それぞれの規定による控除額とする。

一 施行法第十四条において準用する法附則第二十八条の二第三項、施行法第十五条、昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十三号。以下「四十四年改正法」という。）附則第八条第四項又は地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和四十五年政令第三十号。以下「四十五年政令第三十号」という。）附則第二条第一号

二 施行法第二十三条において準用する施行法第十四条において準用する法附則第二十八条の二第三項、施行法第二十四条、四十四年改正法附則第八条第四項又は四十五年政令第三十号附則第二条第一号

三 施行法第二十八条第一項において準用する法附則第二十八条の二第三項若しくは施行法第二十八条第二項において準用する法附則第二十八条の三において準用する法附則第二十八条の二第三項、施行法第二十九条、四十四年改正法附則第八条第五項又は四十五年政令第三十号附則第二条第二号

第五十五条及び第五十六条 削除

（退職年金条例の改正に伴う組合員期間の計算等の特例）

第五十七条 医療団の職員、救護員、外国政府職員、外国特殊法人職員

、外国特殊機関職員、準年金条例職員又は代用教員等として在職した期間（当該外国政府職員、外国特殊法人職員又は外国特殊機関職員として昭和二十年八月八日まで勤務し、同日以後引き続き海外にあつた者及び当該戦地勤務として昭和二十年八月九日以後引き続き海外にあつた者で当該戦地勤務に引き続き海外にあつたものについては、当該外国政府職員、外国特殊法人職員若しくは外国特殊機関職員に係る外国政府、法人若しくは特殊機関に勤務しなくなつた日又は当該戦地勤務に服さなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において年金条例職員又は恩給公務員となつた場合には、その前月）までの期間で未帰還者であると認められるものを含み、以下「医療団の職員期間等」という。）を有する年金条例職員（法律第五百五十五号附則第四十一条から第四十二条の三まで又は第四十二条から第四十四条の三までの規定に相当する規定が設けられている退職年金条例に係る者に限る。）又は恩給公務員であつた組合員につき、当該医療団の職員期間等をその者の施行日以後の組合員期間の直前に適用を受けていた退職年金条例（これらの法令の規定に相当する規定が設けられているものに限る。）に係る年金条例職員期間又は恩給公務員期間に加えるものとしたならば、退職共済年金（当該組合員が死亡し、その死亡を退職とみなしたならば、これらの規定により退職共済年金を受ける権利を有すべきこととなる場合における遺族共済年金を含む。）を支給すべきこととなる場合においては、当該医療団の職員期間等は、法律第五百五十五号附則第四十一条から第四十二条の三まで若しくは第四十二条から第四十四条の三までの規定に相当する退職年金条例の規定又はこれらの法令の規定の例により当該年金条例職員期間若しくは恩給公務員期間に加えられ、又は恩給公務員として在職するものとみなされたものとして、法又は施行法の規定を適用する。

(恩給に関する法令の改正に係る期間を有する者の特例)

第五十八条 施行法第三十五条第一項に規定する政令で定める規定は、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 昭和四十五年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 四十五年法律第九十九号第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十四条、第二十四条の三、第二十四条の九、第四十一条及び第四十一条の三並びに四十五年法律第九十九号附則第十一条

二 昭和四十六年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 四十六年法律第八十一号第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十四条、第二十四条の三、第二十四条の十、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の三、第四十三条及び第四十三条の二

三 昭和四十七年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 次に掲げる規定

イ 四十七年法律第八十号第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十四条、第二十四条の十一、第四十一条、第四十一条の二、第四十二条、第四十二条の四、第四十三条及び第四十三条の二

ロ 四十七年法律第八十号第三条の規定による改正後の特別措置に関する法律第四条及び第十条の三

ハ 四十七年法律第八十号第六条の規定による改正後の四十五年法律第九十九号附則第十一条

ニ 四十七年法律第八十号附則第二十一条

四 昭和四十八年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額

- の改定 四十八年法律第六十号第二条の規定による改正後の法律第百五十五号附則第二十四条、第二十四条の三、第二十四条の九、第二十四条の十一、第二十四条の十二、第二十九条の二、第四十三条の二及び第四十四条並びに四十八年法律第六十号附則第十三条
- 五 昭和四十九年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 四十九年法律第九十三号第二条の規定による改正後の法律第百五十五号附則第四十二条、第四十二条の五、第四十三条の二、第四十五条及び第四十七条から第四十九条まで並びに四十九年法律第九十三号附則第十四条
- 六 昭和五十年における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 五十年法律第七十号第二条の規定による改正後の法律第百五十五号附則第四十四条の二
- 七 昭和五十一年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 五十一年法律第五十一号第二条の規定による改正後の法律第百五十五号附則第四十三条の二
- 八 昭和五十二年における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第二十六号）第二条の規定による改正後の法律第百五十五号附則第四十一条の三
- 九 昭和五十四年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十四号）第二条の規定による改正後の法律第百五十五号附則第四十四条の三
- 2 施行法第三十五条第一項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。
- 3 施行法第三十五条第二項に規定する政令で定める者は、更新組合員

であつた者又はその遺族で、施行法第七条第一項第四号、第十条第一項又は第七十条第二項の規定の改正があつた場合（これらの規定に規定する期間の範囲が恩給に関する法令の改正で総務省令で定めるものにより改められた場合を含む。）において、施行法第七条第一項第四号、第十条第一項又は第七十条第二項の規定を適用するものとならば退職共済年金若しくは遺族共済年金を新たに受けるべきこととなるもの又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の額が増加することとなるものとする。

（年金条例職員であつた再就職者に係る退職共済年金の受給資格の特例）

第五十九条 施行法第三十六条第一項に規定する政令で定める者は、更新組合員及び更新組合員であつた者で再び組合員となつたもの以外の者とする。

2 前項に規定する者（附則第六十四条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する施行法第三十六条第一項において準用する同法第八条第二項の規定の適用については、同項中「施行日の前日」とあるのは「施行日の直前の年金条例職員期間の末日」と、「施行日以後」とあるのは「第三十六条第一項に規定する政令で定める者に該当することとなつた日以後」と、「九年」とあるのは「十年」と、「十一年」とあるのは「十三年」と、「五年」とあるのは「七年」とする。

（再就職者に係る退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給額からの控除）

第六十条 施行法第三十六条第一項各号に掲げる者又はその遺族に退職共済年金若しくは障害共済年金又は遺族共済年金を支給する場合（四

十四年改正法附則第八条第四項若しくは第五項又は四十五年政令第三十号附則第二条の規定（これらの規定を準用する場合及びこれらの規定の例によることとされている場合を含む。）の適用がある場合を除く。）において、これらの給付の基礎となつた組合員期間のうちに、退隠料若しくは普通恩給を受けていた組合員であつた期間（恩給公務員に相当する者であつた期間に限り、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号。以下「昭和五十四年法律第七十三号」という。）附則第十条第一項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年法律第七十三号による改正前の施行法第二百二十七条第二項の規定により組合員であつたものとみなされた期間を含む。）又は共済法の退職年金を受けていた組合員であつた期間があるときは、施行法第十五条若しくは第二十四条又は第二十九条の規定の例により、これらの給付の支給時に係る支給額からの控除を行うものとする。

（恩給公務員又は国の旧長期組合員であつた者に対する施行法の規定の適用）

第六十一条 恩給公務員又は国の旧長期組合員であつた者の恩給公務員期間又は国の旧長期組合員期間について施行法第八条第一項又は第十条から第十九条まで（これらの規定を施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合において、当該期間が恩給法第二十条に規定する文官以外の恩給公務員としての恩給公務員期間であり、又は国の旧法による国の旧長期組合員以外の国の旧長期組合員としての国の旧長期組合員期間であるときであつても、その者が当該恩給公務員又は国の旧長期組合員であつた間、その者に恩

給法第二十条に規定する文官に適用されていた恩給法（恩給法の一部を改正する法律（昭和八年法律第五十号）による改正前の恩給法の適用を受けていた者にあつては、恩給法の一部を改正する法律（昭和八年法律第五十号）による改正後の恩給法）の規定又は国の旧法の規定が適用されていたものとみなす。

（国の旧法施行前の政府職員の共済組合に関する法令による年金の受給権を有すべき者の退職共済年金の受給資格の特例等）

第六十二条 法第七十八条又は施行法第八条、第九条若しくは第十条の規定に該当しない国の旧長期組合員であつた組合員が退職した場合において、施行法第六条第二項本文（施行日の前日において国の更新組合員であつた者にあつては、国の施行法第六条第一項本文）の規定を適用しないとしたならば、国の旧法第九十四条の二の規定により国の旧法の規定による退職年金とみなされた年金を受ける権利を有することとなるときは、その者は、施行法第八条第三項の規定に該当する者であるものとみなす。

（国の長期組合員であつた者の取扱い）

第六十三条 昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金（以下この条において「国の退職年金等」という。）を受ける権利を有する者で組合員となり退職したものと又はその遺族に退職共済年金若しくは障害共済年金又は遺族共済年金を支給する場合において、これらの給付の基礎となつた組合員期間のうちに当該国の退職年金等を受けていた国の長期組合員であつた期間があるときは、施行法第十五条若しくは第二十四条又は第二十九条の規定の例により、これらの給付の支給時に係る支給額からの控除を行うものと

する。

(国の長期組員であつた者の取扱い)
第六十四条 (略)

第七十二条の三 (略)

(削除)

第六十四条 (略)

第七十二条の三 (略)

2 昭和四十五年四月一日において現に沖縄の組員であり、かつ、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、引き続き沖縄の共済法の施行地に住所を有していた者に支給する前項の規定による退職共済年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者以外の者に支給されるものについては、法附則第十九条の規定による退職共済年金に限る。)で年金額の算定の基礎となる組員期間が二十年未満であるもの(法附則第二十八条の四第一項、施行法第八条第一項から第三項まで、第九条第二項及び第十条第一項から第三項まで(これらの規定を施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一項及び第二項(施行法第五十二条において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項及び第二項(施行法第五十九条において準用する場合を含む。)、第六十二条第一項及び第二項(施行法第六十六条において準用する場合を含む。))並びに昭和六十年改正法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものを除く。)の額は、法第七十九条第一項、第二百二条第一項若しくは附則第二十四条第一項の規定又は法附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた法附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額に、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額を加算した金額とする。

(削除)

第七十二条の五 (略)

2 (略)

(削除)

(削除)

一 通算年金制度を創設するための関係立法の一部を改正する立法（千九百七十年立法第五十六号）附則第二条第三項第二号に規定する月数（二百四十月から当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数

二 当該退職共済年金の受給権者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則別表第四の下欄に掲げる月数

第七十二条の三の二 前条第二項に規定する者であつて追加費用対象期間を有するものに対する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「並びに前条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十二条の三第二項」とする。

第七十二条の五 (略)

2 (略)

3 琉球政府の警部補、巡查部長又は巡查であつた復帰更新組合員に係る法附則第二十八条の四及び施行法第五十四条から第五十八条までの規定の適用については、昭和四十一年七月一日前においてその者が沖縄の警察職員であつた間、警察監獄職員である職員であつたものと、同日以後においてその者が沖縄の警察職員であつた間、警察職員であつたものとみなす。この場合において、施行法第五十五条第一項中「施行日」とあるのは、「沖縄の旧公務員退職年金法の施行の日」とする。

4 琉球政府の警察官又は沖縄の市町村の消防吏員若しくは消防団員であつた復帰更新組合員に対する法附則第二十五条から附則第二十六条

までの規定の適用については、法附則第十八条の二第一項第一号、附則第二十五条第三項若しくは附則第二十六条第三項に規定する警察官に相当する琉球政府の警察官又は法附則第十八条の二第一項第一号、附則第二十五条第三項若しくは附則第二十六条第四項に規定する消防吏員若しくは常勤の消防団員に相当する沖縄の市町村の消防吏員若しくは消防団員として在職していた間、法附則第十八条の二第一項第一号、附則第二十五条第三項若しくは附則第二十六条第三項に規定する警察官又は法附則第十八条の二第一項第一号、附則第二十五条第三項若しくは附則第二十六条第四項に規定する消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していたものとみなす。

- 3| 附則第七十二条の二第五項第一号又は第二号に掲げる者が特別措置法の施行の日後に組合員となつた場合の取扱いについては、施行法第七十五条第二項（第二号を除く。）、第七十六条第一項本文、第二項及び第三項並びに第七十七条から第七十九条まで並びに前条及び前二項の規定を準用するほか、施行法第三十六条、第五十二条又は第五十九条の規定の例による。この場合において、施行法第七十五条第二項並びに第七十六条第一項及び第二項中「特別措置法の施行の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法施行令附則第七十二条の二第五項第一号又は第二号に掲げる組合員となつた日」と読み替えるものとする。
- 4| (略)

- 5| 附則第七十二条の二第五項第一号又は第二号に掲げる者が特別措置法の施行の日後に組合員となつた場合の取扱いについては、施行法第七十五条第二項（第二号を除く。）、第七十六条第一項本文、第二項及び第三項並びに第七十七条から第七十九条まで並びに前条及び前各項の規定を準用するほか、施行法第三十六条、第五十二条又は第五十九条の規定の例による。この場合において、施行法第七十五条第二項並びに第七十六条第一項及び第二項中「特別措置法の施行の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法施行令附則第七十二条の二第五項第一号又は第二号に掲げる組合員となつた日」と読み替えるものとする。
- 6| (略)

第七十二条の六 削除

第七十二条の六 恩給に関する法令の改正により新たに恩給が支給されること、又は恩給の年額が改定されることとなつた場合において、施行法第七十四条第一項に規定する者又はその遺族につき当該恩給に関する法令の改正に係る規定で次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる

もの及び沖繩の共済法の規定を適用するとしたならば沖繩の共済法の規定による退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又は沖繩の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、当該恩給に関する法令の改正に係る規定による恩給の支給又は年額の改定が開始される月分以後、当該恩給に関する法令の改正に係る規定及び沖繩の共済法の規定により、その者若しくはその遺族に沖繩の共済法の規定による退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又はその者若しくはその遺族の沖繩の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金若しくは遺族年金の額を、これらの規定を適用して算定した額に改定する。

- 一 昭和四十七年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 附則第五十九条の三第一項第三号に掲げる規定
- 二 昭和四十八年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 附則第五十九条の三第一項第四号に掲げる規定
- 三 昭和四十九年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 附則第五十九条の三第一項第五号に掲げる規定
- 四 昭和五十年における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 附則第五十九条の三第一項第六号に掲げる規定
- 五 昭和五十一年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 附則第五十九条の三第一項第七号に掲げる規定
- 六 昭和五十二年における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 附則第五十九条の三第一項第八号に掲げる規定
- 七 昭和五十四年度における恩給に関する法令の改正に伴う年金の額の改定 附則第五十九条の三第一項第九号に掲げる規定

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に

第七十二条の七 附則第七十二条の二から第七十二条の五までに定めるもののほか、沖繩の組合員であつた期間と重複する組合員であつた期間がある場合の調整措置その他沖繩の組合員であつた者に対する施行法及びこの政令の規定の適用に関して必要な経過措置は、総務省令で定める。

(削除)

(経過措置に伴う追加費用等の負担)

第七十三条 施行法第三条の五及び第九十六条第一項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべき金額は、当分の間、国の予算をもつて定める。

2 第四項に規定する費用に係るものを除き、施行法第三条の五及び第九十六条第一項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべき金額は、当分の間、国家公務員共済組合法施行令附則第二十八条第一項の規定により国が負担すべき金額を国の予算をもつて定める場合における当該金額の算定の方法の例により総務大臣の定めるところによる。

掲げる者については、適用しない。

第七十二条の七 第七十二条の二から前条までに定めるもののほか、沖繩の組合員であつた期間と重複する組合員であつた期間がある場合の調整措置その他沖繩の組合員であつた者に対する施行法及びこの政令の規定の適用に関して必要な経過措置は、総務省令で定める。

(追加費用対象期間を有する団体職員であつた再就職者に係る退職共済年金等の額の特例)

第七十二条の八の二 施行法第八十九条各号に掲げる者に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金の額については、これらの者は団体更新組合員(施行法第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員をいう。)であるものとみなして、施行法第十三条の二、第十二条の二及び第二十七条の二の規定を適用する。

(経過措置に伴う追加費用等の負担)

第七十三条 施行法第三条の五及び第九十六条第一項の規定により国が毎年度において負担すべき金額は、当分の間、国の当該年度の予算をもつて定める。

2 第四項に規定する費用に係るものを除き、施行法第三条の五及び第九十六条第一項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべき金額は、当分の間、国家公務員共済組合法施行令附則第二十八条第一項の規定により国が負担すべき金額を国の予算をもつて定める場合における当該金額の算定の方法の例により総務大臣の定めるところによる。

(機構等の共済負担金)

第七十四条 機構等（施行法第九十六条第三項に規定する機構等という。以下この条において同じ。）が同項の規定により、組合の毎事業年度、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）に払い込むべき金額（以下この条において「共済負担金」という。）は、組合が法又は施行法の規定により、当該機構等の役員若しくは職員であつた者又はその遺族に対し前年度の初日において支給する年金（法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金（法第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び法第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で法第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。）である給付（以下「年金」という。）につき、その年金額（過年度に係る年金として支給すべき額がある場合には、これを含むものとし、当該年金が法又は施行法の規定によりその一部が停止され、又は支給されないものである場合には、その停止され、又は支給されない金額を控除した金額とする。以下この項において同じ。）に、その算出の基礎となつた機構等の役員又は職員であつた期間の年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り捨てた年数とし、当該職員が日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七条第二号の規定による廃止前の首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）附則第十二条第一項に規

(機構等の共済負担金)

第七十四条 機構等（施行法第九十六条第三項に規定する機構等という。以下この条において同じ。）が同項の規定により、毎年度、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）に払い込むべき金額（以下この条において「共済負担金」という。）は、組合が法又は施行法の規定により、当該機構等の役員若しくは職員であつた者又はその遺族に対し前年度の初日において支給する年金（法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金（法第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び法第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で法第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。）である給付（以下「年金」という。）につき、その年金額（過年度に係る年金として支給すべき額がある場合には、これを含むものとし、当該年金が法又は施行法の規定によりその一部が停止され、又は支給されないものである場合には、その停止され、又は支給されない金額を控除した金額とする。以下この項において同じ。）に、その算出の基礎となつた機構等の役員又は職員であつた期間の年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り捨てた年数とし、当該職員が日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七条第二号の規定による廃止前の首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）附則第十二条第一項に規定する職員又は独立行政法人雇用・

定する職員又は独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法附則第十二条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）附則第十三条第一項に規定する職員である場合には、その日本道路公団の職員又は労働福祉事業団の職員としての期間の年数を含む。）を乗じ、その額を当該年金額の算出の基礎となつた組合員期間で除して得た額の合計額とする。

2 組合の理事長は、当該組合の毎事業年度、機構等の共済負担金を調査し、機構等ごとに仕訳書を作成し、二月末日までに、当該機構等に対し当該仕訳書一通を添えた共済負担金額通知書を送付しなければならない。

3 (略)

(団体更新組合員に係る経過措置に伴う追加費用の負担)

第七十五条 施行法第九十三条第二項（施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに施行法第九十七条第一項において準用する施行法第九十六条第一項又は第二項の規定により団体又は地方職員共済組合が毎事業年度において負担すべき金額は、当分の間、総務大臣の定めるところによる。

(削除)

能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法附則第十二条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）附則第十三条第一項に規定する職員である場合には、その日本道路公団の職員又は労働福祉事業団の職員としての期間の年数を含む。）を乗じ、その額を当該年金額の算出の基礎となつた組合員期間で除して得た額の合計額とする。

2 組合の理事長は、毎年度、機構等の共済負担金を調査し、機構等ごとに仕訳書を作成し、二月末日までに、当該機構等を監督する大臣を経由して、当該機構等に対し当該仕訳書一通を添えた共済負担金額通知書を送付しなければならない。

3 (略)

(団体更新組合員に係る経過措置に伴う追加費用の負担)

第七十四条の二 施行法第九十三条第二項（施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに施行法第九十七条第一項において準用する施行法第九十六条第一項又は第二項の規定により団体又は地方職員共済組合が各事業年度において負担すべき金額は、当分の間、総務大臣の定めるところによる。

(離婚特例が適用された者であつて施行法の適用を受けるものに対する長期給付の支給要件の特例)

第七十四条の三 法第七十条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者に対する長期給付について施行法の規定を適用する

場合においては、次の表の上欄に掲げる施行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條第一項	組合員期間をい	う 組合員期間のうち離婚時 みなし組合員期間（新法 第七條の四第二項に規 定する離婚時みなし組合 員期間をいう。以下同じ 。）以外の期間をいう。 次項、第八條第一項から 第三項まで、第九條第一 項及び第二項、第十條第 一項から第三項まで、第 十六條、第二十二條、第 四十九條、第五十六條、 第六十三條並びに第八十 三條第三項において同じ
第八條第一項及び第二 項並びに第九條第一項	合算した年月数	合算した年月数（離婚時 みなし組合員期間に係る 年月数を除く。）
第九十六條第一項及び 第二項	組合員	組合員（離婚時みなし組 合員期間を有する者を含 む。）
第九十六條第三項	算入される者	算入される者（離婚時み なし組合員期間を有する 者を含む。）

(削除)

別表第一(第二十五条の八関係)

第九十七条第一項

団体更新組合員

団体更新組合員(離婚時
みなし組合員期間を有す
る者を含む。)

二級	一級	障害の程度	障害の状態
一	一	一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
	二	二	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
	三	三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	四	四	両上肢のすべての指を欠くもの
	五	五	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	六	六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	七	七	両下肢を足関節以上で欠くもの
	八	八	体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がるができない程度の障害を有するもの
	九	九	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	一〇	一〇	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	一一	一一	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
			両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの

三級	
一	<p>二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの</p> <p>三 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>四 そしやくの機能を欠くもの</p> <p>五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>九 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>一〇 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一一 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>一二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一三 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>一四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>一五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>一六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>一七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの

備考

二	両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
三	そしやく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
七	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失つたもの
九	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
一一	両下肢の十趾の用を廃したもの
一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一三	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一四	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

(削除)

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 趾の用を廃したものは、第一趾末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失つたもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあつては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 五 この表の三級の項第一四号に掲げる障害の程度は、厚生年金保険法施行令別表第一の相当規定に基づいて厚生労働大臣が定めたものに限るものとする。

別表第二（第二十五条の十四関係）

番号	障害の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼により視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能 <small>かくさう</small> に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻 <small>みみ</small> に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	そしやく又は言語の機能に障害を残すもの

八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱 <small>せきこ</small> の機能に障害を残すもの
一〇	一 上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの の
一一	一 下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの の
一二	一 下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一 上肢の二指以上を失つたもの
一五	一 上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一 上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一 上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一 下肢の第一趾 <small>し</small> 又は他の四趾 <small>し</small> 以上を失つたもの
二〇	一 下肢の五趾 <small>し</small> の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廃したものは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 趾を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 趾の用を廃したものは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失つたもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあつては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（共済法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の期間に係る部分等）</p> <p>第七十九条 昭和六十年改正法附則第三十三条第一項第一号に規定する政令で定める部分は、第三項各号に掲げる給付（組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連合会（共済法第二十七条第一項に規定する市町村連合会をいう。第八十一条第五項において同じ。））。次条において同じ。）が支給するものに限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該年度において支給した当該給付の額の総額に、当該年度における当該給付に係る公的負担対象額算定率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に相当する額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の公的負担の対象となる部分の額は、次の各号に掲げる給付（昭和三十六年四月一日前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた期間がその額の算定の基礎となつてゐるものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金（第三号に掲げるものを除く。） 当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金</p>	<p>（新共済法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の期間に係る部分等）</p> <p>第七十九条 昭和六十年改正法附則第三十三条第一項第一号に規定する政令で定める部分は、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該年度において支給した当該給付の額の総額に、当該年度における当該給付に係る公的負担対象額算定率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に相当する額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の公的負担の対象となる部分の額は、次の各号に掲げる給付（昭和三十六年四月一日前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた期間がその額の算定の基礎となつてゐるものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 新共済法第七十八条の規定による退職共済年金（新施行法第三条第二項の規定により支給されるこれに相当する昭和六十年改正後の国の共済法の規定による退職共済年金を含み、第三号に掲げ</p>

被保険者をいう。以下同じ。)である間に支給されるものを除く。
()の額の算定の基礎となつている第三号厚生年金被保険者期間(同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。)を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額(当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額)に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金 当該老齢厚生年金(第二号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。)の額(当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た

るものを除く。) 当該退職共済年金(組合員である間に支給されるものを除く。)の額の算定の基礎となつている組合員期間を基礎として新共済法附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した額(次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その額からそれぞれイ又はロに定める額を控除して得た額)に、公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該退職共済年金が国の更新組合員等(昭和六十年改正後の国の施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員及び国の経過措置政令第十四条第一号、第二号及び第六号から第九号までに掲げる者をいう。以下同じ。)であつた者に係るものである場合 当該退職共済年金の額のうち、新施行法第九十六条(新施行法第九十七条において準用する場合を含む。)の規定により国、地方公共団体、組合、連合会(新共済法第四百一十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。)若しくは新施行法第九十六条第三項に規定する法人又は新共済法第四百四十四条第一項に規定する団体が負担すべき金額の算定の基礎となつている期間(以下「追加費用対象期間」という。)に係る部分の額に相当する額

ロ 当該退職共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合 当該加給年金額に相当する額

二 新共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(新施行法第三条第二項の規定により支給されるこれに相当する昭和六十年改正後の国の共済法の規定による退職共済年金を含む。) 当該退職共済年金(組合員である間に支給されるものを除く。)の額(次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その額からそれぞ

額)に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金(当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金を含む。) 当該老齢厚生年金(第三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。)の額(六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金にあつては、同条第四項の規定の例により算定するものとした場合の額)(当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額)に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四 厚生年金保険法による障害厚生年金 当該障害厚生年金の額(当該障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には

れイ又はロに定める額を控除して得た額)に、公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該退職共済年金が国の更新組合員等であつた者に係るものである場合 当該退職共済年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分の額に相当する額

ロ 当該退職共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合 当該加給年金額に相当する額

三 新共済法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金(当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する退職共済年金を含む。) 当該退職共済年金(組合員である間に支給されるものを除く。)の額(六十五歳に達したとき以後に支給する退職共済年金にあつては、同条第五項及び第六項の規定の例により算定するものとした場合の額)(次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その額からそれぞれイ又はロに定める額を控除して得た額)に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該退職共済年金が国の更新組合員等であつた者に係るものである場合 当該退職共済年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分の額に相当する額

ロ 当該退職共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合 当該加給年金額に相当する額

四 障害共済年金(公務等による障害共済年金を除く。) 当該障害共済年金の額(次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その額からそれぞれイ又はロに定める額を控除して得た額)に公

、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五 厚生年金保険法による障害手当金 当該障害手当金の額に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六 厚生年金保険法による遺族厚生年金 当該遺族厚生年金の額（当該遺族厚生年金が国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合には、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該障害共済年金が国の更新組合員等であつた者に係るものである場合 当該障害共済年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分の額に相当する額

ロ 当該障害共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合 当該加給年金額に相当する額

五 新共済法の規定による障害一時金 当該障害一時金の額（当該障害一時金が国の更新組合員等であつた者に係るものである場合には、その額から、その額のうち追加費用対象期間に係る部分の額に相当する額を控除して得た額）に、公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六 遺族共済年金（公務等による遺族共済年金を除き、新施行法第三条の二第一項の規定により支給するこれに相当する昭和六十年改正後の国の共済法の規定の例による遺族共済年金を含む。） 当該遺族共済年金の額（次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その額からそれぞれイ又はロに定める額を控除して得た額

）に、公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該遺族共済年金が国の更新組合員等であつた者に係るものである場合 当該遺族共済年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分の額に相当する額

ロ 当該遺族共済年金が国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第九号に規定する遺族共済年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合 国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額

4 前項各号に規定する公的負担対象期間率は、それぞれ当該給付の額の算定の基礎となつた第三号厚生年金被保険者期間の月数に対する昭和三十六年四月一日前の当該第三号厚生年金被保険者期間の月数の比率をいう。

5 (略)

第七十九条の二 組合が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金(同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。)の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第三十三条第一項第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の期間(国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた期間に限る。)に係る長期給付(共済法第七十五条第一項各号に掲げる保険給付を含む。以下この条において同じ。)に要する費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額を計算する場合には、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。)及び第四号厚生年金被保険者期間(厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。)を、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第三号厚生年金被保険者期間とみなして、昭和六十年改正法附則第三十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び前条第一項から第四項までの規定を適用する。

4 前項各号に規定する公的負担対象期間率は、それぞれ当該給付の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数から追加費用対象期間の月数を控除して得た月数に対する昭和三十六年四月一日前の当該組合員期間の月数から追加費用対象期間の月数を控除して得た月数の比率をいう。

5 (略)

(国又は地方公共団体が負担すべき金額の算定)

第八十一条 国の職員（共済法第四百十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下同じ。）に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により国が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度における全ての組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額（施行令第二十九条の二第一項第一号に規定する厚生年金保険標準報酬等合計額をいう。以下同じ。）の総額に対する警察共済組合の国の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額を乗じて算定するものとする。

2 職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度における全ての組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を、それぞれ乗じて算定するものとする。

3 警察共済組合の組合役職員（共済法第四百十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により国が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度における全ての組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する警察共済組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該組合を組織する職員（国の職員を含む。）である

(国又は地方公共団体が負担すべき金額の算定)

第八十一条 国の職員（新共済法第四百十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下同じ。）に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により国が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度におけるすべての組合の組合員の標準給与（新施行令第二十九条第一項に規定する標準給与をいう。以下同じ。）の総額に対する警察共済組合の国の職員である組合員の標準給与の総額を乗じて算定するものとする。

2 職員である組合員に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度におけるすべての組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準給与の総額の割合を、それぞれ乗じて算定するものとする。

3 警察共済組合の組合役職員（新共済法第四百十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下この条において同じ。）に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により国が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度におけるすべての組合の組合員の標準給与の総額に対する警察共済組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の総数に対する国の職員である組合員の数の割合を乗じて得た割合を乗じて算

第三号厚生年金被保険者の総数に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た割合を乗じて算定するものとする。

4 組合の組合役職員に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度における全ての組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を、それぞれ乗じて算定するものとする。

5 市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（共済法第四百一条第二項に規定する連合会役職員をいう。）に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定によりそれぞれの地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度における全ての組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該連合会役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該連合会を組織する全ての組合を組織する職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を、それぞれ乗じて算定するものとする。

定するものとする。

4 組合の組合役職員に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度におけるすべての組合の組合員の標準給与の総額に対する当該組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を、それぞれ乗じて算定するものとする。

5 市町村連合会（新共済法第二十七条第一項に規定する市町村連合会をいう。）又は地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（新共済法第四百一条第二項に規定する連合会役職員をいう。）に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定によりそれぞれの地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、同項の規定により算定した額に当該事業年度におけるすべての組合の組合員の標準給与の総額に対する当該連合会役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該連合会を組織するすべての組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を、それぞれ乗じて算定するものとする。

(団体組合員に係る地方公共団体が負担すべき金額の算定)

第八十二条 団体組合員に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、施行令第六十五条第一項の表の上欄に掲げる団体の区分により当該団体の職員に係る金額を同表の下欄に掲げる地方公共団体が、それぞれ負担するものとする。

2 前項の規定により施行令第六十五条第一項の表の上欄に掲げる団体の職員に係る金額として同表の下欄に掲げる地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により算定した額に当該事業年度における全ての組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該団体の職員である団体組合員の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて算定するものとする。

3 前二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべき金額の算定については、施行令第六十五条第一項の表の上欄に掲げる団体の事業に要する費用として地方公共団体が負担すべき金額を考慮して、総務大臣が定める。

(団体組合員に係る地方公共団体が負担すべき金額の算定)

第八十二条 団体組合員に係る費用として昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、新施行令第六十五条第一項の表の上欄に掲げる団体の区分により当該団体の職員に係る金額を同表の下欄に掲げる地方公共団体が、それぞれ負担するものとする。

2 前項の規定により新施行令第六十五条第一項の表の上欄に掲げる団体の職員に係る金額として同表の下欄に掲げる地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、昭和六十年改正法附則第三十三条第一項の規定により算定した額に当該事業年度におけるすべての組合の組合員の標準給与の総額に対する当該団体の職員である団体組合員の標準給与の総額の割合を乗じて算定するものとする。

3 前二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべき金額の算定については、新施行令第六十五条第一項の表の上欄に掲げる団体の事業に要する費用として地方公共団体が負担すべき金額を考慮して、総務大臣が定める。

◎ 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（削除）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地共済法」という。）の特例に</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 適用範囲に関する事項（第三条）</p> <p>第三章 長期給付等に関する事項</p> <p>第一節 長期給付等の支給要件等に関する事項（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 長期給付等の額の計算等に関する事項（第十三条―第三十一条）</p> <p>第四章 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する事項（第三十二条―第三十八条）</p> <p>第五章 不服申立てに関する事項（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 経過的特例に関する事項（第四十条の二―第四十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び地方公務員等共済組合法の長期給</p>

関し必要な事項を定めるものとする。

(削除)

付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律をいう。
- 二 地共済法 地方公務員等共済組合法をいう。
- 三 地共済施行法 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 四 昭和六十年改正法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）をいう。
- 五 旧地共済法 昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の地共済法をいう。
- 六 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）をいう。
- 七 旧厚生年金保険法 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。
- 八 厚生年金等特例政令 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）をいう。
- 九 昭和六十一年経過措置政令 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）をいう。

十 退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金
それぞれ地共済法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時
金又は遺族共済年金をいう。

十一 組合員期間、長期給付等、退職共済年金の加給、遺族共済年
金の中高齢寡婦加算、遺族共済年金の経過的寡婦加算又は脱退一
時金 それぞれ法第五十九条第一項に規定する地共済組合員期間
、地共済法による長期給付等、地共済法の退職共済年金の加給、
地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済
年金の経過的寡婦加算又は脱退一時金をいう。

十二 合算対象期間 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号
）附則第七条第一項に規定する合算対象期間をいう。

十三 ドイツ協定、ドイツ保険者又はドイツ保険料納付期間 それ
ぞれ社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定、
ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度の運営に責任を有
する保険機関及びその連合組織又はドイツ協定に係る相手国期間
のうち保険料を納付した期間（保険料を納付したとみなされる期
間を含む。）としてドイツ保険者が確認した期間をいう。

十四 合衆国協定、合衆国実施機関又は合衆国納付条件 それぞれ
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、合衆国
協定第一条1(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関又は合衆国
協定第六条3(a)に規定する条件をいう。

十五 ベルギー協定又はベルギー実施機関 それぞれ社会保障に関
する日本国とベルギー王国との間の協定又はベルギー協定第一条
1(e)に規定するベルギー王国の実施機関をいう。

十六 フランス協定、フランス実施機関又はフランス特定保険期間
それぞれ社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府と

の間の協定、フランス協定第一条1(g)に規定するフランス共和国の実施機関又はフランス協定第十三条3の規定に基づきフランス実施機関が証明した保険期間をいう。

十七 カナダ協定 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定をいう。

十八 オーストラリア協定 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定をいう。

十九 オランダ協定 社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定をいう。

二十 チェコ協定 社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定をいう。

二十一 スペイン協定又はスペイン実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定又はスペイン協定第一条1(d)に規定するスペインの実施機関をいう。

二十二 アイルランド協定 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定をいう。

二十三 ブラジル協定 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定をいう。

二十四 スイス協定 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定をいう。

二十五 ハンガリー協定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。

二十六 インド協定 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。

二十七 特定相手国船員期間 次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ次に定める期間をいう。

(削除)

(地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例)

第二条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(以下「法」という。)第四十九条に規定する政令で定める社会保障協定は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定とする。

2 法第四十九条に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

イ ベルギー協定 ベルギー王国の国籍を有する船舶において就

労した期間としてベルギー実施機関が確認した期間

ロ フランス協定 フランス共和国の国籍を有する船舶において

就労した期間としてフランス実施機関が確認した期間

ハ スペイン協定 スペインの国籍を有する船舶において就労した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

二十八 特定相手国坑内員期間 次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ次に定める期間をいう。

イ ドイツ協定 ドイツ保険料納付期間のうち坑内の作業に従事した期間としてドイツ保険者が確認した期間

ロ ベルギー協定 坑内の作業に従事した期間としてベルギー実施機関が確認した期間

ハ フランス協定 坑内の作業に従事した期間としてフランス実施機関が確認した期間

ニ スペイン協定 坑内の作業に従事した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二章 適用範囲に関する事項

第三条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定とする。

2 法第五十八条第一項に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

ある者を含む。)及び子の全てが、日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第一条1(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関により証明がされた者とする。

3 (略)

4 法第四十九条の規定により地共済法の規定を受けない者が相手国法令の規定の適用を受ける者に該当しないこととなったときは、地共済法の規定の適用については、そのなった日に職員となつたものとみなす。

(削除)

(削除)

(削除)

事情にある者を含む。以下同じ。)及び子のすべてが、日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国実施機関により証明がされた者とする。

3 (略)

4 法第五十八条第一項又は第二項の規定により地共済法の規定(地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者にあつては、地共済法の長期給付に関する規定に限る。以下この項において同じ。)の適用を受けない者が相手国法令の規定の適用を受ける者に該当しないこととなったときは、地共済法の規定の適用については、そのなった日に職員となつたものとみなす。

第三章 長期給付等に関する事項

第一節 長期給付等の支給要件等に関する事項

(退職共済年金等の支給要件等に関する規定の特例)

第四条 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第五十九条第一項(法第六十九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用する場合において、法第五十九条第一項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる長期給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する組合員期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同項に規定する政令で定める相手国

期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、組合員期間、厚生年金保険の被保険者期間（継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間とみなされた期間に基づくもの及び継続した十五年間における同号に規定する第三種被保険者であつた期間に基づくものを除く。））、国家公務員共済組合の組合員である期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国船員期間及び厚生年金保険の被保険者期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

一 退職 共済年 金又は 遺族共 済年金	地共済法第七十 八条第一項若し くは第二項第三 号、第九十九条 第一項第四号、 附則第十九条第 三号若しくは附 則第二十六条第 二項又は昭和六 十年改正法附則 第十三条第一項	地共済法第七十 八条第一項第一 号に規定する組 合員期間等	昭和十五年六月（ 厚生年金等特例政 令第二十一条第一 項各号に掲げる社 会保障協定に係る 場合にあつては、 昭和十七年六月と する。以下この表 において同じ。） 以後の相手国期間
----------------------------------	---	--	--

若しくは第三項	<p>地共済法第七十八條第二項第二号、附則第十九條第二号、附則第二十五條第二項、附則第二十六條第二項、附則第二十八條の十九若しくは附則第二十八條の十、地共済施行法第八條第一項若しくは第二項（地共済施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</p> <p>第九條第一項、第十條第一項から第三項まで（地共済施行法第三十六條第一項</p>	組合員期間	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間（地共済法附則第二十八條の九又は附則第二十八條の十の規定により支給するものにあつては四十歳に達した日の属する月以後の期間に限り、ドイツ協定に係る場合にあつてはドイツ保険料納付期間とする。）</p>
---------	---	-------	--

<p>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第十一条第二項又は昭和六十年改正法附則第十三条第一項</p>	<p>地共済施行法第十一条第一項に規定する組合員期間等</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間</p>
<p>地共済施行法第十一条第一項</p>	<p>昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。以下この表において同じ。)</p>
<p>国家公務員共済組合の組合員である期間 私立学校教職員共済法(昭和二</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間</p>	<p>昭和二十九年一月以後の相手国期間</p>

	<p>十八年法律第二 百四十五号)第 十七条第一項に 規定する加入者 期間</p>	
<p>昭和六十年改正 法附則第十三条 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等 改正法附則第十 二条第一項第三 号</p>	<p>厚生年金保険の 被保険者期間</p>	<p>昭和十五年六月以 後の相手国期間</p>
<p>昭和六十年改正 法附則第十三条 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等 改正法附則第十 二条第一項第四 号</p>	<p>三十五歳に達し た月以後の昭和 六十年国民年金 等改正法附則第 五条第十二号に おける被保険 者期間</p>	<p>昭和十五年六月以 後の特定相手国船 員期間又は特定相 手国坑内員期間（ 三十五歳に達した</p>

改正法附則第十 二条第一項第五 号	昭和六十年改正 法附則第十三条 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等 改正法附則第十 二条第一項第六 号	規定する第三種 被保険者又は同 条第十四号に規 定する船員任意 継続被保険者と しての厚生年金 保険の被保険者 期間	月以後の期間に限 る。） 継続した十五年間 における昭和十五 年六月から昭和二 十九年四月までの 特定相手国坑内員 期間
継続した十五年 間における旧厚 生年金保険法第 三条第一項第五 号に規定する 第三種被保険者 であった期間と みなされた期間 に基づく厚生年 金保険の被保険 者期間	継続した十五年間 における昭和二十 九年五月以後の特 定相手国坑内員期		

<p>昭和六十年改正 法附則第十三条 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等</p>	<p>昭和六十年改正 法附則第十三条 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等 改正法附則第十 二条第一項第八 号（国家公務員 共済組合法（昭 和三十二年法律 第二百二十八号） 附則第十三条の 五に規定する者 に係る部分に限 る。）</p>	<p>国家公務員共済 組合の組合員で ある期間</p>	<p>昭和三十四年一月 以後の相手国期間</p>	<p>昭和六十年改正 法附則第十三条 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等</p>	<p>号に規定する第 三種被保険者で あった期間に基 づく厚生年金保 険の被保険者期 間</p>	<p>昭和三十四年一月 以後の相手国期間 （四十歳に達した 日の属する月以後 の期間に限る。）</p>
--	---	-------------------------------------	------------------------------	--	--	---

<p>改正法附則第十 二条第一項第十 号において適用 する国家公務員 共済組合法の長 期給付に関する 施行法（昭和三 十三年法律第百 二十九号）第八 条第一号（同法 第二十二條第一 項、第二十三條 第一項及び第四 十八條第一項に おいて準用する 場合を含む。）</p>	<p>二 退職 共済年 金の加 給、遺 族共済 年金の 中高齡 寡婦加 算又は 遺族共</p>
<p>組合員期間</p>	<p>地共済法第八十 条第一項（地共 済法附則第二十 条の二第三項、 附則第二十條の 三第二項及び第 五項、附則第二 十五條の二第三 項、附則第二十 五条の三第三項</p>
<p>昭和三十七年十二 月以後の相手国期 間（退職共済年金 の加給については 、退職共済年金の 受給権者がその権 利を取得した日の 翌日の属する月（ 当該退職共済年金 が地共済法第七十</p>	

加算 の経過 的寡婦 加算	及び第六項、附 則第二十五条の 六第七項並びに 附則第二十六条 第六項において 準用する場合を 含む。若しくは は第九十九条の 三又は地共済施 行法第八条第一 項若しくは第二 項、第九条第一 項若しくは第十 条第一項から第 三項まで	九条第三項、附則 第十八条の二第六 項又は附則第二十 四条の二第六項若 しくは第七項の規 定によりその額の 改定が行われたも のである場合にあ つては、これらの 規定による改定の 算定の基礎とされ る組合員期間の最 後の月の翌月)以 後の相手国期間を 除く。)	
三 脱退 一時金 第一項	地共済法附則第 二十八条の十三	組合員期間	昭和三十七年十二 月以後のドイツ保 険料納付期間
2 オーストラリア協定に係る相手国期間について法第五十九条第一 項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規 定は、次の表の第一欄に掲げる長期給付等の区分に応じ、それぞれ 同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合 における同項に規定する組合員期間その他の政令で定める期間は、 それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同項に規定する政令で定 める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間(それぞれ 同表の第二欄に掲げる規定に規定する長期給付等の受給資格要件又			

は加算の資格要件である期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとする。)とする。

一 退職 金 共済年	地共済法第七十八 条第一項若しくは第二項第三号、附則第十九条第三号若しくは附則第二十六条第二項又は昭和六十年改正法附則第十三条第一項若しくは第三項	地共済法第七十八 条第一項第一号に規定する組合員期間等	昭和十七年六月以後の相手国期間
	地共済法第七十八 条第二項第二号、附則第十九条第二号、附則第二十五条第二項、附則第二十六 条第二項、附則第二十八 条の九若しくは附則第二十八 条の十、地共済施行法第八 条第一項若しくは第二項、	組合員期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間(地共済法附則第二十八 条の九又は附則第二十八 条の十の規定により支給するものにあつては、四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。)

<p>第九條第一項、 第十條第一項か ら第三項まで若 しくは第十一條 第二項又は昭和 六十年改正法附 則第十三條第一 項</p>	<p>地共済施行法第 十一條第一項</p>	<p>地共済施行法第 十一條第一項に 規定する組合員 期間等</p>	<p>昭和十七年六月 以後の相手国期間</p>
<p>昭和六十年改正 法附則第十三條 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等 改正法附則第十 二條第一項第二 号</p>	<p>昭和六十年改正 法附則第十三條 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等 ある期間 私立学校教職員 共済法第十七條 第一項に規定す る加入者期間</p>	<p>昭和十七年六月 以後の相手国期間 昭和三十四年一月 以後の相手国期間 昭和二十九年一月 以後の相手国期間</p>	<p>昭和六十年改正 法附則第十三條 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等</p>
<p>厚生年金保険の 被保険者期間</p>	<p>昭和十七年六月 以後の相手国期間</p>		

改正法附則第十 二条第一項第三 号	昭和六十年改正 法附則第十三条 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等 改正法附則第十 二条第一項第四 号	四十歳（女子に ついては、三十 五歳）に達した 月以後の厚生年 金保険の被保険 者期間	昭和十七年六月以 後の相手国期間（ 四十歳（女子につ いては、三十五歳 ）に達した月以後 の期間に限る。）
昭和六十年改正 法附則第十三条 第一項第五号 （国家公務員 共済組合法附則 第十三条の五に 規定する者に係 る部分に限る。）	昭和六十年改正 法附則第十三条 第三項において 適用する昭和六 十年国民年金等 改正法附則第十 二条第一項第八 号（国家公務員 共済組合法附則 第十三条の五に 規定する者に係 る部分に限る。）	四十歳に達した 日の属する月以 後の国家公務員 共済組合の組合 員である期間	昭和三十四年一月 以後の相手国期間 （四十歳に達した 日の属する月以後 の期間に限る。）
昭和六十年改正 法附則第十三条	国家公務員共済 組合の組合員で	昭和三十四年一月 以後の相手国期間	

	<p>五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）又は地共済施行法第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第十条第一項から第三項まで</p>	<p>則第十八条の二第六項又は附則第二十四条の二第六項若しくは第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、これらの規定による改定の算定の基礎とされる組合員期間の最後の月の翌月）以後の相手国期間を除く。）</p>
--	---	--

（退職共済年金の加給の要件に関する規定を適用する場合における技術的読替え）

第五条 法第五十九条第一項の規定の適用を受けようとする者について、地共済法附則第二十三条第一項又は第二十五条の七第一項若しくは第二項の規定を適用する場合には、これらの規定中「組合員期間が二十年」とあるのは、「組合員期間の月数と相手国期間（第八十条第一項の規定を適用する場合に社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百四号）第五十九条第一項の規定により組合員期間に算入される相手国期間（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）第二条第十三号に規定

（削除）

するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。)をいう。)の月数とを合算した月数が二百四十月」とする。

(相手国期間中に初診日のある傷病の当該初診日において組合員とみなさない社会保障協定)

第五条の二 法第六十条第一項(第四十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間とする。

- 一 オーストラリア協定
- 二 ハンガリー協定

(相手国期間中に初診日のある傷病に相当するもの等)

第六条 法第六十条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、次の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる傷病(法第十二条第一項に規定する傷病をいう。以下同じ。)とする。

<p>一 ドイツ協定</p>	<p>ドイツ保険料納付期間中に初診日(法第十二条第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。)のある傷病</p>
<p>二 合衆国協定</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員でない間に合衆国特例初診日(合衆国納付条件に該当する初診日をいう。)のある傷病</p>

(削除)

(削除)

(削除)

三	フランス協定	フランス特定保険期間中に初診日のある傷病
---	--------	----------------------

(障害共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付)
 第七条 法第六十条第一項ただし書に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 国民年金法による障害基礎年金（同法第三十条の四及び法第十二条第二項の規定により支給するものを除く。）
- 二 厚生年金保険法による障害厚生年金
- 三 共済年金各法による障害共済年金

(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病の当該初診日において組合員とみなさない社会保障協定)

(削除)

第八条 法第六十一条に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間とする。

- 一 ドイツ協定
- 二 合衆国協定
- 三 カナダ協定
- 四 オーストラリア協定
- 五 ハンガリー協定

(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病に相当するもの等)

(削除)

第九条 法第六十一条に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、フランス協定に係る場合とし、フランス協定に係る場合における同条に規定する相手国期間中に初診日のある公務によらない傷

病に相当するものとして政令で定めるものは、フランス特定保険期間中に初診日のある公務によらない傷病とする。

(障害一時金が支給されないこととなる者)

第十条 法第六十一条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者（法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる者を含む。）
- 二 旧地共済法による年金である給付の受給権者
- 三 次に掲げる給付（法第六十一条の規定により支給する障害一時金と同一の傷病による障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者又は受給権を有していたことがある者
 - イ 厚生年金保険法による障害手当金
 - ロ 共済年金各法による障害一時金

(相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給について組合員が死亡したとみなさない社会保障協定)

第十条の二 法第六十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、オーストラリア協定に係る相手国期間とする。

(相手国期間中に死亡した者に相当する者等)

第十一条 法第六十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、次の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に死亡した者に相当する者として政令で定める者は、そ

(削除)

(削除)

(削除)

れぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に死亡した者
二	合衆国協定	地方公務員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に死亡した者

(削除)

(遺族共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付)
第十二条 法第六十二条第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 国民年金法による遺族基礎年金(法第十三条第二項の規定により支給するものを除く。)
- 二 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 三 共済年金各法による遺族共済年金

(削除)

第二節 長期給付等の額の計算等に関する事項

(退職共済年金の加給等の額の計算に関する規定)

(削除)

第十三条 法第六十三条第一項(法第六十九条第六項第三号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める規定は、次の各号に掲げる長期給付等の区分に応じ、当該各号に定める規定とする。

- 一 退職共済年金の加給(次号に掲げるものを除く。) 地共済法第八十条第二項
- 二 退職共済年金の加給(昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定により加算する額に相当する部分に限る。) 同項
- 三 遺族共済年金の中高齢寡婦加算 地共済法第九十九条の三

(削除)

四 遺族共済年金の経過的寡婦加算 昭和六十年改正法附則第二十九
九条第一項

五 脱退一時金 地共済法附則第二十八条の十三第三項

(退職共済年金の加給等に係る期間比率の算定の基礎となる組合員
期間等)

第十四条 法第六十三條第二項(法第六十九條第六項第三号において
準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令
で定める組合員期間及び法第六十三條第二項に規定する政令で定め
る長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間は、次
の表の上欄に掲げる長期給付等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄
に掲げる期間及び同表の下欄に掲げる期間とする。

一 退職共済年金 の加給	退職共済年金の額の算定の 基礎となる組合員期間(地 共済施行法第八条第一項の 規定により支給するものに あつては同項に規定する施 行日前の条例在職年の月数 と同項に規定する施行日以 後の組合員期間の月数とを 合算した月数とし、同条第 二項(地共済施行法第二十 六条第一項において準用す る場合を含む。以下この表 において同じ。)の規定に より支給するものにあつて	二百四十月(地共 済施行法第八条第 一項若しくは第二 項又は第九条第一 項の規定により支 給するものにあつ ては、地共済施行 法第八条第一項(地 共済施行法第九 条第一項において 適用する場合を含 む。)又は第二項 の表の上欄に掲げ る年数及び同表の

<p>二 遺族共済年金 の中高齢寡婦加 算又は遺族共済 年金の経過的寡</p>	
<p>規定により支給するものに</p>	<p>は地共済施行法第八条第二 項に規定する施行日前の条 例在職年の月数と同項に規 定する施行日以後の組合員 期間の月数とを合算した月 数とし、地共済施行法第九 条第一項の規定により支給 するものにあつては同項に 規定する旧長期組合員期間 の月数と同項に規定する施 行日以後の組合員期間の月 数とを合算した月数とし、 地共済施行法第十条第一項 (地共済施行法第三十六条 第一項において準用する場 合を含む。以下この表にお いて同じ。)の規定により 支給するものにあつては地 共済施行法第十条第一項各 号に掲げる期間を合算した 月数と組合員期間の月数と を合算した月数とする。))</p>
<p>項又は第九条第一</p>	<p>中欄に掲げる者の 区分に応じ、それ ぞれ同表の下欄に 掲げる年数に十二 を乗じて得た月数)</p>

婦加算

三 脱退一時金	
組合員期間	<p>あつては同項に規定する施行日前の条例在職年の月数と同項に規定する施行日以後の組合員期間の月数とを合算した月数とし、同条第二項の規定により支給するものにあつては同項に規定する施行日以前の条例在職年の月数と同項に規定する施行日以後の組合員期間の月数とを合算した月数とし、地共済施行法第十条第一項の規定により支給するものにあつては同項各号に掲げる期間を合算した月数と組合員期間の月数とを合算した月数とする。）</p>
六月	<p>項の規定により支給するものにあつては、地共済施行法第八条第一項（地共済施行法第九条第一項において適用する場合を含む。）又は第二項の表の上欄に掲げる年数及び同表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数</p>

(削除)

(障害共済年金等の額に乘じることとされる按分率の算定の基礎となる被用者年金被保険者等であった期間)

第十五条 法第六十四条第一項及び第二項第一号イ(これらの規定を法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、法第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となった障害に係る障害認定日(法第十二条第一項に規定する障害認定日をいい、二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、それぞれの障害に係る障害認定日のうちいずれか遅い日をいう。以下同じ。)の属する月までの厚生年金等特例政令第三十条各号に掲げる期間とする。

2 法第六十四条第七項において準用する同条第一項及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、法第六十一条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日(地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日をいう。以下同じ。)の属する月までの厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とする。

(障害共済年金等について理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)

第十六条 法第六十四条第二項第一号(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げるものとする。

- 一 合衆国協定
- 二 カナダ協定
- 三 ブラジル協定

(削除)

(削除)

(障害共済年金等について理論的に可能な期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

第十七条 法第六十四条第二項第一号ハ（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日の属する月までの期間とする。

(障害共済年金等について合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)

(削除)

第十八条 法第六十四条第二項第二号（法第六十四条第七項、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げるものとする。

- 一 ベルギー協定
- 二 フランス協定
- 三 オランダ協定
- 四 チェコ協定
- 五 スペイン協定
- 六 アイルランド協定
- 七 スイス協定
- 八 ハンガリー協定

(障害共済年金等について合算した期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

(削除)

第十九条 法第六十四条第二項第二号(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)から法第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日の属する月までの期間とする。

(削除)

(障害共済年金等について合算した期間に基づく按分率を修正した按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)
第二十条 法第六十四条第二項第三号(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

(削除)

(障害共済年金等について合算した期間に基づく按分率を修正した按分率を算定する基礎となる相手国期間)
第二十一条 法第六十四条第二項第三号ロ(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、ドイツ協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

(障害共済年金の配偶者加給について合算した期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

(削除)

第二十二條 法第六十四條第五項第二号（法第六十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第十八條各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係る相手国期間にあつては第十九條に定める期間とし、ドイツ協定に係る相手国期間にあつては前條に定める期間とする。

（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定）

(削除)

第二十二條の二 法第六十四條第七項及び第六十八條第二項において準用する法第六十四條第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。

（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間）

(削除)

第二十二條の三 法第六十四條第七項において準用する同條第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十一條の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの期間とする。

（障害一時金について合算した期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間）

(削除)

第二十三條 法第六十四條第七項において準用する同條第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第十八條各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする

。) から法第六十一条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの期間とする。

(遺族共済年金の額に乘じることとされる按分率の算定の基礎となる被用者年金被保険者等であった期間)

第二十四条 法第六十五条第一項及び第二項第一号イ(これらの規定を法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とする。

(遺族共済年金について理論的に可能な期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

第二十五条 法第六十五条第二項第一号ハ(法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第十六条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十五条第一項(法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。次条及び第二十八条において同じ。)の遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間とする。

(遺族共済年金について合算した期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

第二十六条 法第六十五条第二項第二号(法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定

(削除)

(削除)

(削除)

、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から法第六十五条第一項の遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間とする。

（遺族共済年金について合算した期間に基づく按分率を修正した按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定）

第二十七条 法第六十五条第二項第三号（法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

（遺族共済年金について合算した期間に基づく按分率を修正した按分率を算定する基礎となる相手国期間）

第二十八条 法第六十五条第二項第三号ロ（法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、ドイツ協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十五条第一項の遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までのドイツ保険料納付期間とする。

（遺族共済年金に加算する金額について合算した期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間）

第二十九条 法第六十五条第四項第二号（法第六十九条第六項第二号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間にあつては第二十六条に定める期間とし、ドイツ協定に係る相手国期間に

（削除）

（削除）

（削除）

あつては前条に定める期間とする。

(遺族共済年金の額の計算に関する厚生年金等特例政令の規定の準用)

第三十条 厚生年金等特例政令第三十九条の規定は法第六十五条第五項において準用する法第十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間について、厚生年金等特例政令第四十条の規定は法第六十五条第五項において準用する法第十七条第二号に規定する政令で定める相手国期間について、厚生年金等特例政令第四十一条の規定は法第六十五条第五項において準用する法第十七条第四項に規定する政令で定める加算する額について準用する。

(退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十一条 法第六十六条に規定する政令で定める年金である給付は、厚生年金等特例政令第三十六条第二項各号に掲げる年金である給付、旧厚生年金保険法による老齢年金及び昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢年金とする。

2 法の規定により支給する退職共済年金の加給（退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分に限るものとし、その支給が停止されているものを除く。以下この条において「退職共済年金の配偶者加給」という。）又は障害共済年金の配偶者加給（法第六十四条第四項に規定する地共済法の障害共済年金の配偶者加給をいい、その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者の配偶者が同時に厚生年金等特例政令第三十六条第二項第一号に掲げる年金である給付の受給権者であつ

(削除)

(削除)

て老齢給付の配偶者加給（厚生年金等特例政令第三十二号に規定する老齢給付の配偶者加給をいう。以下この条において同じ。）を受けるとき（当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他総務省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の支給を停止する。

3 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて第一項に規定するもの（厚生年金等特例政令第三十六条第二項第一号に掲げる年金である給付を除く。）を受けるとき（当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給については、地共済法第八十一条第七項（地共済法第九十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給（厚生年金等特例政令第二十三条第三号に規定する障害給付の配偶者加給をいう。以下この項において同じ。）を受けるとき（当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他総務省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

4 法の規定により支給する退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の受給権者が同時に法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等（法第十一条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等をいう。）を受けるとき（当該退職共済

(削除)

年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他総務省令で定める場合に限る。)は、その間、当該退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の支給を停止する。

第四章 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する事項

(発効日前の障害に係る障害共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付)

第三十二条 法第六十七条第三項に規定する政令で定める年金である給付は、厚生年金等特例政令第八十一条各号に掲げる年金である給付(障害共済年金を除く。)とする。

(発効日前の退職に係る障害一時金が支給されないこととなる者)

第三十三条 第十条の規定は、法第六十八条第一項ただし書に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、第十条第三号中「第六十一条」とあるのは、「第六十八条第一項」と読み替えるものとする。

(発効日前の退職に係る障害一時金の額に乗じることとされる按分率の算定の基礎となる被用者年金被保険者等であった期間等)

第三十四条 法第六十八条第二項において準用する法第六十四条第一項及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、法第六十八条第一項の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの厚生年金等特例政令第三十

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

三条各号に掲げる期間とする。

2 法第六十八条第二項において準用する法第六十四条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から前項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

3 法第六十八条第二項において準用する法第六十四条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

（発効日前の死亡に係る遺族共済年金の受給権の消滅事由）

第三十五条 法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

一 配偶者 地共済法第九十九条の七第一項各号（地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて相手国期間を有するものが死亡した日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第四条の規定による改正前の同項各号）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 父母又は祖父母 地共済法第九十九条の七第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 子又は孫 地共済法第九十九条の七第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(削除)

(発効日前の死亡に係る遺族共済年金の受給資格要件)

第三十六条 法第六十九条第一項第三号に規定する政令で定める遺族共済年金の受給資格要件は、組合員期間等（地共済法第七十八条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。）が二十五年以上であることとする。

2 法第五十九条第一項、昭和六十年改正法附則第十三条第一項及び第三項並びに地共済施行法第八条第一項及び第二項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第九条第一項、第十条第一項から第三項まで（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十一条の規定並びに第四条の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、昭和六十年改正法附則第十三条第一項及び第三項中「の規定の適用に」とあるのは「並びに社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第三十六条第一項の規定の適用に」と、地共済施行法第八条第一項及び第二項、第九条第一項、第十条第一項から第三項まで並びに第十一条中「新法附則第十九条の規定」とあるのは「新法附則第十九条並びに社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第三十六条第一項の規定」と読み替えるものとする。

(発効日前の死亡に係る遺族共済年金の額の計算に関する厚生年金等特例政令の規定の準用)

第三十七条 厚生年金等特例政令第三十九条の規定は法第六十九条第六項第四号及び第五号において準用する法第十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間について、厚生年金等特例政令

(削除)

(削除)

第四十条の規定は法第六十九条第六項第四号及び第五号において準用する法第十七条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間について、厚生年金等特例政令第四十一条の規定は法第六十九条第六項第四号において準用する法第十七条第四項に規定する政令で定める加算する額について準用する。

(発効日前の死亡に係る遺族共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付)

第三十八条 法第六十九条第七項に規定する政令で定める年金である給付は、厚生年金等特例政令第四十七条第二号、第四号から第八号まで及び第十号から第十三号まで並びに第八十八条各号に掲げる年金である給付（地共済法第九十九条第一項第一号の規定により支給する遺族共済年金を除く。）とする。

第五章 不服申立てに関する事項

(審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができないこととされる社会保障協定)

第三十九条 法第七十三条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げるものとする。

- 一 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定
- 二 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定

(審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができないこととされる社会保障協定)

第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九十四条各号に掲げるものとする。

(一・二 削除)

(審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができることとされる相手国法令)

第四条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十五条各号に掲げるものとする。

(一)十三 削除)

(審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができることとされる相手国法令)

第四十条 法第七十三条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次に掲げるものとする。

- 一| ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令
- 二| 合衆国協定第一条1(d)に規定するアメリカ合衆国の法令
- 三| ベルギー協定第一条1(c)に規定するベルギー王国の法令
- 四| フランス協定第一条1(e)に規定するフランス共和国の法令
- 五| カナダ協定第二条1(c)に規定するカナダの法令
- 六| オーストラリア協定第一条1(c)に規定するオーストラリアの法令
- 七| オランダ協定第一条1(d)に規定するオランダ王国の法令
- 八| チェコ協定第一条1(b)に規定するチェコ共和国の法令
- 九| スペイン協定第一条1(b)に規定するスペインの法令
- 十| アイルランド協定第一条1(c)に規定するアイルランドの法令
- 十一| ブラジル協定第一条1(d)に規定するブラジル連邦共和国の法令
- 十二| スイス協定第一条1(c)に規定するスイス連邦の法令
- 十三| ハンガリー協定第一条1(c)に規定するハンガリーの法令

第六章 経過的特例に関する事項

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等において相手国期間から除かれる社会保障協定の期間)

(削除)

(削除)

第四十条の二 法附則第二十二條に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、第五條の二に規定する第五條の二各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間とする。

(昭和六十一年四月一日前の組合員であつた間に発した傷病により障害の状態にある者の障害共済年金の支給要件の特例)

(削除)

第四十一条 相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。以下この条において同じ。)を有する者であつて、昭和六十一年四月一日前の地方公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病により障害の状態にあるものに係る当該傷病の発する日前の旧地共済法第八十六條第一項第二号に規定する組合員期間が一年未満であるときは、その者に係る昭和十五年六月(厚生年金等特例政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)以後の相手国期間(旧通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)第四條第一項各号に掲げる期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)(を旧通算年金通則法第四條第一項第二号に掲げる期間に算入して、昭和六十一年経過措置政令第二十一条、第二十二條第三項又は第二十三條の規定により読み替えられた地共済法第八十四條第一項、第八十五條第一項又は第八十六條第一項の規定を適用する。この場合において、昭和六十一年経過措置政令第二十一条の規定により読み替えられた地共済法第八十四條第一項中「負傷した者に」とあるのは「負傷した者(昭和五十一年十月一日前にその病氣又は負傷に係る傷病について療養の給付又は療養費の支給を受けた者にあつては、組合員となつて一年以上経過した後に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した場合に限る。)」と、「至つた日。以下「

(削除)

障害認定日」という。）」とあるのは「至つた日（以下「障害認定日」という。）とし、当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第二十二条第三項の規定により読み替えられた次条第一項に規定する退職の時とする。）」とする。

（昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に発した傷病により障害の状態にある者の障害共済年金の支給要件等の特例）

第四十二条 昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に発した傷病により障害の状態にある者について、法第六十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）」とあるのは「昭和三十七年十二月以後の相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に発した傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるもの）」と、「障害認定日」とあるのは「障害認定日（当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第二十二条第三項の規定により読み替えられた地共済法第八十五条第一項に規定する退職の時）」と、「地共済法」とあるのは「同令第二十一条、第二十二條第三項又は第二十三条の規定により読み替えられた地共済法」と、「当該初診日において地方公務員

共済組合の組合員であつたもの」とあるのは「地方公務員共済組合の組合員であつた間に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する法第六十条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、次の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に発した傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる傷病とする。

一 ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に発した傷病
二 合衆国協定	地方公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）
三 フランス協定	フランス特定保険期間中に発した傷病

3 前条の規定は、第一項の規定により読み替えられた法第六十条第一項に規定する者であつて、当該傷病の発した日以前の旧地共済法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間が一年未満であるものについて準用する。

第四十三条 昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に発した傷病により障害の状態にある者（当該傷病に係る初診日が同年四月一日以後の相手国期間中にある者を除く。）について、法第六十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「相手国期間中に初診日のある傷病」とあるのは「昭和三十七年十二月以後の相手国期間

(削除)

中に発した傷病（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）第四十二条第二項の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる傷病）」と、「当該初診日」とあるのは「当該傷病の発した日」と、「除く。」が、当該障害認定日」とあるのは「除き、当該傷病の発する日前の昭和六十年地共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間が一年以上の者（昭和五十一年十月一日前に当該傷病について地共済法による療養の給付又は療養費の支給を受けた者にあつては、地方公務員共済組合の組合員となつて一年以上経過した後当該傷病が発した者に限る。）に限る。）が、当該障害認定日（当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第二十二條第三項の規定により読み替えられた地共済法第八十五条第一項に規定する退職の時）」とする。

2 第四十一条の規定は、前項の規定により読み替えられた法第六十七條第一項に規定する者であつて、当該傷病の発した日前の旧地共済法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間が一年未満であるものについて準用する。

（昭和六十一年四月一日前の組合員であつた間に発した傷病により障害の状態にある者等に係る障害共済年金の額の特例）

第四十四条 法第六十四条（第七項を除く。）の規定は、前三条の規定により支給する障害共済年金の額の計算について準用する。この場合において、法第六十四条第二項第一号口中「障害認定日（二以

上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、地共済法第八十七條第五項の規定の例による障害認定日」とあるのは、「障害認定日又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第二十二條第三項の規定により読み替えられた地共済法第八十五條第一項に規定する退職の時」と読み替えるものとする。

2 前三條の規定により支給する障害共済年金に係る前項及び法第六十七條第二項において準用する法第六十四條第一項及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は当該障害共済年金の受給権者に係る障害認定日又は退職の時（昭和六十一年経過措置政令第二十二條第三項の規定により読み替えられた地共済法第八十五條第一項に規定する退職の時をいう。以下この条において同じ。）の属する月までの厚生年金等特例政令第三十三條各号に掲げる期間とし、当該障害共済年金に係る前項及び法第六十七條第二項において準用する次の各号に掲げる規定に規定する政令で定める相手国期間は当該各号に定める相手国期間とする。

一 法第六十四條第二項第一号ハ、第十六條各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から当該障害認定日又は退職の時の属する月までの期間

二 法第六十四條第二項第二号、第十八條各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から当該障害認定日又は退職の時の属する月までの期間

三 法第六十四條第二項第三号ロ、ドイツ協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から当該障害認定日又は退職の時の属する

(削除)

月までのドイツ保険料納付期間

四 法第六十四条第五項第二号 次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

イ 第十八条第十八条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定 第二号に定める相手国期間

ロ ドイツ協定 前号に定める相手国期間

3 第一項の障害共済年金の額について地共済法第八十七条第五項の規定を適用する場合には、当該障害共済年金の受給権者に係る退職の時を同項に規定する障害認定日とみなす。

(旧地共済法による障害年金の額の改定の特例)

第四十五条 旧地共済法による障害年金(その権利を取得した当時から引き続き旧地共済法別表第三の上欄の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者であつて、地共済法第八十九条第二項に規定するその他障害に係る傷病の初診日が相手国期間(次の表の上欄に掲げる社会保障協定にあつては、同表の下欄に掲げる期間)中にあるものは、昭和六十一年経過措置政令第四十五条の二の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間
二	合衆国協定	地方公務員共済組合の組合員でない間(当該初診日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)
三	フランス協定	フランス特定保険期間

(昭和六十一年四月一日前に死亡した場合に相手国期間から除かれ

(削除)

る社会保障協定の期間)

第四十五条の二 法附則第二十三条に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、第十条の二に規定する相手国期間とする。

(昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る遺族共済年金の支給要件等に関する規定の適用)

第四十六条 相手国期間及び組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合であつて法第六十九条第一項第一号に該当するときにおける同項の規定の適用については、同項中「有するもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>一 死亡した日が昭和三十七年十二月一日から昭和四十八年九月三十日までの間に ある者</p>	<p>有するもの(その者の地共済組合員期間の月数と昭和三十七年十二月以後の相手国期間(当該地共済組合員期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除き、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令(平成二十年政令第三十八号)第二条第十三号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。)の月数とを合算した月数が百二十日以上であるときに限る。)</p>
<p>二 死亡した日が昭和四十八年十月一日から昭和五十一年九月</p>	<p>有するもの(その者の地共済組合員期間の月数と昭和三十七年十二月以後の相手国期間(当該地共済組合員期間の算定の</p>

(削除)

三十日までの間にあ
る者

三 死亡した日が昭和
五十一年十月一日か
ら昭和六十一年三月
三十一日までの間に
ある者

基礎となつてゐる月に係るものを除き、
社会保障協定の実施に伴う地方公務員等
共済組合法等の特例に関する政令（平成
二十年政令第三十八号）第二条第十三号
に規定するドイツ協定に係る場合にあつ
ては、同号に規定するドイツ保険料納付
期間とする。）の月数とを合算した月数
が十二月以上であるときに限る。）

有するもの（その者の昭和六十年地共済
改正法第一条の規定による改正前の地方
公務員等共済組合法第八十六条第一項第
二号に規定する組合員期間の月数と昭和
十五年六月（社会保障協定の実施に伴う
厚生年金保険法等の特例等に関する政令
（平成十九年政令第三百四十七号）第二
十一条第一項各号に掲げる社会保障協定
に係る場合にあっては、昭和十七年六月
）以後の相手国期間（当該地共済組合員
期間の算定の基礎となつてゐる月に係る
ものを除き、社会保障協定の実施に伴う
地方公務員等共済組合法等の特例に関す
る政令（平成二十年政令第三十八号）第
二条第十三号に規定するドイツ協定に係
る場合にあっては、同号に規定するドイ
ツ保険料納付期間とする。）の月数とを
合算した月数が十二月以上であるときに

限る。）

2 法第六十九条第一項第二号の規定は、相手国期間及び組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合には、適用しない。

（旧脱退一時金等の受給資格要件である期間に算入する相手国期間）

第四十七条 法附則第二十四条第一項に規定する政令で定める相手国期間は、昭和三十七年十二月以後のドイツ保険料納付期間（組合員期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）とする。

（旧脱退一時金等が支給されないこととなる場合の年金である給付）

第四十八条 法附則第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める年金である給付は、同項に規定する脱退一時金については退職共済年金（法第五十九条第一項の規定により支給するものに限る。）又は障害共済年金とし、法附則第二十四条第一項に規定する特例死亡一時金についてはその死亡した者に係る遺族共済年金とする。

（旧脱退一時金等の額）

第四十九条 法附則第二十四条第一項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額は、当該脱退一時金の受給権者又は当該特例死亡一時金の給付事由となった死亡に係る者の組合員期間（旧地共済法第八十三条第一項に規定する組合員期間をいう。次項において同じ。）が一年であるものとみなして旧地共済法の規定を適用するとしたならば算定されることとなる額に期間比率を乗じて得た

（削除）

（削除）

（削除）

額とする。

2 前項の期間比率は、同項に規定する者の組合員期間の月数を十二で除して得た率とする。

◎ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百四十五号）（抄）
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第二條及び第三條 削除</p>	<p>第二條 削除</p> <p>（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）</p> <p>第三條 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二條中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の次に次の二号を加える。</p> <p>二十五 ハンガリー協定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。</p> <p>二十六 インド協定 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。</p> <p>第五條の二中「オーストラリア協定」を「次に掲げる社会保障協定」に改め、同條に次の各号を加える。</p> <p>一 オーストラリア協定</p> <p>二 ハンガリー協定</p> <p>第八條に次の一号を加える。</p> <p>五 ハンガリー協定</p> <p>第十六條に次の一号を加える。</p>

四 インド協定

第十七条中「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第
三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るもの
を除く。)」を加える。

第十八条に次の一号を加える。

八 ハンガリー協定

第十九条中「前条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第二十二条中「第十八条各号」の下に「(第八号を除く。)」を
加える。

第二十二条の二中「ブラジル協定」を「次に掲げるもの」に改め
、同条に次の各号を加える。

一 ブラジル協定

二 インド協定

第二十二条の三中「ブラジル協定」を「前条各号に掲げる社会保
障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政
令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係る
ものを除く。)」を加える。

第二十三条中「第十八条各号」の下に「(第八号を除く。)」を
加える。

第二十五条中「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令
第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るも
のを除く。)」を加える。

第二十六条中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガ
リー協定」に改める。

第三十四条第二項中「ブラジル協定」を「第二十二条の二各号に

掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となつて
いる月に係るものを除く。)」を加え、同条第三項中「第十八条各
号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第四十条に次の二号を加える。

十三 ハンガリー協定第一条1(c)に規定するハンガリーの法令

十四 インド協定第一条1(c)に規定するインド共和国の法令

第四十条の二中「第五条の二に規定する」を「第五条の二各号に
掲げる社会保障協定に係る」に改める。

第四十四条第二項第一号中「相手国期間」の下に「(厚生年金等
特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となつている月
に係るものを除く。)」を加え、同項第二号中「第十八条各号」の
下に「(第八号を除く。)」を加え、同項第四号イ中「第十八条」
を「第十八条各号(第八号を除く。)」に改める。

◎ 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第二条第二項第八号の固定資産）</p> <p>第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国が地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）<u>第百四十二条第四項の規定によつて無償で同法第三条第一項第三号に規定する警察共済組合の利用に供している固定資産</u></p> <p>四〇十二 （略）</p>	<p>（法第二条第二項第八号の固定資産）</p> <p>第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国が地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）<u>第百四十二条第五項の規定によつて無償で同法第三条第一項の警察共済組合の利用に供している固定資産</u></p> <p>四〇十二 （略）</p>

◎ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百二十五号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前						
<p>附 則</p> <p>（他の法律による給付との調整）</p> <p>第三条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に同じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に同じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 168 459 1025"> <tr> <td data-bbox="159 168 459 369"> <p>一 傷病補償 年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るもの）</p> </td> <td data-bbox="159 369 459 873"> <p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表及び次項の表に</p> </td> <td data-bbox="159 873 459 1025"> <p>〇・七三</p> </td> </tr> </table>	<p>一 傷病補償 年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るもの）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表及び次項の表に</p>	<p>〇・七三</p>	<p>附 則</p> <p>（他の法律による給付との調整）</p> <p>第三条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に同じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に同じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 1120 459 1982"> <tr> <td data-bbox="159 1120 459 1321"> <p>傷病補償年金</p> </td> <td data-bbox="159 1321 459 1825"> <p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下</p> </td> <td data-bbox="159 1825 459 1982"> <p>〇・七三</p> </td> </tr> </table>	<p>傷病補償年金</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下</p>	<p>〇・七三</p>
<p>一 傷病補償 年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るもの）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表及び次項の表に</p>	<p>〇・七三</p>					
<p>傷病補償年金</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下</p>	<p>〇・七三</p>					

<p>三 障害補償年金（第十）</p>	<p>二 傷病補償年金（第十） 一条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>を除く。）</p>
<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第五項の表において「障害基礎年金」という。）</p>
<p>〇・七三</p>	<p>〇・八一 つては、 年金にあ 傷病補償 害に係る 当する障 等級に該 級の傷病 又は第二 級（第一級）</p>	<p>〇・八二</p>
<p>障害補償年金</p>	<p></p>	<p></p>
<p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による</p>	<p></p>	<p>同じ。）</p>
<p>〇・七三</p>	<p></p>	<p></p>

<p>一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>四 障害補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>○・八二 （第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八一）</p>
<p>五 遺族補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改</p>	<p>○・八〇</p>	<p>遺族補償年金</p>
<p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。）</p>	<p>○・八〇</p>	<p>障害基礎年金</p>	

<p>六 遺族補償 年金（第十 一条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。）</p>	
	<p>正する法律（昭和六十年法律第三十 四号。以下「国民年金等改正法」と いう。）附則第二十八条第一項の規 定による遺族基礎年金を除く。以下 この表及び次項の表において「遺族 基礎年金」という。）</p>
	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>
	<p>〇・八七</p>

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に

は、これを百円に切り上げるものとする。

二 傷病補償	<p>一 傷病補償 年金（第十 一条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの を除く。）</p>	<p>一 障害厚生年金等</p> <p>二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二條第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第五項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>〇・八六</p> <p>〇・八八</p>
一 障害厚生年金等			〇・九一

切り上げるものとする。

	<p>傷病補償年金</p> <p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</p> <p>国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二條第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>〇・八六</p> <p>〇・八八</p>
--	--	-------------------------

<p>三 障害補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害</p>		<p>年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>
<p>二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成十四年一元化法改正前国共済法等</p>	<p>二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	
<p>○・八八</p>	<p>○・九二 （第一級の傷病等に該当する障害に係る傷病補償金にあつては、○・九一）</p>	<p>（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九〇）</p>
<p>障害補償年金</p>		
<p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金 国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法等の</p>		
<p>○・八八</p>	<p>○・八三</p>	

五 遺族補償 年金（第十	<p>に係るものを除く。）</p> <p>四 障害補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	一 遺族厚生年金等	<p>に係るもの による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p> <p>一 障害厚生年金等</p> <p>二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	○・八四 ・九一） ては、○	○・八九 （第一級 又は第二 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ つては、 ○・八八 ）
--------------------	--	--------------	--	----------------------	---

遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	○・八四	<p>規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>
--------	---------------------	------	---------------------------------

<p>一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>二 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>〇・八八</p>
<p>六 遺族補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>一 遺族厚生年金等 二 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>〇・八九 〇・九二</p>

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にか

<p>国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</p>	<p>〇・八八</p>
--	-------------

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、

わらず、この政令の規定(第十二条の二を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に同じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

<p>一 傷病補償 年金(第十二条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>一 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第六項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)</p>	○・七五
	<p>二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第六項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</p>	○・七五
三	国民年金等改正法附則第三十二条	○・八九

この政令の規定(第十二条の二を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に同じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率(当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

<p>傷病補償年金</p>	<p>国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法」の規定による障害年金」という。)</p>	○・七五
	<p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法」の規定による障害年金」という。)</p>	○・七五
	国民年金等改正法附則第三十二条第	○・八九

	二 傷病補償 年金（第十 一条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。）		
条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	一 旧船員保険法による障害年金	二 旧厚生年金保険法による障害年金	三 旧国民年金法による障害年金
○・八三 （第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八二）	○・八三 （第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八二）	○・八三 （第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八二）	○・九三 （第一級）
一 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）			

<p>四 障害補償年金(第十条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>		<p>三 障害補償年金(第十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	
<p>一 旧船員保険法による障害年金</p>	<p>三 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>一 旧船員保険法による障害年金 二 旧厚生年金保険法による障害年金</p>	
<p>○・八三 (第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・</p>	<p>○・八九</p>	<p>○・七四</p>	<p>又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九二</p>
		<p>障害補償年金</p>	
	<p>旧国民年金法の規定による障害年金</p>	<p>旧厚生年金保険法の規定による障害年金 旧船員保険法の規定による障害年金</p>	
	<p>○・八九</p>	<p>○・七四</p>	

二 旧 厚 生 年 金 保 險 法 に よ る 障 害 年 金	〇・八三 (第一級 の障害等 級に該当 する障害 に係る障 害補償年 金にあつ ては〇・ 八一、第 二級の障 害等級に 該当する 障害に係 る障害補 償年金に あつては 〇・八二)

六 遺族補償	<p>五 遺族補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>		
一 国民年金等改正法附則第八十七	<p>三 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>一 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>
〇・八七	〇・九〇	〇・八〇	<p>〇・八〇</p> <p>あつては〇・八二</p> <p>〇・九三</p> <p>（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九二</p>

<p>国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金</p> <p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金</p>	<p>遺族補償年金</p> <p>国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金</p>	
〇・九〇	〇・八〇	〇・八〇	

年金(第十条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 三 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・八七 ○・九三
-------------------------------	---	--------------

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給するものとする。

- 一 国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金
- 二 国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額)を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下

--	--	--

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給するものとする。

- 一 国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金
- 二 国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による休業補償の額に、第一項又は第二項に規定する場合に応じ、それぞれ第一項又は第二項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額がこの政令の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の二が支給される場合にあつ

回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八六
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・八八

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

7 (略)

旧船員保険法による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	〇・八九

ては、その合計額）を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの政令の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

7 (略)

旧船員保険法の規定による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	〇・七五
旧国民年金法の規定による障害年金	〇・八九

◎ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）（抄）
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>附則 （他の法律による給付との調整） 第三条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十五条の二を除く。）による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に应ずる同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が二である場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に应ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの政令の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が二である場合にあつては、それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額）とし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>	<p>附則 （他の法律による給付との調整） 第三条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十五条の二を除く。）による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に应ずる同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に应ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの政令の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額）とし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>
<p>傷病補償年金 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六</p>	<p>傷病補償年金 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金</p>
<p>〇・八六</p>	<p>〇・八六</p>

<p>十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）</p>	<p>国民年金法による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）</p>	<p>昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金</p>	<p>○・八八</p> <p>○・七五</p>
---	--	--	-------------------------

<p>国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この条において「共済各法」という。）の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）</p>	<p>昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による障害年金</p>	<p>○・八八</p> <p>○・七五</p>
--	---	-------------------------

<p>く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金</p> <table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法による遺族年金</td> <td>〇・八〇</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法による遺族年金</td> <td>〇・八〇</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</td> <td>〇・九〇</td> </tr> </table>	旧船員保険法による遺族年金	〇・八〇	旧厚生年金保険法による遺族年金	〇・八〇	旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇	<p>2 前項の場合において、年金たる補償の事由と同一の事由について障害厚生年金等及び国民年金法による遺族基礎年金又は遺族厚生年金等及び国民年金法による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乘ずる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td>〇・七三</td> </tr> <tr> <td>障害補償年金</td> <td>〇・七三</td> </tr> <tr> <td>遺族補償年金</td> <td>〇・八〇</td> </tr> </table>	傷病補償年金	〇・七三	障害補償年金	〇・七三	遺族補償年金	〇・八〇	<p>3 休業補償の金額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による休業補償の金額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる給付に應ずる同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が二である場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に應ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率）を乗じて得た金額（その金額がこの政令の規定による休業補償の金額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が二である場合にあつては、それらの合計額）を三百六十五で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除</p>
旧船員保険法による遺族年金	〇・八〇													
旧厚生年金保険法による遺族年金	〇・八〇													
旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇													
傷病補償年金	〇・七三													
障害補償年金	〇・七三													
遺族補償年金	〇・八〇													
<table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法の規定による遺族年金</td> <td>〇・八〇</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法の規定による遺族年金</td> <td>〇・八〇</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</td> <td>〇・九〇</td> </tr> </table>	旧船員保険法の規定による遺族年金	〇・八〇	旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	〇・八〇	旧国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇	<p>2 前項の場合において、年金たる補償の事由と同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乘ずる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td>〇・七三</td> </tr> <tr> <td>障害補償年金</td> <td>〇・七三</td> </tr> <tr> <td>遺族補償年金</td> <td>〇・八〇</td> </tr> </table>	傷病補償年金	〇・七三	障害補償年金	〇・七三	遺族補償年金	〇・八〇	<p>3 休業補償の金額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による休業補償の金額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる給付に應ずる同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が支給される場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に應ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率）を乗じて得た金額（その金額がこの政令の規定による休業補償の金額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が支給される場合にあつては、それらの合計額）を三百六十五で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該</p>
旧船員保険法の規定による遺族年金	〇・八〇													
旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	〇・八〇													
旧国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇													
傷病補償年金	〇・七三													
障害補償年金	〇・七三													
遺族補償年金	〇・八〇													

して得た金額)とする。	障害厚生年金等	○・八六
	国民年金法による障害基礎年金	○・八八
	旧船員保険法による障害年金	○・七五
	旧厚生年金保険法による障害年金	○・七五
	旧国民年金法による障害年金	○・八九
<p>4 前項の場合において、休業補償の事由と同一の事由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金が支給される場合の当該休業補償の金額に乘ずる率は、同項の規定にかかわらず、○・七三とする。</p>	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	○・八六
	国民年金法の規定による障害基礎年金	○・八八
	旧船員保険法の規定による障害年金	○・七五
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	○・七五
	旧国民年金法の規定による障害年金	○・八九
<p>4 前項の場合において、休業補償の事由と同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合の当該休業補償の金額に乘ずる率は、同項の規定にかかわらず、○・七三とする。</p>	控除して得た金額)とする。	

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 傷病補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害に係るもの）を除く。</p> <p>一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条及び次条において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に</p> <p style="text-align: right;">○・七三</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第三条 法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる法第三十九条の二に規定する年金たる補償（以下この条において「年金たる補償」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">傷病補償年金</td> <td style="width: 70%;">国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○・八九</p>	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）
傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）		

<p>よる障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この条及び次条において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八八</p>
<p>四 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以</p>	<p>○・八九</p>		

	二 傷病補償 年金（法第 四十六條に 規定する公 務上の災害 又は第十條 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）	下この表及び次条第一項の表において 「旧国民年金法による障害年金」とい う。）	一 障害厚生年金等及び障害基礎年金 二 障害厚生年金等（当該補償の事由と なつた障害について障害基礎年金が支 給される場合を除く。）		○・八二 （第一級 又は第二 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・八一 つては、 ○・九一 （第一級 又は第二 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・九〇
--	--	---	---	--	--

<p>三 障害補償 年金（法第 四十六条に</p>	<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金 二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支</p>	<p>○・七三 ○・八三</p>		<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>○・九三 （第一級 又は第二 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・九二</p>		<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・九二 （第一級 の傷病等 級に該当 する障害 に係る傷 病補償年 金にあつ ては、○ ・九二）</p>

<p>規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。</p>	<p>給される場合を除く。）</p> <p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八八</p>
<p>四 障害補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>四 旧国民年金法による障害年金</p> <p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>○・八二 （第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、</p> <p>○・八一</p>
<p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八九 （第一級又は第二級の障害等級に該</p>	

	<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・八八</p>
<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>		<p>〇・九二（第一級の障害等） 〇・九三（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあ</p>

<p>つては、 〇・九二</p>	<p>五 遺族補償 年金（法第四十六條に規定する公務上の災害又は第十條に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p> <p>一 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十條第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定による遺族共済年金（以下この條において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八條第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この條において「遺族基礎年金」という。）</p> <p>二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金</p>	<p>〇・八〇</p> <p>〇・八四</p> <p>〇・八八</p>
----------------------	--	-------------------------------------

<p>遺族補償年金</p>	<p>国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p> <p>国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p> <p>国民年金等改正法附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p> <p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五號）の規定による遺族厚生年金及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一號）の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八條第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下同じ。）</p> <p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>国民年金法の規定による寡婦年金</p>	<p>〇・八〇</p> <p>〇・八〇</p> <p>〇・八四</p> <p>〇・八八</p>
---------------	--	---

<p>六 遺族補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>一 遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	
<p>二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>
<p>六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>〇・八七</p>	<p>〇・九〇</p>	<p>〇・八〇</p>
<p>〇・九二</p>	<p>〇・八〇</p>	<p>〇・八〇</p>	<p>〇・八〇</p>

四	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八七
五	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八七
六	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九三

2 法附則第八条第一項に規定する政令で定める額は、法第三十九条の二及び附則第八条第一項の規定が適用されないものとした場合の年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される前項の表の中欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合又は遺族厚生年金等及び遺族基礎年金が併給される場合には、その合計額）を控除した残額に相当する額とする。

第三条の二 法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共	〇・八八

--	--	--

2 法附則第八条第一項に規定する政令で定める額は、法第三十九条の二及び附則第八条第一項の規定が適用されないものとした場合の年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される前項の表の中欄に掲げる給付の額（厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が併給される場合には、その合計額）を控除した残額に相当する額とする。

第三条の二 法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、旧国民年金法の障害年金とし、同項に規定する政令で定める率は、〇・八九とする。

<p>済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化 法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場 合を除く。）</p>	
<p>旧国民年金法による障害年金</p>	<p>○・八九</p>
<p>2 法附則第八条第二項に規定する政令で定める額は、同項の規定が適 用されないものとした場合の休業補償の額から同一の事由について支 給される前項の表の上欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害 基礎年金が併給される場合にあつては、その合計額）を三百六十五で 除して得た額を控除した残額に相当する額とする。</p>	
<p>2 法附則第八条第二項に規定する政令で定める額は、同項の規定が適 用されないものとした場合の休業補償の額から同一の事由について支 給される旧国民年金法の障害年金の額を三百六十五で除して得た額を 控除した残額に相当する額とする。</p>	

◎ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（利子に対価とする貸付金等） 第十条（略）</p> <p>2 法別表第一第三号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十五条前段（資金の運用）（同法第三十八条第一項（準用規定）及び第三十八条の九第一項（準用規定）において準用する場合を含む。）に規定する余裕金、同法第三十八条の八第一項（厚生年金保険給付調整積立金）に規定する厚生年金保険給付調整積立金及び同法第三十八条の八の二第一項（退職等年金給付調整積立金）に規定する退職等年金給付調整積立金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項（地方の組合の経過の長期給付組合積立金等の積立て）に規定する地方の組合の経過の長期給付組合積立金及び同条第二項に規定する地方の組合の経過の長期給付調整積立金の運用のために締結される地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条第一項第六号（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用）（同令第二十条（準用規定）及び第二十一条の三（準用規定）において準用する場合を含む。）及び第十</p>	<p>（利子に対価とする貸付金等） 第十条（略）</p> <p>2 法別表第一第三号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十五条（資金の運用）（同法第三十八条（準用規定）及び第三十八条の九（準用規定）において準用する場合を含む。）に規定する余裕金の運用のために締結される地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条第一項第六号（資金の運用）（同令第二十条（準用規定）及び第二十一条の四（準用規定）において準用する場合を含む。）に規定する生命保険に係る契約</p>

六条の二第一項第四号（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）（同令第二十条及び第二十一条の三並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第四百七条（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用）において準用する場合を含む。）に規定する生命保険に係る契約

3
五
(略)

3
五
(略)

◎ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）（抄）
 （第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第四条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「地共済法」という。）第二条第一項及び第一百六条第一項並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第六十八條第二項の規定の適用については、地共済法第二条第一項第五号中「とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中「とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法</p>	<p>（法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例に係る負担金の金額）</p> <p>第四条 （新設）</p>

律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、

一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、地共済法第六十六条第一項中「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

2 法第十五条第一項の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 地方公共団体 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月に地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額に、当該地方公共団体が当該検察官等に支給した報酬（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の例により算定した額と その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した期末手当等（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額

法第十五条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 地方公共団体 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月に地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額に、地方公共団体支給給与月額（その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した給料（地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第二十条第三項第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額と その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した期末手当等（地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の

との合計額を当該検察官等の標準報酬の月額（地共済法第五十四
条の二に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の基礎と
なった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額
との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 (略)

(削除)

額との合計額をいう。以下この号において同じ。)を合計給与月
額（地方公共団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をい
う。）で除して得た数を乗じて得た金額

二 (略)

2 前項第一号において「国支給給与月額」とは、その月に国が当該
検察官等に支給した俸給（法第十三条第二項ただし書の規定により
支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和
二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官
の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定によ
る俸給に相当するものをいう。）の額に地共済令第二十三条第一項
に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に国が当
該検察官等に支給した期末手当（法第十三条第二項ただし書の規定
により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律
第十九条の四第一項に規定する期末手当又は検察官の俸給等に関す
る法律の規定による期末手当に相当するものをいう。）の額との合
計額をいう。

(新設)

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号イの規定により地
方公共団体及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各
号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 地方公共団体 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者（

厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年
金被保険者をいう。以下同じ。）に係る同法第八十二条第五項の
規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に
地方公共団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該地
方公共団体が当該検察官等に支給した報酬（同法第三条第一項第

三号に規定する報酬をいう。)の額を基礎として報酬月額算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第二項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した賞与(同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。)の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該地方公共団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(職員引継一般地方独立行政法人である公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第六条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学(職員引継一般地方独立行政法人(地共済法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。))である公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))が設置するものに限る。)に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に關する地共済法第二条第一項及び第四百一条の二並びに地共済法第六十八条第二項の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、

(職員引継一般地方独立行政法人である公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第六条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学(職員引継一般地方独立行政法人(地共済法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。次項及び第七条第一項において同じ。))である公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))が設置するものに限る。)に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に關する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第四百一条の二中「第六章」と

地共済法第二条第一項第五号中」とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中」とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、地共済法第四百一条の二中「第六章、第三百三十八条及び第四百四十一条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とあるのは「第百十三條第六項中「特定地方独立行政法人の職員」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の職員」と、第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金及び国」と、第百十五條第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「

あるのは「第六章（第百十六條を除く。）」と、「第百三十八條及び第百四十四條の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とあるのは「第百十三條第六項中「の負担金」と、」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、」と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」と、第百十五條第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」と、第百三十八條中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、第百四十四條の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」とする。

職員引継一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」と、第三百三十八条中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」と、地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」とする。

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百一条の二の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 職員引継一般地方独立行政法人 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定によりその月に職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額に、当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち報酬（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）に相当するものの額を基礎として報酬月額の算定に係る地

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百一条の二の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 職員引継一般地方独立行政法人 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定によりその月に職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額に、職員引継一般地方独立行政法人支給給与月額（その月に当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち給料（地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。次条第二項第一号において同じ。）に

共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち期末手当等（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）に相当するものの額との合計額を当該検察官等の標準報酬の月額的基础となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等に相当するものの額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二（略）

3 | 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号の規定により職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 職員引継一般地方独立行政法人 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。次条第三項第一号、第七条第三項第一号及び第十条第四項第一号において同じ。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條の規定の例により算定した額とその月に当該職員引継一般地方独立行政法

相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち期末手当等（地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。次条第二項第一号において同じ。）に相当するものの額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（職員引継一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額（第四条第二項に規定する国支給給与月額をいう。次条第二項第一号、第七条第二項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。）との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

二（略）

（新設）

人が当該検察官等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下同じ。）の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

（職員引継等合併一般地方独立行政法人である公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）

第六条の二 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（職員引継等合併一般地方独立行政法人（地共済法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）である公立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法第二条第一項及び第四百一条の四並びに地共済法第六十八条第二項の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第二条第一項第五号中「とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十

（職員引継等合併一般地方独立行政法人である公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第六条の二 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（職員引継等合併一般地方独立行政法人（地共済法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。次項及び次条第一項において同じ。）である公立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第四百一条の四中「第六章」とあるのは「第六章（第一百六条を除く。）」と、「第三百三十八条及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」とあるのは「第十三条第六項中「の負担金」と、「とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、「と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」と、第一百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び

十三年法律第七十六号)の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中「とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与(報酬に該当しない給与に限る。)のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、地共済法第四百一条の四中「第六章、第三百八条及び第四百十四条の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国」と、第百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」と、第百三十八条中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、第百四十四条の三十一(見出しを含む

国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」と、第百三十八条中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、第百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする。

む。中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」と、地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする。

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百一条の四の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替後の地共済法」という。）第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 職員引継等合併一般地方独立行政法人 当該検察官等に係る読替後の地共済法第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定によりその月に職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額に、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち報酬（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）に相当するものの額を基礎として報酬月額額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち期末手当等（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）に相当するものの額と

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百一条の四の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替後の地共済法」という。）第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 職員引継等合併一般地方独立行政法人 当該検察官等に係る読替後の地共済法第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定によりその月に職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額に、職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額（その月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち給料に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち期末手当等に相当するものの額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

の合計額を当該検察官等の標準報酬の月額的基础となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等に相当するもの額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 (略)

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ハの規定により職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 職員引継等合併一般地方独立行政法人 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した賞与の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額的基础となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立

二 (略)

(新設)

(職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立

行政法人以外の公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第七条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法第四百四十四条の三第二項、第四百四十四条の十二及び第四百四十四条の三十一の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第四百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項の下欄中「団体（第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）とあるのは「団体（第四百四十四条の三第一項に規定する団

行政法人以外の公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第七条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第四百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末手当に相当するもの」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項の下欄中「団体（第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）とあるのは「団体（第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金及び国の負担金」と、同表第一百三十二条第二号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第一百三

中 体をいう。以下この条において同じ。）の負担金及び国」と、同表

第百十三条第二項 第三号及び第四号	地方公共団体	団体
----------------------	--------	----

とあるのは

第百十三条第二項 第三号及び第四号	地方公共団体	団体及び国
第百十五条第二項	相当する手当	相当する手当及び 国家公務員退 職手当法（昭和 二十八年法律第 百八十二号）に 基づく退職手当 又はこれに相当 する手当

と、

地共済法第百四十四条の十二第一項中「団体は、その使用する団体組合員」とあるのは「団体及び国は、団体組合員」と、同条第二項から第五項までの規定中「団体は」とあるのは「団体及び国は」と、地共済法第百四十四条の三十一の見出し中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、同条中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、「組合員」とあ

条第二項第三号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三条第二項第四号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表中

第百十四条第三項	主務省令	総務省令
----------	------	------

とあるのは

第百十四条第三項	主務省令	総務省令
第百十五条第二項	相当する手当	相当する手当及び 国家公務員退 職手当法（昭和 二十八年法律第 百八十二号）に 基づく退職手当 又はこれに相当 する手当

と、

地共済法第百四十四条の十二第一項中「団体は、その使用する団体組合員」とあるのは「団体及び国は、団体組合員」と、同条第二項から第五項までの規定中「団体は」とあるのは「団体及び国は」と、地共済法第百四十四条の三十一の見出し中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、同条中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、「組合員」とあ

るのは「団体組合員」と、「組合に」とあるのは「地方職員共済組合に」と、「組合の」とあるのは「地方職員共済組合の」とする。

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第四十四条の第三第二項の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により団体（地共済法第四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この項において同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 団体 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項（第一号及び第二号を除く。）の規定によりその月に団体及び国が負担すべき金額の合計額に、当該団体が当該検察官等に支給した報酬（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該検察官等の標準報酬の月額額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 (略)

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号二の規定により団体及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 団体 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生

るのは「団体組合員」と、「組合に」とあるのは「地方職員共済組合に」と、「組合の」とあるのは「地方職員共済組合の」とする。

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第四十四条の第三第二項の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により団体（地共済法第四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この項において同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 団体 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項（第一号及び第一号の二を除く。）の規定によりその月に団体及び国が負担すべき金額の合計額に、団体支給給与月額（その月に当該団体が当該検察官等に支給した給料（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地共済法第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

二 (略)

(新設)

年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該団体が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した賞与の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(職務とともに教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第十条 (略)

2 法第四条第三項の規定により派遣された警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二條第二項の表第二條第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二條第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第

(職務とともに教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第十条 (略)

2 法第四条第三項の規定により派遣された警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二條第二項の表第二條第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二條第一項第六号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第十三條第二項各号列記以外の部分の項中「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一

百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国の」と、同表中

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体	国
-----------------------	--------	---

とあるのは

第百十三条第二項各号	地方公共団体	法科大学院設置者及び国
第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国

と、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第	職員団体

とあるのは

般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同表中

第百十三条第二項各号、第三項及び第四項	地方公共団体	国
---------------------	--------	---

とあるのは

第百十三条第二項第一号から第四号まで	地方公共団体	法科大学院設置者及び国
第百十三条第三項及び第四項	地方公共団体	国

と、

第百十六条第一項	地方公共団体	国
----------	--------	---

とあるのは

		第百十六条第一項			
三項において「地方公共団体等」という。		地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国の機関	第八十二条第一項	第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項
「地方公共団体等」という。		地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	法科大学院設置者及び国		

とする。

		第百十六条第一項			
		地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国の機関		
		地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国		

と、

同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十

3
(略)

- 一 法科大学院設置者 当該国の職員（地共済法第四百二十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月に全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額に、当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した報酬（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該国の職員の標準報酬の月額額の基礎となつた報酬月額とその月に当該国の職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額
- 二 国 当該国の職員に係る全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額から全ての法科大学院設置者に係る前号に定める金額を控除した金額

4 | 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第五号の規定により法科

「一」とあるのは「第百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法科大学院設置者 当該国の職員（地共済法第四百二十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月にすべての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額に、法科大学院設置者支給給与月額（その月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した給料（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（当該国の職員に係るすべての法科大学院設置者支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額
- 二 国 当該国の職員に係るすべての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額からすべての法科大学院設置者に係る前号に定める金額を控除した金額

(新設)

大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法科大学院設置者 当該国の職員である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した報酬の額を基礎として報酬月額に算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第二項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した賞与の額との合計額を当該国の職員の標準報酬月額と基礎となつた報酬月額とその月に当該国の職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該国の職員である第三号厚生年金被保険者に係る全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額の合計額から全ての法科大学院設置者に係る前号に定める額を控除した額

(専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等
共済組合法等の特例)

第十一条 地共済法第四十二条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定(地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学等に派遣された警察庁所属職員等(当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学に係る私学共済制度の加入者又は当該派

(専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等
共済組合法等の特例)

第十一条 地共済法第四十三条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定(地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学等に派遣された警察庁所属職員等(当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学に係る私学共済制度の加入者又は当該派

遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等に係る健康保険組合の組合員である被保険者となった者（地共済法第四十四条の三第一項に規定する団体職員となった者を除く。）に限る。以下この条及び次条第一項において「私立大学等派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員が私立大学等派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、私立大学等派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に地共済法第二条第一項第一号に規定する職員となったものとみなす。

2 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

3 (略)

4 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第一百三十二条第二項各号列記

遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等に係る健康保険組合の組合員である被保険者となった者（地共済法第四十四条の三第一項に規定する団体職員となった者を除く。）に限る。以下この条及び次条第一項において「私立大学等派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員が私立大学等派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、私立大学等派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に地共済法第二条第一項第一号に規定する職員となったものとみなす。

2 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の長期給付に関する規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

3 (略)

4 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により

以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国の」と、同表中

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体	国
-----------------------	--------	---

とあるのは

第百十三条第二項第三号	地方公共団体	法科大学院設置者及び国
第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国

と、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第三項において「地方公共団	職員団体

とあるのは

、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同表中

第百十三条第二項各号、第三項及び第四項	地方公共団体	国
---------------------	--------	---

とあるのは

第百十三条第二項第二号及び第三号	地方公共団体	法科大学院設置者及び国
第百十三条第三項及び第四項	地方公共団体	国

と、

第百十六条第一項	地方公共団体	国
----------	--------	---

とあるのは

<p>「体等」という。</p>	<p>第百十六條第一項 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体 第八十二條第一項</p>	<p>法科大学院設置者及び国の機関 法科大学院設置者及び国 同條第一項 読み替えられた 項の規定により</p>
-----------------	---	---

とする。

	<p>第百十六條第一項 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体 法科大学院設置者及び国の機関</p>
--	---

と、

同表第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一」とあるのは「第百四十四條の三十一」と、「地方公共団体」と

<p>3 (略)</p> <p>2 第十条第二項から第四項までの規定は、<u>複教校派遣警察庁所属職員等</u>について準用する。</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>5 前条第三項の規定は、前項の規定により読み替えられた地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法第一百三十二条の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額について準用する。この場合において、前条第三項第一号中「<u>第一百三条第二項</u>」とあるのは、「<u>第一百十三条第二項</u>（<u>第三号に係る部分に限る。</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前条第四項の規定は、<u>第四項の規定により読み替えられた地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法第一百六条第一項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額</u>について準用する。</p> <p>7 (略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>2 第十条第二項及び<u>第三項</u>の規定は、<u>複教校派遣警察庁所属職員等</u>について準用する。</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>あるのは「<u>地方公共団体又は特定地方独立行政法人</u>」と、「<u>国</u>」とあるのは「<u>法科大学院設置者及び国</u>」とする。</p> <p>5 前条第三項の規定は、前項の規定により読み替えられた地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法第一百三十二条の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額について準用する。この場合において、前条第三項第一号中「<u>第一百三条第二項</u>」とあるのは、「<u>第一百十三条第二項</u>（<u>第一号、第一号の二及び第四号を除く。</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)</p>

◎ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の特例）</p> <p>第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四十二条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣をされた警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下「交流派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（同法第四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣警察庁所属職員等となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣警察庁所属職員等が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同法第二条第一項第一号に規定する職員となったものとみなす。</p> <p>2 交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の退職等年金給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の特例）</p> <p>第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四十三条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣をされた警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下「交流派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（同法第四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣警察庁所属職員等となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣警察庁所属職員等が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同法第二条第一項第一号に規定する職員となったものとみなす。</p> <p>2 交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。</p> <p>3 (略)</p>

4 交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第四百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の」と、同表中

「 第四百十三条第二項各号 、第三項から第五項ま で」	地方公共団体	国
--------------------------------------	--------	---

とあるのは

「 第四百十三条第二項第三 号」	地方公共団体	派遣先企 業
「 第四百十三条第三項から 第五項まで」	地方公共団体	国

と、

4 交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第四百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国の負担金」と、同表中

「 第四百十三条第二項各 号、第三項及び第四 項」	地方公共団体	国
------------------------------------	--------	---

とあるのは

「 第四百十三条第二項第 二号及び第三号」	地方公共団体	派遣先 企業
「 第四百十三条第三項及 び第四項」	地方公共団体	国

と、

第百十六条第一項	
地方公共団体の 機関、特定地方 独立行政法人又 は職員団体	第八十二条第一 項
地方公共団体、 特定地方独立行 政法人又は職員 団体（第三項に 関する）	派遣先企 業
第八十二条第 五項の規定に よき読み 替へられ た同条第 一項	派遣先企 業

とする。

第百十六条第一項	
地方公共団体の 機関	国の機関
規定により地方 公共団体	規定によ り国
職員団体（第三 項において「地 方公共団体等」 という。）	職員団体

とあるのは

第百十六条第一項	
地方公共団体の機関 、特定地方独立行政 法人又は職員団体	派遣先 企業
地方公共団体、特定 地方独立行政法人又 は職員団体	派遣先 企業

と、

第百十六条第一項	
地方公共団体	国

とあるのは

において「地方公
共団体等」とい
う。）

同表第四百四十四条の二第二項及び第四百四十四条の三十一（見出しを含まず。）の項中「第四百四十四条の二第二項及び第四百四十四条の三十一」とあるのは「第四百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「派遣先企業」とする。

◎ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（抄）
 （第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下この条において「地共済法」という。）<u>第四十二</u>条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第十七条第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第四百二十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。</p> <p>2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、組織委員会における法第十六条第一項に規定する特定業務（法第十六条第一項に規定する特定業務をいう。）を公</p>	<p>（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下この条において「地共済法」という。）<u>第四十三</u>条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第十七条第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第四百二十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。</p> <p>2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の長期給付に関する規定の適用については、組織委員会における法第十六条第一項に規定する特定業務（法第十六条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみ</p>

務とみなす。

3 (略)

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第一号、第一号の二及び第四号を除く。」に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の」と、同表中

第百十三条第二項各号 、第三項から第五項ま で	地方公共団体	国
-------------------------------	--------	---

とあるのは

第百十三条第二項第三 号	地方公共団体	組織委員 会及び国
-----------------	--------	--------------

と、

なす。

3 (略)

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」とし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」とし、その他の職員」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の負担金」と、同表中

第百十三条第二項各号 、第三項及び第四項	地方公共団体	国
-------------------------	--------	---

とあるのは

第百十三条第二項第二 号及び第三号	地方公共団体	組織委員 会及び国
----------------------	--------	--------------

と、

第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国
-----------------	--------	---

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)	規定により国職員団体

とあるのは

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関
	第八十二条第一項	第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項
	地方公共団体、	組織委員

とする。

第百十三条第三項及び第四項	地方公共団体	国
---------------	--------	---

第百十六条第一項	地方公共団体	国
----------	--------	---

とあるのは

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関
	地方公共団体、	組織委員

とする。

特定地方独立行 政法人又は職員 団体（第二項に おいて「地方公 共団体等」とい う。）	会及び国
--	------

5 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額に算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

特定地方独立行 政法人又は職員 団体	会及び国
--------------------------	------

5 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会支給した読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する給料の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下この号及び次項において「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を組織委員会支給給与月額と国支給給与月額（その月に法第十九条第二項ただし書の規定により国が当該派遣警察庁所属職員等に支給した給与（以下この号において「国支給給与」という。）のうち一般職の職員の給

二 (略)

6 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第七号の規定により組織委

員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に

与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額と国支給給与のうち同法第十九条の四第一項に規定する期末手当に相当するものの額との合計額をいう。）との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 (略)

(新設)

係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

7 | 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条の規定の適用については、同条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしてゐる者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしてゐる者」とあるのは、七の二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員」とする。

6 | 派遣警察庁所属職員等に関する地共済令第四十二条の規定の適用については、同条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしてゐる者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしてゐる者」とあるのは、七の二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員」とする。

◎ 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下この条において「地共済法」という。）<u>第四十二條第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十條の三の規定を除く。以下この項において同じ。）</u>は、<u>法第四條第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條第一項に規定する地方警務官である者</u>（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第四百二十二條第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。</p> <p>2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、組織委員会における法第三条第一項に規定する特定業務（法第三条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。</p>	<p>（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下この条において「地共済法」という。）<u>第四十三條第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十條の三の規定を除く。以下この項において同じ。）</u>は、<u>法第四條第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條第一項に規定する地方警務官である者</u>（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第四百二十二條第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。</p> <p>2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の長期給付に関する規定の適用については、組織委員会における法第三条第一項に規定する特定業務（法第三条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。</p>

3 (略)

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第一号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の」と、同表中

第一百三十二条第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体	国
-------------------------	--------	---

とあるのは

第一百三十二条第二項第三号	地方公共団体	組織委員会及び国
第一百三十二条第三	地方公共団体	国

と、

3 (略)

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の負担金」と、同表中

第一百三十二条第二項各号、第三項及び第四項	地方公共団体	国
-----------------------	--------	---

とあるのは

第一百三十二条第二項第二号及び第三号	地方公共団体	組織委員会及び国
第一百三十二条第三	地方公共団体	国

と、

項から第五項まで

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	地方公共団体の機関	
	規定により地方公共団体	規定により
	共団体	り国
	職員団体(第三項において「地方公共団体等」という)	職員団体

とあるのは

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関
	第八十二条第一項	第八十二条第五項
		の規定により読み替えられた同条第一項
	地方公共団体、特	組織委員会

とする。

項及び第四項

第百十六条第一項	地方公共団体	国

とあるのは

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関
	地方公共団体、特	組織委員会

とする。

定地方独立行政法 会及び国 人又は職員団体 (第三項において「 地方公共団体等」 という。)	
---	--

5 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法(第一号において「読替後の地共済法」という。)第百十三条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替後の地共済法第百十二条第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬(読替後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。)の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等(読替後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額(地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。)の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

定地方独立行政法 会及び国 人又は職員団体	
-----------------------------	--

5 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法(第一号において「読替後の地共済法」という。)第百十三条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替後の地共済法第百十三条第二項(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会支給した給与月額(その月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した読替後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等の額との合計額をいう。以下この号において同じ。)を組織委員会支給給与月額と国支給給与月額(その月に法第六条第二項ただし書の規定により国が当該派遣警察庁所属職員等に支給した給与(以下この号において「国支給給与」という。)のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第五条第一項に規定

二 (略)

6 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第二項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

- 二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に

する俸給に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額と国支給給与のうち同法第十九条の四第一項に規定する期末手当に相当するものの額との合計額をいう。）との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 (略)

◎ 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前																										
<p>（廃止）</p>	<p>（平成二十七年年度における再評価率に関する読替え）</p> <p>第一条 平成二十七年年度における地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する再評価率については、同法別表第二を次のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <p>一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率</p> <table border="1" data-bbox="159 1160 810 2024"> <tbody> <tr> <td>昭和六十二年三月以前</td> <td>一・二二一</td> </tr> <tr> <td>昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで</td> <td>一・一八九</td> </tr> <tr> <td>昭和六十三年四月から平成元年十一月まで</td> <td>一・一六〇</td> </tr> <tr> <td>平成元年十二月から平成三年三月まで</td> <td>一・〇九〇</td> </tr> <tr> <td>平成三年四月から平成四年三月まで</td> <td>一・〇三九</td> </tr> <tr> <td>平成四年四月から平成五年三月まで</td> <td>一・〇一〇</td> </tr> <tr> <td>平成五年四月から平成六年三月まで</td> <td>〇・九九〇</td> </tr> <tr> <td>平成六年四月から平成七年三月まで</td> <td>〇・九八二</td> </tr> <tr> <td>平成七年四月から平成八年三月まで</td> <td>〇・九八一</td> </tr> <tr> <td>平成八年四月から平成九年三月まで</td> <td>〇・九七七</td> </tr> <tr> <td>平成九年四月から平成十年三月まで</td> <td>〇・九五七</td> </tr> <tr> <td>平成十年四月から平成十一年三月まで</td> <td>〇・九五一</td> </tr> <tr> <td>平成十一年四月から平成十二年三月まで</td> <td>〇・九五四</td> </tr> </tbody> </table>	昭和六十二年三月以前	一・二二一	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八九	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六〇	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九〇	平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三九	平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一〇	平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九〇	平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二	平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一	平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七	平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七	平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一	平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
昭和六十二年三月以前	一・二二一																										
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八九																										
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六〇																										
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九〇																										
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三九																										
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一〇																										
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九〇																										
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二																										
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一																										
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七																										
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七																										
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一																										
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四																										

二

昭五五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に
応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二二二一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇二一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇〇
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

	平成六年四月から平成七年三月まで	○・九八二
	平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八一
	平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七七
	平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五七
	平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五一
	平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
	平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
	平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
	平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
	平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
	平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
	平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
	平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
	平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
	平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三
三	昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に 応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十二年三月以前		一・二五七

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九

四

昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者
 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に
 応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇七
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九

五

昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	昭和六十二年三月以前	○・九六二
昭和三十二年四月から平成二十二年三月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	○・九七四
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	○・九八〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	平成元年十二月から平成三年三月まで	○・九八二
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	○・九八三
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	○・九七九
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	○・九五三
	平成六年四月から平成七年三月まで	
	平成七年四月から平成八年三月まで	
	平成八年四月から平成九年三月まで	
	平成九年四月から平成十年三月まで	
	平成十年四月から平成十一年三月まで	
	平成十一年四月から平成十二年三月まで	
	平成十二年四月から平成十三年三月まで	
	平成十三年四月から平成十四年三月まで	

組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇七
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七三
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六

平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十二年三月以前	一・二六九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一一
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九九〇

昭和六十二年三月以前	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	○・二七九	一・二四六	一・二二七
昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれ た者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区 分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	昭和十一年四月から平成十年三月まで	平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九七五	○・九五四	○・九五四
	平成十一年四月から平成十二年三月まで	平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五五	○・九五四	○・九五九
	平成十二年四月から平成十三年三月まで	平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五四	○・九五九	○・九六六
	平成十三年四月から平成十四年三月まで	平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六六	○・九五九	○・九七五
	平成十四年四月から平成十五年三月まで	平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九五九	○・九七五	○・九七九
	平成十五年四月から平成十六年三月まで	平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七九	○・九八〇	○・九八〇
	平成十六年四月から平成十七年三月まで	平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八〇	○・九八一	○・九八一
	平成十七年四月から平成十八年三月まで	平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成十八年四月から平成十九年三月まで	平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成十九年四月から平成二十年三月まで	平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成二十年四月から平成二十一年三月まで	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九八一	○・九八一	○・九八一
	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで		○・九八一	○・九八一	○・九八一

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれ
た者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区
分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇五
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三
昭和十三年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七六

九

昭和十三年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属

(削る)

平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七九
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七九
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七六
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六〇
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八一
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五一
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五一

(度平成二十七年以後における停止解除調整変更額及び支給停止調整額の改定)

第二条 平成二十七年以後における地方公務員等共済組合法第八十一条第二項第二号に規定する停止解除調整変更額については、同条第四項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

2 | 平成二十七年以後における地方公務員等共済組合法第八十二条第一項に規定する支給停止調整額については、同条第二項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

(削る)

(平成二十七年に於ける給料年額改定率に關する読替え)

第三条 平成二十七年に於ける地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、同法附則別表第六を次のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

(平成二十七年に於ける従前額改定率の改定等)

第四条 平成二十七年に於ける地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)次項において「平成十

(削る)

「二年改正法」という。）附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇〇〇とし、同月二日以後に生まれた者については〇・九九八とする。

2 平成十二年改正法附則別表平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九二三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九二六
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九二四
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九二四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九一四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九二七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九三四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九三七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九三七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九三二
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九〇九

◎ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定の適用）</p> <p>第二十七条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、地方公務員等共済組合法施行令第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二の規定を適用する場合には、同令第二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは「当該事業年度における老人保健拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金をいう。次条第一項及び附則第三十条の二において同じ。）」と、同令第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二中「前期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、前期高齢者納付金等」とする。</p> <p>（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五十三条 第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済令」という。）第二十三条の三第二項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。</p>	<p>附則 （老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定の適用）</p> <p>第二十七条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、第九條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済令」という。）第二十八条第一項及び第五項並びに地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の規定を適用する場合には、<u>新地共済令</u>第二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは「当該事業年度における老人保健拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金をいう。以下同じ。）」と、<u>同条</u>第五項及び地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二中「前期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、前期高齢者納付金等」とする。</p> <p>（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五十三条 <u>新地共済令</u>第二十三条の三第二項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。</p>

2

(略)

2

(略)